

平成 30 年度第 3 回野田市環境審議会

会 議 次 第

《日 時》 平成 31 年 1 月 29 日(火) 15:00～

《場 所》 野田市役所 2 階中会議室 1・2

1 市 長 挨 拶

2 議 事

(1) 委員長の選任について

(2) 副委員長の選任について

(3) 野田市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例の制定に伴う

パブリックコメント手続の結果について

答申 野田市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例の制定

について

(4) 野田市環境調査報告書（案）について

(5) ポイ捨て等調査結果について

①ポイ捨て等禁止重点区域（梅郷駅周辺）のポイ捨て等調査結果

②重点区域（梅郷駅周辺）以外のポイ捨て等調査結果

(6) 委員名簿のホームページ公表について

3 そ の 他

平成 30 年度 第 3 回環境審議会

議案第 3 号

野田市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例
の制定に伴うパブリックコメント手続き結果について

野田市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例(案)に対する意見募集の結果について

パブリック・コメント手続によって寄せられた意見と市の考え方は、次のとおりです。

1 政策等の題名

野田市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例(案)及び野田市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例施行規則(案)

2 意見の募集期間

平成30年11月15日(木曜日)から12月14日(金曜日)まで

3 意見の募集結果

①提出者数・意見数	2人	6件
②提出方法	直接持参	0人 0件
	郵送	0人 0件
	FAX	0人 0件
	Eメール	2人 6件
③政策等に反映した意見		3件

4 意見の概要と市の考え方

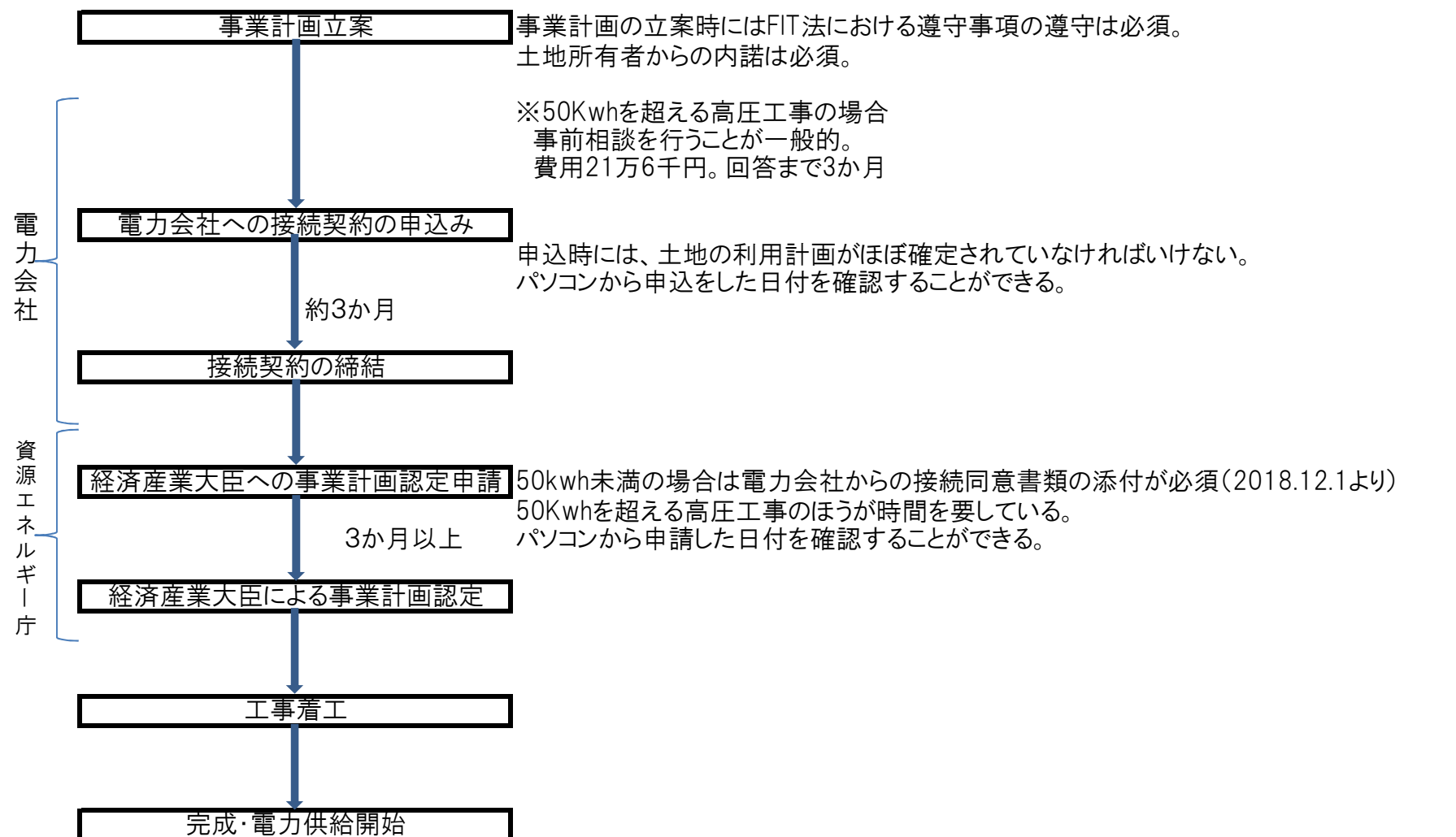
No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
野田市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例(案)			
1	(第2条第7号) 太陽光発電設置事業を行うにあたり、第2条(7)の近隣関係者への対応が必要となるわけですが、その地域住民の対象範囲が必要以上に大きいように感じます。 事業地の場所によっては土地の所有者が近隣に在住していない場合も想定されるため、「隣接して」「居住する」人に限定しての対応が、適当ではないかと思われる次第です。	近隣関係者の範囲については、設置事業に伴う工事や設置後の太陽光パネルの反射光、キュービクル等の騒音等を考慮し、隣接地だけでなく、少なくとも事業区域の境界から50メートルの範囲を設定しています。 また、地域住民に50メートル以内の土地や建築物の所有者を加えることは、事業者の責務として、当該事業を周知し、良好な生活環境を維持していく上で、妥当と考えます。	修正無し
2	(附則) 本条例の施行前に東京電力への受給契約申込申請又は接続検討の申込を終えているものについては、本条例の適用除外とすべきであると考	附則における適用除外の範囲については、条例施行時に「電力会社への接続契約を申込済である」案件については、発電事業に係る遵守事項や届出について適用し、設置事業に	修正有り

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
	えます。 なぜならこれらの申請又は申込には、東京電力でも設計、折衝を経ての申請・申込であり、これらの案件についても本条例の適用対象となると緩衝帯及び緑化施設等の設備の計画が追加されるため、太陽光パネルの枚数が計画当初より少なくなり、配電線への系統連系にも影響し、事業計画が成り立たなくなります。 事業計画から設置事業に着手するまでに、東京電力・経済産業省などを経てくるために数年かかる現状においては、条例施行から適用までの期間が短かすぎるため、現状に即し、こうした事案については適用除外とすることを求めます。	係る遵守事項や届出については適用除外とします。 今回のご意見を頂き、太陽光発電設備の立案から工事着工までの工程を再確認したところ、従来、電力会社への接続契約の申込みと事業計画認定の申請の順序については同時申込等が可能でしたが、平成30年12月1日以降からは、資源エネルギー庁への事業計画認定の申請時、50kW未満の太陽光発電設備では電力会社からの接続同意書類の添付が必須となったこと、また、電力会社への接続契約の申込時には、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法における遵守事項を遵守し、事業区域内の土地の利用計画がほぼ確定していなければならないこと、さらに電力会社への接続契約の申込において費用負担が発生することを考慮し、条例施行時の適用除外について修正します。	
野田市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例施行規則(案)			
3	(別表第2「緩衝帯の設置」) 事業区域の面積により緩衝帯の幅が大きくなる案となっていますが、なぜそうした数値となっているのでしょうか。緑化の面積が事業計画の面積に比例するのはわかりますが、緩衝帯の幅を事業面積への比例とする必要性について再考願いたい。	緩衝帯については、騒音及び振動等に対し、良好な生活環境を維持するため、義務付けようとするものです。 緩衝帯の幅員については、発電量に応じてパワーコンディショナー等の設置数又は出力が増えることが想定されることから、面積に比例したものとしております。また、幅員については、都市計画法施行規則や野田市墓地等の経営の許可等に関する条例を参考にしています。	修正無し
4	(別表2「緩衝帯の設置」) 緩衝帯については、キュービクル等からの音に対するものと思われま	緩衝帯については、騒音及び振動等に対し、良好な生活環境を維持するため、義務付けようとするもので	修正無し

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
	すが、「太陽光発電設備による騒音及び振動の対策」の項目において、「地域住民等と協議し、必要な対策（緩衝帯の設置、防音壁の設置等）を講ずること。」としていることから、不要と考えます。	す。地域住民等との協議により、事業区域に最適で必要な対策を講じることとはもちろんですが、緩衝帯の幅員についても一定の基準を設けることは必要と考えます。	
5	（施行規則別表2「緑化施設の設置」） 緑化施設については、緩衝帯を義務付けていることや雑草等による苦情を考慮し不要と考えます。また、養生シートを敷けば、雑草が生えることや除草剤の散布を防ぐこともできるのに、緑化施設が義務付けられると、事業区域全体に養生シートを敷くことができなくなってしまう。	緑化施設については、造成工事を伴う場合は、森林伐採等による緑化の減少が考えられることから、面積に応じて義務付けようとするものです。 養生シート等を活用することは適切な維持管理の一助となりますが、緑化施設については、緑を創出することで、ヒートアイランド対策や大気の浄化等、都市の魅力アップ等にも期待されますので、太陽光発電設備を設置する場合においても、より一層の緑化を推進するために規定しているものです。 また、緑化施設については、緩衝帯の区域内に設置できるように「可能な範囲内において緩衝帯の設置場所付近に設けること。」を、「可能な範囲内において緩衝帯の設置場所等に設けること。」に修正します。	修正有り
6	（別表2「植栽等による対策」） 植樹帯については、樹木を植えることで中が見えなくなり、不法投棄や不審者、車から曲がり角の先が見えづらくなる等、逆に不安材料となってしまう場合もあることから、遵守内容に「特に地域住民等からの要望がある場合」といった文言を加え、地域の実情に応じた対応とすべきです。また、植樹帯の弊害として、落ち葉等で苦情となってしまうこともあり得ます。	植樹等による対策として、『景観への配慮が必要な地域に太陽光発電設備を設置する場合には』としていましたが、野田市全域が太陽光発電設備の抑制区域であり、景観への配慮が必要な地域として、市街化調整区域の農地等も含まれ、大部分が配慮の必要な地域であることから、次のように変更します。 『太陽光発電設備を設置する場合において地域住民等からの要望があるときは、通行者、車両等から直接	修正有り

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
	パブコメ時の案「景観への配慮が必要な地域に太陽光発電設備を設置する場合には、通行者、車両等から直接見えないよう、植栽等で対策を講ずること。」 改正案「景観への配慮が必要な地域で、かつ特に地域住民等からの要望があるときは、太陽光発電設備を設置する場合には、通行者、車両等から直接見えないよう、植栽等で対策を講ずること。」	見えないよう植栽等で対策を講ずること。』に変更します。	

○再生可能エネルギー発電設備の計画立案から工事着工までのフロー図



電力会社への接続契約の申込み時の発電量と、事業計画認定申請時、また、工事後での発電量との差が上限3%、下限20%を超える場合、接続契約の申込からやり直す必要がある。

緩衝帯に係る参考資料

◎都市計画法施行規則第 23 条の 3

開発区域面積	緩衝帯の幅
1ha以上1.5ha未満	4m
1.5ha以上5ha未満	5m
5ha以上15ha未満	10m
15ha以上25ha未満	15m
25ha以上	20m

◎野田市墓地等の経営の許可等に関する条例第 9 条

墓地の面積	緑地帯の幅
3,000 m ² 以上 4,000 m ² 未満	1m 以上
4,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	2m 以上
5,000 m ² 以上 6,000 m ² 未満	3m 以上
6,000 m ² 以上 7,000 m ² 未満	4m 以上
7,000 m ² 以上 8,000 m ² 未満	5m 以上
8,000 m ² 以上 9,000 m ² 未満	6m 以上
9,000 m ² 以上 1ha 未満	7m 以上
1ha 以上	8m 以上

◎野田市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例施行規則（案）

【緩衝帯】

事業面積	緩衝帯の幅
0.3ha未満	1m以上
0.3ha以上1ha未満	2m以上
1ha以上	3m以上

【緑化施設】

造成面積	造成面積に対する割合
0.2ha未満	10%以上
0.2ha以上1ha未満	20%以上
1ha以上	30%以上

パブリック・コメント手続の結果を受けた修正案（抜粋）

改 正 案	パブリック・コメント手続実施時
○野田市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例(案) 附 則 <u>(施行期日)</u> 1 この条例は、平成３１年４月１日から施行する。 <u>(経過措置)</u> 2 第７条、第８条、第９条、第１０条（設置事業に係る部分に限る。）及び第１１条第１項（設置事業に係る部分に限る。）の規定は、この条例の施行前にされた特定契約（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第２条第５項に規定する特定契約をいう。）の申込みに係る太陽光発電設備に係る設置事業については、適用しない。 3 この条例の規定は、この条例の施行前に開始された発電事業については、適用しない。	○野田市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例(案) 附 則 この条例は、平成３１年４月１日から施行し、<u>同年７月１日以後に設置事業に着手する太陽光発電設備に係る設置事業及び発電事業について適用する。</u>

改 正 案	パブリック・コメント手続実施時
○野田市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例施行規則（案） 別表第２（第８条第１項） 緑化施設の設置 造成を行う場合には、造成面積（太陽光発電設備を設置しようとする土地に隣接し、一体的な他の目的の利用のために造成した土地の面積を含む。）に応じ、それぞれ次に掲げる造成面積に対する割合の緑化施設（植栽、花壇その他の緑化のための施設及び敷地内の保全された樹木をいう。以下同じ。）を、可能な範囲内において緩衝帯の設置場所等に設けること。 １ 造成面積が２，０００平方メートル未満の場合 １０パーセント以上 ２ 造成面積２，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満の場合 ２０パーセント以上 ３ 造成面積が１０，０００平方メートル以上の場合 ３０パーセント以上 自然の景観への配慮 河川等の自然景観を阻害しないように太陽光発電設備の設置位置、形態意匠、色彩等に配慮すること。 植栽等による対策 太陽光発電設備を設置する場合において<u>地域住民等からの要望があるときは、通行者、車両等から直接見えないよう植栽等で対策を講ずること。</u>	○野田市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例施行規則（案） 別表第２（第８条第１項） 緑化施設の設置 造成（<u>整地を含む。</u>）を行う場合には、造成面積（太陽光発電設備を設置しようとする土地に隣接し、一体的な他の目的の利用のために造成した土地の面積を含む。）に応じ、それぞれ次に掲げる造成面積に対する割合の緑化施設（<u>芝の設置、樹木の植栽又は樹木の保全</u>）を、可能な範囲内において緩衝帯の設置場所<u>付近</u>に設けること。 １ 造成面積が２，０００平方メートル未満の場合 １０パーセント以上 ２ 造成面積２，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満の場合 ２０パーセント以上 ３ 造成面積が１０，０００平方メートル以上の場合 ３０パーセント以上 自然の景観への配慮 <u>山並み、丘陵、</u>河川等の自然景観を阻害しないように太陽光発電設備の設置位置、形態意匠、色彩等に配慮すること。 植栽等による対策 <u>景観への配慮が必要な地域に</u>太陽光発電設備を設置する場合<u>には、通行者、車両等から直接見えないよう、</u>植栽等で対策を講ずること。

野田市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、市内における太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理に関し必要な事項を定めることにより、災害の防止、良好な生活環境の維持並びに豊かな自然環境及び魅力ある景観の保全を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第3項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、太陽光を再生可能エネルギー源とする設備（建築物の屋根又は屋上に設置するもの、送電に係る電柱等を除く。）をいう。
- (2) 設置事業 太陽光発電設備の設置を行う事業（盛土、切土等の土地の造成並びに立木及び竹木の伐採を含む。）をいう。
- (3) 発電事業 太陽光発電設備による発電その他の太陽光発電設備の維持管理を行う事業をいう。
- (4) 事業者 設置事業又は発電事業を行う者をいう。
- (5) 事業区域 設置事業又は発電事業を行う一団の土地（継続的又は一体的に当該設置事業又は当該発電事業を行う土地を含む。）をいう。
- (6) 地域住民 事業区域を含む自治会（一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成される団体をいう。）の区域に居住する住民をいう。
- (7) 近隣関係者 事業区域の境界から50メートル以内の区域に土地又は建築物を所有する者及び当該建築物に居住する者をいう。

（市の責務）

第3条 市は、この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、設置事業及び発電事業の実施に当たり、関係法令及びこの条例を遵守し、本市における災害の防止、良好な生活環境の維持並びに豊かな自然環境及び魅力ある景観の保全に十分配慮するとともに、地域住民及び近隣関係者（以下「地域住民等」という。）との良好な関係を保つよう努めなければならない。

(適用範囲)

第5条 この条例の規定は、発電出力が30キロワット以上の太陽光発電設備に係る設置事業及び発電事業について適用する。

(抑制区域)

第6条 市長は、本市における災害の防止、良好な生活環境の維持並びに豊かな自然環境及び魅力ある景観の保全が必要な地区を抑制区域として指定するものとする。

2 市長は、抑制区域において設置事業が計画された場合は、当該事業者に対し、当該設置事業を自粛するよう要請するものとする。

(設置事業の周知等)

第7条 事業者は、次条第1項の規定による届出を行う前に、地域住民等に対し、同項各号に掲げる事項、当該設置事業の工事に係る施工方法及び安全対策その他周知すべき事項を周知するとともに、地域住民等から当該設置事業に係る説明会の開催の要請があったときは、これに応じなければならない。

2 事業者は、前項の周知又は説明会の開催により、地域住民等の理解を得るよう努めなければならない。

3 事業者は、設置事業に着手しようとする日の60日前から当該設置事業が完了する日まで、規則で定める看板を事業区域内の見やすい場所に設置しなければならない。

(届出及び協議)

第8条 事業者は、市内において設置事業を実施しようとするときは、当該設置事業に着手しようとする日の60日前までに、次に掲げる事項を市長に届け出ることにより、市長と設置事業に関する協議を開始しなければならない。

(1) 事業者の氏名、住所及び連絡先（法人にあっては、その名称、代表者の

氏名、主たる事務所の所在地及び連絡先)

(2) 設置事業の着手予定年月日及び完了予定年月日

(3) 事業区域の所在、地番、地目及び面積

(4) 設置事業及び発電事業の内容

(5) その他市長が必要と認める事項

2 事業者は、前項の規定により届け出た事項に変更が生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(協議終了の通知)

第9条 市長は、前条第1項の規定による協議が終了したときは、事業者に当該協議が終了した旨を通知するものとする。

2 市長は、必要に応じて、前項の通知に意見を付すものとする。

3 事業者は、第1項の通知を受けるまでは、設置事業に着手してはならない。

(事業の着手等の届出)

第10条 事業者は、設置事業の着手、完了、中止若しくは再開又は発電事業の開始若しくは終了をした場合は、速やかに市長に届け出なければならない。

(事業に関する遵守事項)

第11条 事業者は、設置事業及び発電事業の実施に当たっては、規則で定める事項を遵守しなければならない。

2 事業者は、発電事業の開始の日から当該発電事業が終了する日まで、規則で定める看板を事業区域内の見やすい場所に設置しなければならない。

(事業の完了又は終了の確認)

第12条 市長は、第10条の規定による設置事業の完了の届出又は発電事業の終了の届出があったときは、当該設置事業の完了又は当該発電事業の終了の状況について確認を行うものとする。

(報告及び立入調査)

第13条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、設置事業若しくは発電事業に関する報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、営業所、事業所若しくは事業区域に立ち入らせ、設置事業若しくは発電事業に関する事項について調査させ、若しくは関係者に対する質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(助言、指導及び勧告)

第14条 市長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に対し、必要な措置を講ずるよう助言又は指導をすることができる。

2 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 第8条第1項又は第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(2) 正当な理由がなく第9条第1項の規定による協議が終了した旨の通知を受ける前に事業に着手したとき。

(3) 前条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(4) 前項の規定による助言又は指導に正当な理由がなく従わなかったとき。

(公表)

第15条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、当該事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに当該勧告の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該事業者に対し、その旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第7条、第8条、第9条、第10条（設置事業に係る部分に限る。）及び第11条第1項（設置事業に係る部分に限る。）の規定は、この条例の施行前にされた特定契約（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第2条第5項に規定する特定契約をいう。）の申込みに係る太陽光発電設備に係る設置事業については、適用しない。
- 3 この条例の規定は、この条例の施行前に開始された発電事業については、適用しない。

野田市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例施行規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、野田市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例（平成31年野田市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

（抑制区域）

第3条 条例第6条第1項に規定する抑制区域は、野田市全域とする。

（設置事業に係る看板）

第4条 条例第7条第3項の規則で定める看板は、太陽光発電設備設置事業のお知らせとする。

（設置事業の届出）

第5条 条例第8条第1項の規定による届出は、事前協議書に、次に掲げる書類を添付した正本及び副本各1部により行うものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業区域等状況調書
- (3) 地域住民等説明会報告書
- (4) 地域住民等説明報告書
- (5) 別表第1に定める図書

2 条例第8条第2項の規定による変更の届出は、変更協議書に、前項各号に掲げる書類のうち変更に係る書類を添付した正本及び副本各1部により行うものとする。

（協議終了の通知）

第6条 条例第9条第1項の通知は、事前協議終了通知書により行うものとする。

（事業の着手等の届出）

第7条 条例第10条の規定による届出は、事業（着手・完了・中止・再開・開始・終了）届出書により行うものとする。

（事業に関する遵守事項）

第8条 条例第11条第1項の規則で定める事項は、設置事業にあつては別表第2に、発電事業にあつては別表第3に掲げるものとする。

2 条例第11条第2項の規則で定める看板は、太陽光発電設備に関するお知らせとする。

（身分証明書）

第9条 条例第13条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書によるものとする。

（助言、指導及び勧告）

第10条 条例第14条第1項の規定による助言又は指導は、助言（指導）通知書によるものとする。

2 条例第14条第2項の規定による勧告は、勧告書によるものとする。

（公表）

第11条 条例第15条第1項の規定による公表は、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

（意見を述べる機会の付与）

第12条 条例第15条第2項の規定による意見を述べる機会の付与は、意見を述べる機会の付与通知書によるものとする。

2 事業者は、条例第15条第2項の規定により意見を述べようとするときは、公表に関する意見書によるものとする。

（補則）

第13条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

別表第 1（第 5 条第 1 項第 5 号）

図書の種類	備考
1 位置図及び案内図	
2 土地利用計画図（太陽光発電設備の施工図）	縮尺 1，000 分の 1 以上の図面で発電設備、緑地（既存及び新設）、防災施設、緩衝施設等の配置等が分かるもの
3 土地造成計画（平面図及び断面図） (1) 土地現況図 (2) 土地造成計画図	縮尺 1，000 分の 1 以上の図面で切土箇所、盛土箇所（色分け）、高低差、のり面の勾配角度及び保護措置（擁壁等）の設置状況等が分かるもの
4 雨水排水計画図	排水施設配置図、排水計算書、地質調査書等に関するもの
5 工作物構造図	排水施設及び事業区域境界付近の防災措置、緩衝施設等の詳細が分かるもの
6 公図及び地積図	公図には、近隣関係者として事業の説明が必要なものに係る土地の所有者及び地番を記入すること。
7 事業区域内の登記事項証明書	副本は、写しの添付によることができる。
8 条例第 7 条第 3 項に規定する看板を設置したことが分かるもの	カラー写真とする。
9 他の法令による許可、認可等を受けている場合には、その写し	
10 その他市長が必要と認める図書	

別表第 2（第 8 条第 1 項）

設置事業に関する遵守事項		
関連法令等の遵守	電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）	電気事業法を遵守し、太陽光発電設備の工事を行うことができる有資格者が決定していること。
	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律 108 号）	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の事業計画認定（設備認定）及び電力会社との系統連系に関する協議が進められ、事業を行うことに支障がないこと。
	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）	工事車両等に関して、道路管理者と協議すること。協議の結果、特殊車両の許可を要する場合には、当該許可を受け、又はその見込みがあること。
		工事に使用する道路に関して、道路管理者と協議し、工事車両等により道路を損傷した場合には、事業完了後に、原形復旧をすること。
	その他関連法令等の遵守	事業に関連する法令及び条例等を遵守しなければならない。
事業の確実性	土地及び建物の使用权又は所有者の同意	事業者が事業区域の土地及び建物を使用する権利があるか又は所有者の同意を得ていること。
	上記以外の権利者の同意	事業区域の土地及び建物に処分制限の登記における登記権利者がいる場合には、その者の同意を得ていること。
	資金計画	事業の工事の資金計画に支障がないこと。
	工事施工者	工事施工者に事業を行う能力及び信用

		があること。
事業区域の明確化	境界の明確化	事業区域の範囲を土地の筆界により明確にすること。
	フェンス等の設置	事業区域の外周に第三者が敷地内に進入できないようフェンス等を設置すること。
生活環境の維持	建設機械等による周辺への影響の防止	1 建設機械又は工事に伴う騒音又は振動について、事業区域周辺に影響を与えないよう適切な対策を講ずること。 2 工事に使用する建設機械に関して、騒音規制法（昭和43年法律第98号）及び振動規制法（昭和51年法律第64号）の届出がされているか又は手続上支障がないこと。
	工事車両による周辺への影響の防止	工事車両の通行等による大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、砂又はほこりの飛散等により事業区域周辺に影響を与えないように適切な対策を講ずること。
	除草剤散布による周辺への影響の防止	1 除草剤を散布する場合には、事前に散布の日時、使用する除草剤名及び除草剤による影響等について、地域住民等への周知を図るとともに、周辺に飛散しないように万全の対策を講ずること。 2 学校、病院等の公共施設、住宅又は農地に隣接している場合には、それぞれの関係者と十分に協議すること。
	太陽光発電設備による騒音及び振動の対策	1 太陽光発電設備（パワーコンディショナー、キュービクル等）から発生す

	る騒音及び振動に関して、事前協議書の提出前に地域住民等と協議し、必要な対策（緩衝帯の設置、防音壁の設置等）を講ずること。 2 騒音規制法及び振動規制法の届出対象である場合には、届出がされているか又は手続上支障がないこと。
太陽光発電設備による圧迫感、熱等の対策	太陽光発電設備による圧迫感、熱等に関して、事前協議書の提出前に地域住民等と協議し、必要な対策（緩衝帯の設置、植栽等の設置等）を講ずること。
パネルの反射光の対策	太陽光発電設備のパネルによる反射光に関して、事前協議書の提出前に地域住民等と協議し、必要な対策（緩衝帯の設置、低反射タイプパネルへの変更又は傾きの調整）を講ずること。
道路の視界確保	道路に近い場所に太陽光発電設備を設置する場合には、道路の見通しの妨げにならないよう必要な対策（道路から後退する等）を講ずること。
緩衝帯の設置	事業区域の境界に沿って、その内側に次の事業区域の面積に応じた緩衝帯が設けられること。 1 0.3ヘクタール未満 幅1メートル以上 2 0.3ヘクタール以上1ヘクタール未満 幅2メートル以上 3 1ヘクタール以上 幅3メートル以上

	山林の保全	山林の伐採は、最小限に留めるようにすること。
	緑化施設の設置	造成を行う場合には、造成面積（太陽光発電設備を設置しようとする土地に隣接し、一体的な他の目的の利用のために造成した土地の面積を含む。）に応じ、それぞれ次に掲げる造成面積に対する割合の緑化施設（植栽、花壇その他の緑化のための施設及び敷地内の保全された樹木をいう。以下同じ。）を、可能な範囲内において緩衝帯の設置場所等に設けること。 1 造成面積が2,000平方メートル未満の場合 10パーセント以上 2 造成面積2,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 20パーセント以上 3 造成面積が10,000平方メートル以上の場合 30パーセント以上
	樹木を含む事業区域内廃棄物の適正処分	伐採した木竹、除根した木竹の根、雑草、腐植土、工事に伴う廃棄物等については、事業区域外に搬出し、適正な処分を行うこと。
魅力ある景観の保全	市街地の景観への配慮	市街地、住宅地等の街並み等の景観を阻害しないように太陽光発電設備の設置位置、形態意匠、色彩等に配慮すること。
	史跡、文化財等の景観への配慮	史跡、文化財等の景観を阻害しないように太陽光発電設備の設置位置、形態意

		匠、色彩等に配慮すること。
	自然の景観への配慮	河川等の自然景観を阻害しないように太陽光発電設備の設置位置、形態意匠、色彩等に配慮すること。
		自然の景観を損なわないように努めるとともに、自然の保全に努めること。
	植栽等による対策	太陽光発電設備を設置する場合において地域住民等からの要望があるときは、通行者、車両等から直接見えないよう植栽等で対策を講ずること。
	太陽光発電設備のパネルの色彩等の対策	太陽光発電設備は、黒、グレー系、ダークブラウン系その他周囲と調和したできる限り目立たない色彩とすること。
災害の防止（防災安全対策）	太陽光発電設備の色彩等の対策（パネル以外）	パワーコンディショナー、分電盤、フェンス等の付属設備の色彩は、周囲の景観と調和したできる限り目立たない色彩とすること。
	造成計画の調査及び設計	1 事業区域内の造成に伴い、現況高、計画高等の雨水処理対策の設計に必要な調査を行うこと。 2 高さ1メートルを超える擁壁を設置する場合には、地下水位の高さ、地質、地耐力等の擁壁計算に必要なデータを地盤調査により確認し、適切な擁壁等を設置する設計を行うこと。
	盛土及び切土工事に関する安全対策	造成した後の地盤に雨水その他地表水の浸透によるゆるみ、沈下又は崩壊が生じないようにおおむね30センチメートル以下の厚みの層に分けた土盛り、ローラ

		一その他これらに類する建設機械を用いた締固め等の措置を講ずること。
		切土した後の地盤にすべりやすい土質の層があるときは、安全確保のための措置を講ずること。
		のり面又は崖の上端に続く地盤面は、特別な事情がない限り、そののり面又は崖の反対方向に雨水その他地表水が流れるよう勾配が設けられていること。
	崖地対策	造成により崖が生じた場合には、当該崖が擁壁で覆われていること。
		造成によりのにり面が生じた場合には、当該のにり面が擁壁で覆われているか又はのにり面の保護対策がされていること。
		のり面又は崖の上に太陽光発電設備を設置する場合には、のり面又は崖の下端（のにり面又は崖の下に太陽光発電設備を設置する場合にあっては、のり面又は崖の上端）から太陽光発電設備（フェンス等の工作物を含む。）までの水平距離が、のり面又は崖の高さの2倍以上あること。
		のり面又は崖を造成して太陽光発電設備を設置する場合には、千葉県が策定する「開発許可制度の解説」の宅地造成に関する工事の技術的基準に適合する段切り等を行うこと。
		造成により生じたのにり面又は崖であつて、造成後の地盤面との高低差が0.5

	メートル以上のものを擁壁で覆う場合には、建築用コンクリートブロック、コンクリート柵工等簡易な擁壁を使用せず、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造の擁壁を使用すること。 1 擁壁の高さが1メートルを超える場合には、千葉県が策定する「開発許可制度の解説」の宅地造成に関する工事の技術的基準に適合すること。 2 擁壁の高さが2メートルを超える場合には、建築確認を受けていること。
雨水対策	1 事業区域内の雨水は、敷地内で処理をすること。 2 太陽光発電設備から発生する雨水について、雨水の落下地点が洗掘されず、雨水が敷地内に浸透するように雨樋の設置、砕石敷の設置等の対策を講ずること。 3 事業区域外に明らかに雨水が流出すると市長が判断した場合には、市長が指定する雨水対策を講ずること。
湧き水対策	事業区域内に湧き水が発生している場合には、適切に処理する施設の設置等の対策をとること。
事業区域と道路の接続	事業区域と道路が接しており、工事車両等の通行に支障のない幅員が確保されていること。
工事車両等に対する安全	1 工事車両等が事業区域内外に出入り

	対策	する際に、地域住民等及び道路通行車の安全を確保する措置を講ずること。 2 地域住民等から更なる安全確保についての要請があった場合には、誠意をもって対応すること。
	工事期間中の安全対策	工事期間中は、第三者が事業区域に入らないよう措置を講ずること。 工事中の土砂流出及び粉じん対策が必要となった場合には、仮囲い、素掘り側溝、小堤、仮排水処理施設、防塵ネット等の設置等を行うこと。
	支持物（架台、架台基礎等）の安全確保対策	太陽光発電設備の太陽電池モジュールの支持物は、支持物の高さにかかわらず日本工業規格 J I S C 8 9 5 5「太陽電池アレイ用支持物設計標準」に規定する強度を有し、単管パイプ等の簡易的なものを使用しないこと。ただし、市長が市の施策を実現するためやむを得ないと認めるものはこの限りでない。 太陽光発電設備の支持物の基礎は、原則として、布基礎、べた基礎又は杭基礎（建築基準法施行令（昭和 2 5 年政令第 3 3 8 号）第 9 3 条に規定する国土交通大臣が定める方法により安全性確認がされた物に限る。）とし、簡易的なものではないこと。ただし、市長が市の施策を実現するためやむを得ないと認めるものはこの限りでない。
地域住	市街地及び住宅密集地帯	市街地及び住宅密集地帯では、生活環

民等との共生	への地域住民等への説明	境、景観、防災等の点で特に問題が発生しやすいことから、事前協議書の提出前に事業内容を地域住民等に十分説明し、理解を得た上で必要な対策を講ずること。
	工事に伴う苦情及び要望への対応	工事の開始後に、事業に関して苦情又は要望があった場合には、苦情者等に説明を行い、問題の解決のために必要な対策を講ずること。
	異常又は災害発生時の対応	事業に起因すると思われる異常が発生した場合又は災害が発生した場合には、迅速かつ誠実に対応するとともに、速やかに市及び地域住民等に連絡すること。
	設置事業に関する看板の設置	条例第7条第3項に規定する看板を事業区域内の見やすい場所に設置すること。

別表第3（第8条第1項）

発電事業に関する遵守事項		
関連法令等の遵守	維持管理に関連する法令及び条例等を遵守すること。	
太陽光発電設備及び事業区域の維持管理	太陽光発電設備の保守点検	1 太陽光発電設備は、電気事業法の保安規定等より定期的な保守点検を行い、適切に管理すること。 2 保守点検については、「太陽光発電システム保守点検ガイドライン（JEMA／JPEA制定）」により行うこと。
	事業区域の清掃等	事業区域内の施設及び敷地は、定期的に清掃、除草等を行い、適切に管理すること。
	除草剤の散布による周辺への影響の防止	1 除草剤を散布する場合には、事前に散布の日時、使用する除草剤名及び除草剤による影響等について、地域住民等への周知を図るとともに、周辺に飛散しないよう万全の対策を講ずること。 2 学校や病院等の公共施設、住宅又は農地に隣接している場合には、それぞれの関係者と十分に協議すること。
管理上通路の確保	事業区域と道路が接しており、管理上事業区域内に入ることにより支障がないこと。	
設置した施設等の維持管理	1 設置事業により設置した雨水処理施設、緩衝帯、緑化施設、敷材、工作物等について、棄損することなく適切に維持管理をすること。 2 設置事業により保全した山林を適切に管理すること。	
事業区域への侵入防止措置	侵入防止フェンス等の維持管理	第三者の侵入防止のためのフェンス等を事故等が起こらないよう適切に管理すること。
	事業区域出	第三者が敷地内に侵入し、事故等が起こら

	入口の施錠措置	ないよう出入口に施錠措置を講ずること。
発電事業に関する看板の設置	災害発生時など緊急の場合に連絡がとれるよう、条例第11条第2項に規定する看板を事業区域内の見やすい場所に設置すること。	
異常又は災害発生時の対応	異常発生時の対応	周辺環境に影響を及ぼす異常(太陽光発電設備又はその他施設の破損、騒音、振動、雑草繁茂、雨水流出、土砂流出等)が発生した場合には、速やかに対処するとともに、状況及び対処について市及び地域住民等へ報告すること。
	災害発生時等の対応	落雷、洪水、台風、積雪、地震等が発生した場合には、速やかに現地を確認し、太陽光発電設備に異常が発生していた場合又は太陽光発電設備に起因すると思われる異常が発見された場合には、早急に対処するとともに、速やかに市及び地域住民等に連絡すること。
	緊急対応マニュアルの作成	異常又は災害が発生した場合に速やかに対応ができるよう、あらかじめ緊急時の連絡網及び事象別の対応を示した緊急対応マニュアルを作成すること。
苦情又は要望対応	発電事業の開始後に、当該発電事業に関して苦情又は要望があった場合には、苦情者等に説明を行い、問題の解決のために必要な対策を講ずること。	
撤去又は廃棄	1 事業者は、太陽光発電施設の撤去又は廃棄について、設置事業の計画の段階から予定耐用年数等により検討し、事業計画に位置付けた内容により行うこと。 2 発電事業の終了後は、廃棄物の処理及び清掃に関する	

法律（昭和４５年法律第１３７号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成１２年法律第１０４号）及び「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（環境省）」に基づき、事業者の責任において適正に処理すること。

平成 30 年度 第 3 回環境審議会

議案第 4 号

野田市環境調査報告書（案）について

平成 3 1 年 1 月 29 日

環境基本計画の進捗状況

野田市環境基本計画は、環境保全に関する長期的な目標と施策の方向性を明示し、施策の総合的かつ計画的な推進のため、野田市環境基本条例第8条に基づき策定されたもので、現計画は平成23年3月に策定し、平成29年3月に改訂した。

本計画では、市の望ましい環境像を「豊かな自然を生かした健康な文化都市・野田」とし、自然と人々が共存共栄する持続可能な社会を築き、市民の健康で豊かな生活を実現するとともに、将来の世代に良好な環境を引き継いでいくことを目指している。この環境像を実現するため、表3-1のとおり6つの基本方向と20の施策の方向を定めている。

施策の進捗状況は、各施策の方向に設定した環境指標により把握、評価し本報告書で公表する。

表3-1 基本方向と施策の方向

環境像	基本方向	施策の方向
豊かな自然を生かした健康な文化都市・野田	1 自然との共生の確保 【自然環境】	1-1 里山の保全と活用
		1-2 自然との触れ合いの確保
		1-3 生物の多様性の保全
	2 快適な都市環境の確保 【地域環境】	2-1 豊かな緑の確保
		2-2 触れ合える水辺づくり
		2-3 良好な景観の形成
		2-4 歴史的文化的遺産の保護・継承
	3 資源の循環・効率化の進んだ社会の実現 【地球環境】	3-1 廃棄物の減量化の推進
		3-2 資源化の推進
		3-3 不法投棄の防止
		3-4 環境マナーの普及啓発
	4 地球環境保全への貢献 【地球環境】	4-1 地球温暖化の防止及びオゾン層保護のためのフロン対策
		4-2 エネルギーの効率的利用の促進
	5 環境への負荷の少ない社会の実現 【生活環境】	5-1 大気環境の保全
		5-2 水質環境の保全
		5-3 騒音・振動・悪臭防止
		5-4 地質環境の保全
	6 みんなが参加する取組 【環境保全】	6-1 環境教育・環境学習の推進
		6-2 環境情報の共有とネットワークづくり
		6-3 環境保全活動の拠点づくり、組織づくり

達成状況は、将来目標値と各年度の実績を比較し、3段階で評価する。評価は☆☆☆を目標達成、☆☆を改善・現状維持、☆を悪化等とし、現状維持が目標の場合は、現状維持を目標達成☆☆☆とする。なお、年度ごとに変動し、達成状況が変化する場合は、最終年度の達成状況と各年度の達成状況を勘案して評価する。

各表に記載している現在値等は、環境基本計画（平成29年3月改訂）の基準として用いた平成27年度の実績値であり、将来目標値は計画の最終年度である平成32年度までに達成すべき数値となっている。また、他の計画等の変更により必要がある場合には、基準年度または目標値を変更する。

1 自然との共生の確保

本市の自然環境は、市域を囲む江戸川等の河川と里山を基盤として形成されている。こうした自然環境を保全するためには、自然環境の理解、生物の多様性の保全、豊かな生態系の維持が重要である。

本計画では「自然との共生の確保」に係る施策の方向を、「里山の保全と活用」、「自然との触れ合いの確保」、「生物の多様性の保全」とし、施策の方向に係る環境指標に市と自然保護活動団体と協働で実施する「自然観察会などのイベント開催数」、「自然保護活動団体との協働事業数」及び「冬期湛水事業による再生湿地数」を設定し評価する。

平成29年度の実績は、表3-2のとおりであった。自然保護活動団体との協働事業数と冬期湛水事業による再生湿地数は目標を達成した。

表3-2 自然環境に係る環境指標等の達成状況

環境指標の項目		基準年度 (27年度)	29年度 実績	将来目標値 (32年度)	評価
1-1 里山の保全と活用	◎自然観察会などの イベント開催数	10回/年	11回/年	12回/年	☆☆
1-2 自然との触れ合いの 確保	◎自然保護活動団体 との協働事業数	3件	4件	4件	☆☆☆
1-3 生物の多様性の保全	◎冬期湛水事業によ る再生湿地数	8か所 (40,587 m ²)	8か所 (50,730 m ²)	8か所	☆☆☆

2 快適な都市環境の確保

本市は、河川等の水辺空間やそれを取り巻く緑に恵まれるとともに、美しい街並みや歴史文化遺産も存在するなど、市民の心を豊かにする資源が豊富にある。このような資源を保全し、活用していくことが、快適な都市空間を確保するために重要である。

本計画では「快適な都市環境の確保」に係る施策の方向を、「豊かな緑の確保」、「触れ合える水辺づくり」、「良好な景観の形成」、「歴史的文化的遺産の保護・継

承」とし、施策の方向に係る環境指標に「水辺広場の数」、「景観形成対象地区数」、「指定文化財の件数」を設定し評価する。

平成 29 年度の実績は、表 3-3 のとおりであった。水辺広場の整備では目標を達成したが、景観形成対象地区数など長期的な取り組みが必要な指標では進展がなく、また、指定文化財の件数については、現状を維持するにとどまった。

表 3-3 快適な都市環境の確保に係る環境指標等の達成状況

環境指標の項目		基準年度 (27 年度)	29 年度 実績	将来目標値 (32 年度)	評価
2-2 触れ合える水辺づくり	◎水辺広場の数	2か所	3か所	3か所	☆☆☆
2-3 良好な景観の形成	◎景観形成対象 地区数	0か所	0か所	景観計画を策 定し、地区数を 設定	※
2-4 歴史的文化的遺産の保護・継承	◎指定文化財の 件数	35件	35件	37件	☆☆

※現状では、地区計画等により建築物の色彩、意匠等の誘導を行うことで良好な景観の形成に努めているが、景観計画について平成 31 年度以降に策定を予定しているため、この後に評価を行う。

3 資源の循環・効率化の進んだ社会の実現

大量生産、大量廃棄型の経済社会活動を改め、リサイクルや資源の有効活用に係る取組が行われている。資源の有限性を踏まえ、生産・消費・廃棄の各段階において、徹底したごみの削減を行い、可能な限り再資源化・再利用化を行うことが重要である。また、清潔で快適な生活環境を確保するため、不法投棄を防止し、環境マナーの向上を図ることが求められている。

本計画では「資源の循環・効率化の進んだ社会の実現」に係る施策の方向を、「廃棄物の減量化の推進」、「資源化の推進」、「不法投棄の防止」、「環境マナーの普及啓発」とし、施策の方向に係る環境指標に「市民一人 1 日当たりのごみ排出量」、「ごみの資源化率」、「ごみの不法投棄指導件数」、「環境美化運動参加人数」を設定し評価する。

平成 29 年度の実績は、表 3-4 のとおり昨年達成した環境美化運動参加人数及びごみの資源化率で目標を達成することができなかった。要因として集団資源回収量が年々減少していることが考えられる。また、廃棄物の減量化に関しても、平成 7 年の指定ごみ袋制度導入など長期にわたる取組により大幅な成果がみられているが、「市民一人 1 日当たりのごみ排出量」の目標を達成することができなかった。ごみの不法投棄指導件数についても、前年度と同数であり、目標は達成できなかった。

表3-4 資源の循環・効率化の進んだ社会の実現に係る環境指標等の達成状況

環境指標の項目		基準年度 (27年度)	29年度 実績	将来目標値 (32年度)	評価
3-1 廃棄物の減量化の推進	◎市民一人1日当たり のごみ排出量	604.19 g / 人・日※1	582.71 g / 人・日	511.00 g / 人・日※2	☆☆
3-2 資源化の推進	◎ごみの資源化率	29.29%	28.40%	増加	☆
3-3 不法投棄の防止	◎ごみの不法投 棄指導件数	55件	41件	40件	☆☆
3-4 環境マナーの普及啓発	◎環境美化運動参加 人数	27,212人	27,041人	27,300人	☆

※1, ※2 市民一人1日当たりのごみ排出量については、平成30年3月に「野田市一般廃棄物処理基本計画」が改訂されたため、基準年度（22年度）及び将来目標値（33年度）を採用した。

4 地球環境保全への貢献

地球環境問題は、世界共通の緊急課題である。持続可能な社会の構築に向け、地域における日常生活や事業活動においても、環境への負荷を低減する取組が求められている。

本計画では、「地球環境保全への貢献」に係る施策の方向を、「地球温暖化の防止及びオゾン層保護のためのフロン対策」及び「エネルギーの効率的利用の促進」とし、施策の方向に係る環境指標に「エコアクション21登録事業者数」、「市の事業に伴う二酸化炭素排出量の削減」、「公用車中の低燃費・低公害車保有台数」を設定し評価する。

平成29年度の実績は、表3-5のとおりであった。市の事業に伴う二酸化炭素排出量の削減については、野田市地球温暖化対策実行計画（第3次実行計画）の基準年度（平成28年度）及び将来目標値を環境指標としている。29年度の総排出量は、燃料などの使用削減、低公害車の導入などで22,971.0トンとなり、基準年度の排出量24,149.4トンと比較して1,178.4トン削減できたが、電気の使用に伴う排出量において、電気使用量は減少したものの、契約電力会社の変更に伴い排出係数が1.5倍になった影響で排出量は前年度に比べ20.3%増えてしまった。また、廃棄物の焼却に伴う排出において、可燃ごみに含まれる廃プラスチックの含有率が16.1%から10.7%に改善されたことから、排出量は基準年度に比べ3,243.2トン減少となった。

表 3-5 地球環境保全への貢献に係る環境指標等の達成状況

環境指標の項目		基準年度 (27 年度)	29 年度 実績	将来目標値 (32 年度)	評価
4-1 地球温暖化の防止及びオゾン層保護のためのフロン対策	◎エコアクション 2.1 登録事業者数	6社	6社	10社	☆☆
	◎市の事業に伴う二酸化炭素排出量	24,149.4 ^{※1,2} t-CO2	22,971.0 t-CO2	21,341.0 t-CO2	☆☆
	(電気の使用に伴う排出)	9,601.6 t-CO2	11,553.9 t-CO2	(8,455.0) ^{※3} t-CO2	
	(燃料の使用に伴う排出)	3,984.8 t-CO2	4,101.3 t-CO2	(3,483.0) ^{※3} t-CO2	
	(自動車の使用に伴う排出)	13.4 t-CO2	15.6 t-CO2	(13.0) ^{※3} t-CO2	
	(廃棄物の焼却に伴う排出)	10,496.6 t-CO2	7,253.4 t-CO2	(9,349.0) ^{※3} t-CO2	
	(し尿の処理に伴う排出)	53.0 t-CO2	46.8 t-CO2	(41.0) ^{※3} t-CO2	
4-2 エネルギーの効率的利用の促進	◎公用車中の低燃費・低公害車保有台数	84 台	94 台	増加	☆☆☆

※1 市の事業に伴う二酸化炭素排出量については、「野田市地球温暖化対策実行計画（第 3 次）」の「基準年度（28 年度）における排出量及び削減目標」を環境指標とする。

※2 排出量は、ガスの種類ごとに温暖化の影響の強さが異なることから、全て二酸化炭素として排出した場合の量に換算している。

※3 市の事業に伴う二酸化炭素排出量の削減において括弧書きになっているものは目安として記載している。

5 環境への負荷の少ない社会の実現

公害法規の整備から 40 年が経過し、甚大な被害を伴う大気汚染や水質汚濁は認められなくなっている。しかし、生活水準の向上等から増加する自動車の排出ガスによる大気汚染や、地盤沈下や地下水汚染等の地域的な公害の解決が重要となっている。また、生活排水による水質汚濁などの都市生活型の環境問題については、生活排水の排出による公共用水域の水質汚濁防止のため、公共下水道の整備推進と切り替えを促すとともに、公共下水道計画区域外における単独処理浄化槽や汲み取り式便槽は、合併処理浄化槽への切り替えを促進し、浄化槽の点検・清掃・法定点検の必要性について周知していくことが重要である。

本計画では「環境への負荷の少ない社会の実現」に係る施策の方向を「大気環境の保全」、「水質環境の保全」、「地質環境の保全」とし、大気環境の保全では硫黄酸化物や窒素酸化物、光化学オキシダントなどの環境基準項目、水質環境の保全では河川における BOD75%値、また、地質環境の保全では、地下水汚染の検出率や地盤沈下の発生状況を環境指標として評価する。

平成 29 年度の実績は、表 3-6 のとおりであった。水質環境の利根運河の BOD 値では基準年度よりも悪化し、大気環境の光化学オキシダント及び下水道普及率は基準年度から改善が見られたが目標を達成することはできなかった。その他の項目では、すべて目標達成となった。

表 3-6 環境への負荷の少ない社会の実現に係る環境指標等の達成状況

環境指標の項目			基準年度 (27 年度)	29 年度 実績	将来目標値 (32 年度)	評価
5－1 大気環境の 保全	◎硫黄酸化物（野田）		0.002ppm	－ ppm	環境基準達成	－
	◎窒素酸化物（野田）		0.031ppm	－ ppm	環境基準達成	－
	◎窒素酸化物（桐ヶ作）		0.023ppm	－ ppm	環境基準達成	－
	◎浮遊粒子状物質（野田）		0.049mg/m ³	－mg/m ³	環境基準達成	－
	◎浮遊粒子状物質（桐ヶ作）		0.060mg/m ³	－mg/m ³	環境基準達成	－
	◎光化学オキシダント					
	野田	環境基準超過日数	93日	－ 日	80日	－
		環境基準超過時間数	486時間	－時間	350時間	－
桐ヶ作	環境基準超過日数	97日	－ 日	90日	－	
	環境基準超過時間数	531時間	－時間	420時間	－	
5－2 水質環境の 保全	◎河川におけるＢＯＤ７５％値					
	利根川		1.0mg/l	－mg/l	環境基準達成	－
	江戸川		0.9mg/l	－mg/l	環境基準達成	－
	利根運河（運河橋）		4.2mg/l	－ g/l	環境基準達成	－
	◎公共下水道普及率		64.70%	65.73%	67.00%	☆☆
5－4 地質環境の 保全	◎地盤沈下の発生状況		0km ²	0km ²	0km ²	☆☆☆
	◎有機塩素系化合物（検出率）		0%	0%	0%	☆☆☆
	◎硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 （環境基準超過率）		14.28%	25.00%	減少	☆

※1 大気環境の保全に関する環境基準は、P37 の表 5-1 を参照。

※2 水質環境の保全に関する環境基準は、P61 の表 6-1 を参照。

表 3-7 下水道年度別整備状況

項 目	単位	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
行政人口	人	156,124	155,610	155,134	154,772	154,348
世帯数	世帯	63,956	64,609	64,405	66,138	67,122
行政区域面積	ha	10,354	10,354	10,355	10,355	10,354
事業認可面積(汚水)	ha	2,164	2,164	2,164	2,164	2,160
処理区域面積	ha	1,677.83	1,699.44	1,709.33	1,729.20	1,742.95
処理区域人口	人	99,689	100,080	100,384	101,092	101,455
処理区域世帯数	世帯	34,372	34,639	34,712	35,261	35,917
水洗化人口	人	89,657	90,734	91,837	93,236	94,631
水洗化世帯数	世帯	30,824	31,403	32,015	32,692	33,471
普及率	%	63.85	64.31	64.70	65.32	65.73
水洗化率	%	89.94	90.66	91.48	92.23	93.27

6 みんなが参加する取組

良好な環境づくりを進めるには、市、事業者、市民、教育関係者、NPO等の主体が、公平な役割分担の下で、環境への配慮を心掛けていくことが求められている。このためには、市民が環境保全のための知識を身に付けられるよう、環境学習の場や機会を様々な形で持ち、環境に配慮した行動の必要性を理解して実践していくことが必要である。また、こうした一人一人が結びつき、大きなネットワークとなっていくことが大切である。

本計画では「みんなが参加する取組」に係る施策の方向を、「環境教育・環境学習の推進」と「環境保全活動の拠点づくり・組織づくり」とし、施策の方向に係る環境指標に「こどもエコクラブの登録数」、「小中学校での環境教育実施校数」、「市民講座・イベント回数」、「環境活動団体数」を設定し評価する。

平成29年度の実績としては、表3-8のとおりであった。こどもエコクラブの登録クラブ数は基準年度と同数となり目標を達成するには至らなかったが、小中学校での環境教育実施校数では、全校で実施し目標達成となった。また、市民講座・イベントの回数も大きく回数を伸ばし、環境活動団体数も含め目標達成となっている。

表 3-8 みんなが参加する取組の達成状況

環境指標の項目		基準年度 (27年度)	29年度 実績	将来目標値 (32年度)	評価
6-1 環境教育・環境学習 の推進	◎こどもエコクラブ の登録数	1クラブ	1クラブ	5クラブ	☆☆
	◎小中学校での環境 教育実施校数※1	20校	31校	全校 (31校)	☆☆☆
6-3 環境保全活動の拠点 づくり・組織づくり	◎市民講座・イベン ト回数※2	23回	38回	現状維持	☆☆☆
	◎環境活動団体数	9団体	10団体	9団体	☆☆☆

※1 小中学校での環境教育実施については明確な基準がなかったため、27年度から「農業体験」、「自然観察学習」を実施した学校数としている。

※2 市民講座・イベント回数は、環境・ふるさとの歴史等をテーマとした講座・イベントの実施回数としている。

水 質 汚 濁

近年における河川、排水路の水質は、公共下水道の普及により年々浄化の傾向にあるものの、今だ家庭からの生活雑排水などが農業用水路を経て河川に流入しており、一部においてかなりの汚濁度を示している。この要因として、人口増加に伴う汚濁負荷量の増加や地下水の湧出量の低下、あるいは土地勾配不足のための排水不良などが考えられる。



写真；排水路の水質汚濁事故

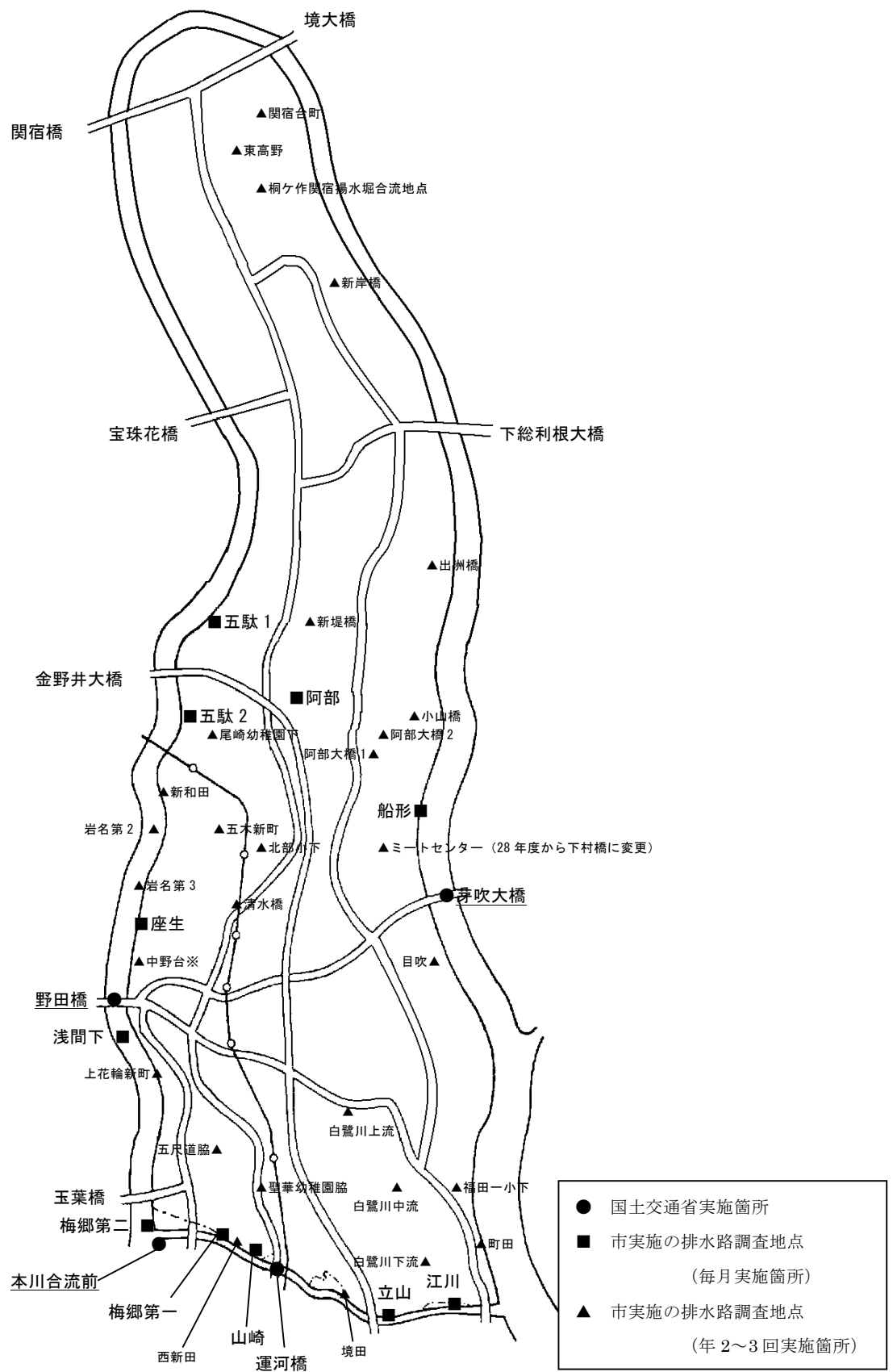
本市は、市内の幹線排水路である五駄沼排水路、座生川、南部排水路、江川排水路、関宿落堀、八間堀等を通じて、周囲の江戸川、利根川及び利根運河に排水を行っており、公共用水域の水質改善のため、公共下水道の普及、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切替え促進を図るなどの浄化に向けた施策を行うとともに、公共用水路の水質汚濁状況を把握するため、定期的な排水路の水質調査（図 6-1）を行っている。また、国土交通省では、江戸川、利根川、利根運河の水質調査を実施している。

公共用水域の環境基準は、人の健康の保護に関する基準と、生活環境の保全に関する基準が定められている。生活環境の保全に関する基準は表 6-1 のとおりである。

表 6-1 河川の生活環境に係る環境基準

河川名	江戸川	利根川	利根運河
類型	A	A	B
範囲	栗山取水口より上流	江戸川分岐点から下流	全域
水素イオン濃度 (pH)	6.5 以上 8.5 以下	6.5 以上 8.5 以下	6.5 以上 8.5 以下
溶存酸素量 (DO)	7.5mg/1 以上	7.5mg/1 以上	5mg/1 以上
生物化学的酸素要求量 (BOD)	2mg/1 以下	2mg/1 以下	3mg/1 以下
浮遊物質 (SS)	25mg/1 以下	25mg/1 以下	25mg/1 以下
大腸菌群数	1,000MPN/100ml 以下	1,000MPN/100ml 以下	5,000MPN/100ml 以下

図 6-1 水質調査地点図



※ 中野台は水量が非常に少なく全く流れがないため、平成 24 年度から調査を取りやめた。

1 排水路の水質状況

(1) 江戸川水系

市内排水路のうち、江戸川へ直接流れ込む水系は、自然河川系の五駄 1、五駄 2、座生、農業用水系の梅郷第二及び工場排水系の浅間下が存在する。また、小排水路として、生活排水系の新和田、岩名第 2、岩名第 3 があるが、これらは非常に流量が少なく、時に排水がないこともある。

自然河川系と農業用水系では上流部の水質も調査しており、五駄水域では尾崎幼稚園下で、座生水域では清水橋、北部小下、五木新町下で、梅郷第二の上流では上花輪新町で観測を行っている。

有害物質である総水銀等については、五駄 1、五駄 2、座生、浅間下及び梅郷第二において年 4 回（6、9、12、3 月）の測定を実施し全てが環境基準値以下であった。

表 6-6 水質状況経年変化 (pH)

年度	20 年	21 年	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年	調査月 ^{※1}
五駄 1	7.4	7.5	7.5	7.5	7.8	7.7	7.6	7.6	7.8	7.6	毎月
五駄 2	7.3	7.3	7.2	7.2	7.3	7.3	7.3	7.2	7.3	7.2	毎月
尾崎幼稚園下	7.1	7.1	7.1	7.2	7.2	7.1	7.0	7.1	7.1	7.1	4, 10
新和田	7.3	7.3	7.1	7.4	7.3	7.4	7.4	7.4	7.3	7.3	6, 1
岩名第 2	7.4	7.1	7.3	7.2	7.4	7.2	7.0	7.4	7.5	7.0	6, 1
岩名第 3	8.2	7.5	7.3	7.4	7.6	7.3	8.3	7.4	7.9	7.5	6, 1
座生	7.3	7.3	7.4	7.3	7.4	7.3	7.3	7.5	7.4	7.4	毎月
清水橋	7.4	7.2	7.5	7.5	7.6	7.5	7.6	7.5	7.5	7.4	4, 10
北部小下	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	7.4	7.4	7.4	4, 10
五木新町下	7.2	7.2	7.3	7.4	7.3	7.3	7.3	7.3	7.4	7.3	4, 10
中野台 ^{※2, ※3}	7.4	7.2	7.7	7.9	—	—	—	—	—	—	—
浅間下	7.1	7.1	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.2	7.2	7.2	毎月
梅郷第二	7.0	7.2	7.3	7.3	7.4	7.2	7.2	7.4	7.4	7.3	毎月
上花輪新町	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.5	7.5	7.4	7.5	7.5	5, 12

※1 調査月は平成 29 年度に調査を実施した月を記載している。

※2 中野台の平成 19 年度調査は、近隣の汚濁水を直接採水したため、評価の対象外とする。

※3 中野台は水量がないため、平成 24 年度より調査を停止した。

図 6-10 水質状況経年変化 (pH) (江戸川水系)

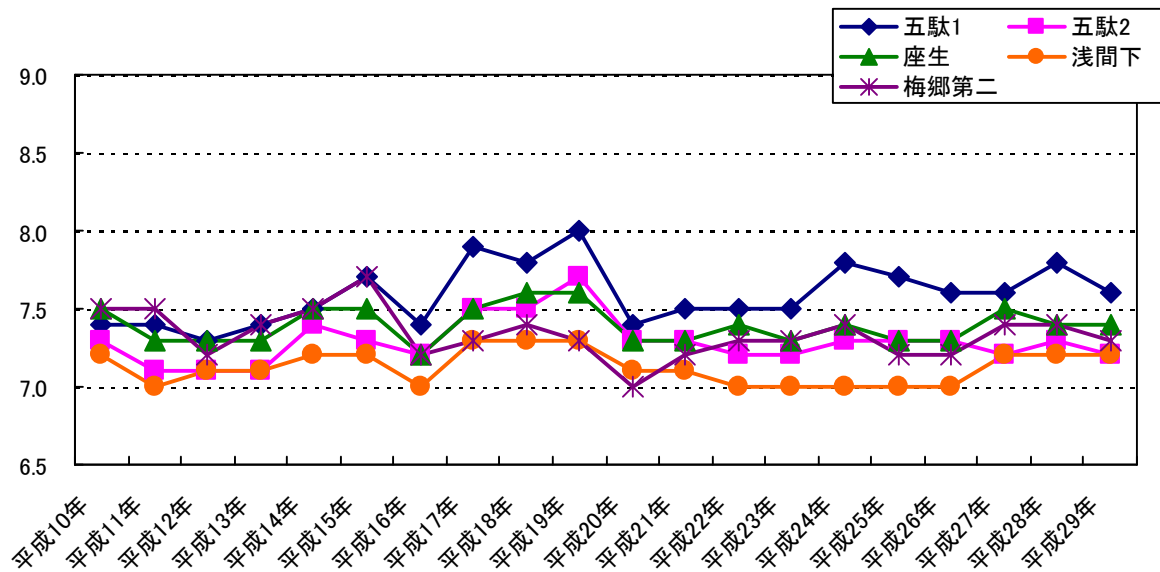


図 6-11 水質状況経年変化 (pH)
(江戸川水系、五駄水域)

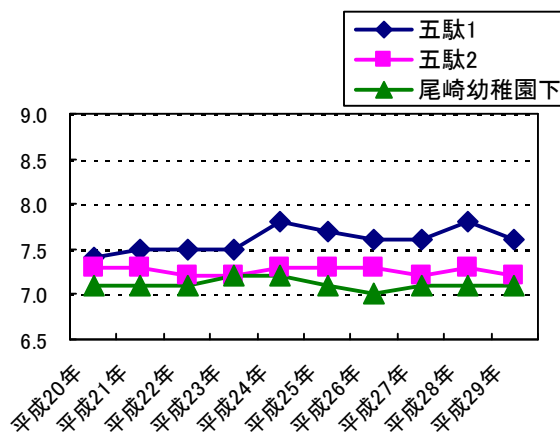


図 6-12 水質状況経年変化 (pH)
(江戸川水系、座生水域)

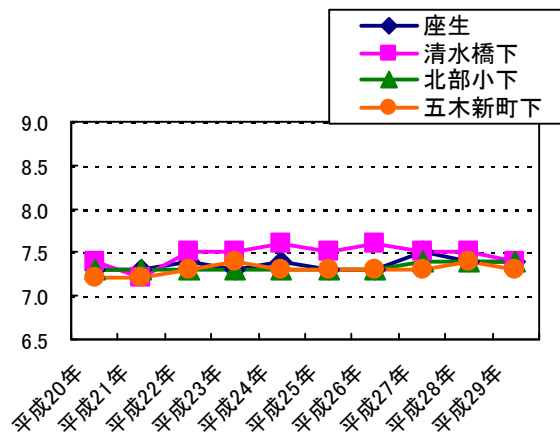


図 6-13 水質状況経年変化 (pH)
(江戸川水系、その他水域)

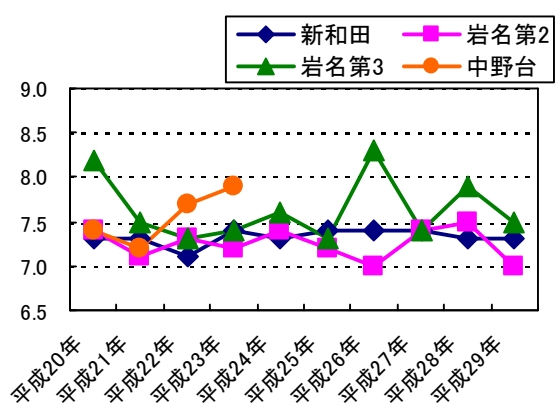


図 6-14 水質状況経年変化 (pH)
(江戸川水系、その他水域)

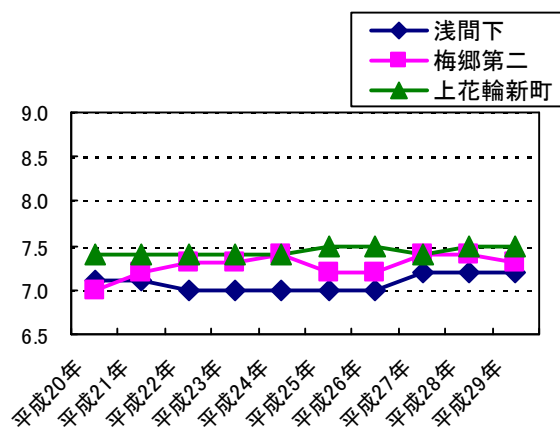


表 6-7 BOD 指標による水質汚濁状況経年変化

単位：mg/l

年度	20 年	21 年	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年	調査月 ^{※1}
五駄 1	8.1	10.0	9.4	10.0	10.0	10.0	9.8	8.1	9.0	8.3	毎月
五駄 2	11.0	16.0	15.0	16.0	15.0	12.0	14.0	11.0	10.4	10.0	毎月
尾崎幼稚園下	23.0	51.0	17.0	33.0	21.0	22.0	21.0	10.0	13.0	22.0	4, 10
新和田	6.6	6.1	6.5	7.2	6.4	13.0	8.9	13.0	6.9	10.8	6, 1
岩名第 2	0.5	0.7	1.8	不検出	不検出	2.0	3.0	0.6	1.0	37.0	6, 1
岩名第 3	13.0	13.0	10.0	11.0	10.0	10.0	28.0	37.0	14.0	12.0	6, 1
座生	4.2	7.4	5.1	7.0	5.8	6.3	6.0	4.8	5.8	6.5	毎月
清水橋	6.9	18.0	27.0	15.0	8.8	17.0	6.9	4.5	5.6	3.5	4, 10
北部小下	9.2	7.9	5.1	6.8	6.0	5.0	3.1	3.1	2.8	4.7	4, 10
五木新町下	8.2	20.0	11.0	18.0	13.0	11.0	6.7	7.0	9.1	7.6	4, 10
中野台 ^{※2, ※3}	29.0	1.1	15.0	15.0	—	—	—	—	—	—	—
浅間下	5.1	6.7	8.6	7.1	4.5	6.5	5.9	3.8	1.9	2.2	毎月
梅郷第二	4.9	2.6	4.1	4.9	5.0	3.9	3.7	2.7	2.5	2.8	毎月
上花輪新町	6.9	5.9	3.1	3.0	2.7	1.8	1.8	4.9	2.8	5.1	5, 12

※1 調査月は平成 29 年度に調査を実施した月を記載している。

※2 中野台の平成 19 年度調査は、近隣の汚濁水を直接採水したため、評価の対象外とする。

※3 中野台は水量がないため、平成 24 年度より調査を停止した。

図 6-15 BOD 指標による水質汚濁状況経年変化（江戸川水系）

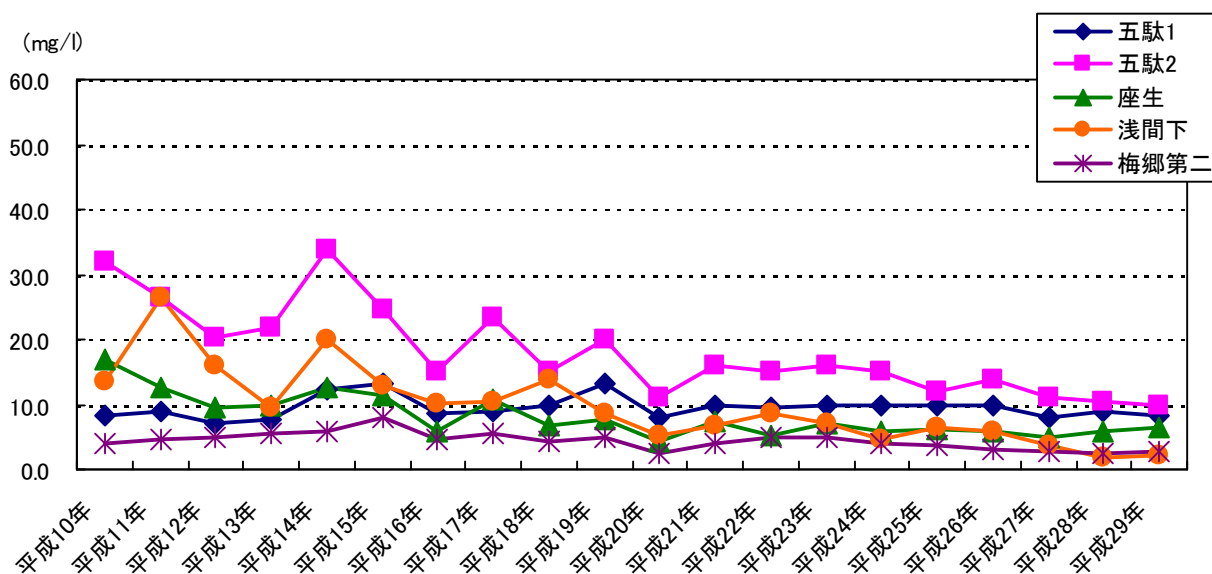


図 6-16 BOD 指標による水質汚濁状況
経年変化(江戸川水系、五駄水域)

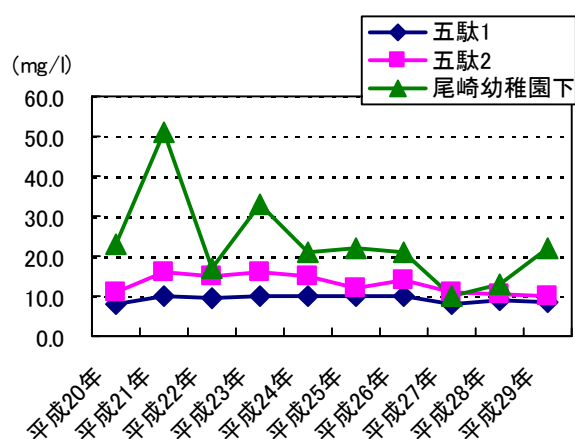


図 6-17 BOD 指標による水質汚濁状況
経年変化(江戸川水系、座生水域)

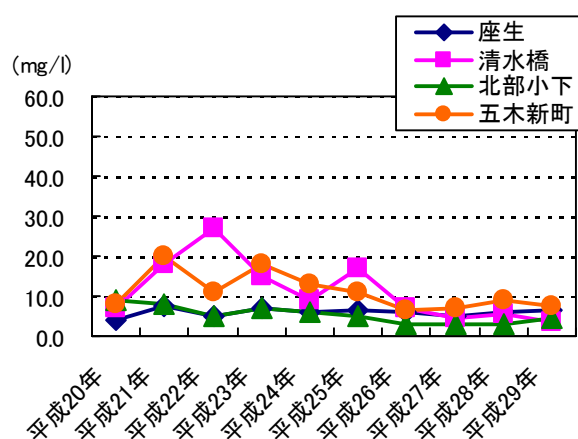


図 6-18 BOD 指標による水質汚濁状況
経年変化(江戸川水系、その他水域)

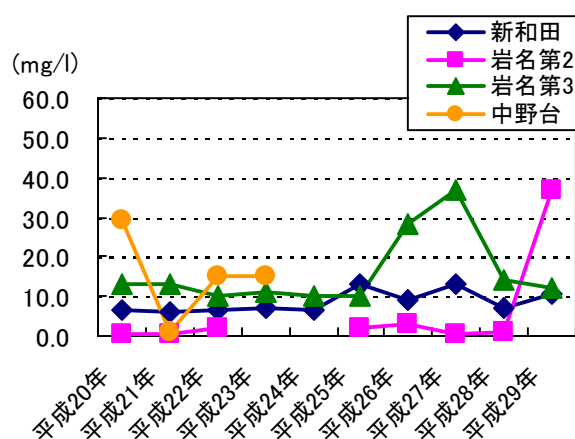


図 6-19 BOD 指標による水質汚濁状況
経年変化(江戸川水系、その他水域)

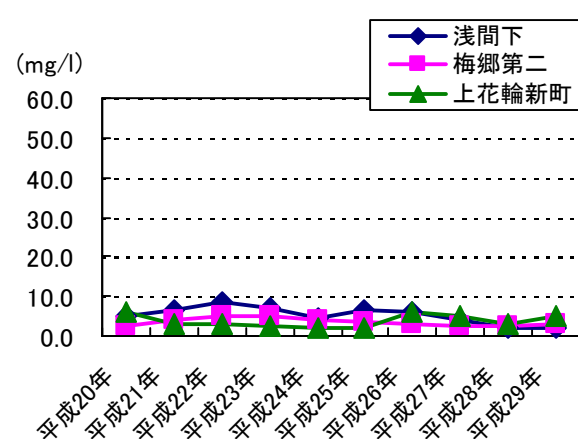


表 6-8 BOD 指標による水質汚濁負荷量経年変化

単位：kg/日

年度	20 年	21 年	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年
五駄 1	129.0	81.3	123.0	103.0	76.5	105.0	85.4	84.5	65.6	80.9
五駄 2	78.8	72.7	26.6	64.9	58.9	23.8	34.3	31.6	28.3	28.5
座生	134.0	336.0	269.0	244.0	144	59.7	50.9	78.6	29.5	44.5
浅間下	21.5	25.4	27.6	27.8	9.60	15.8	16.1	2.0	0.6	0.7
梅郷第二	11.4	28.3	7.7	8.3	14.0	21.7	13.2	6.1	3.0	6.5

図 6-20 BOD 指標による水質汚濁負荷量経年変化 (江戸川水系)

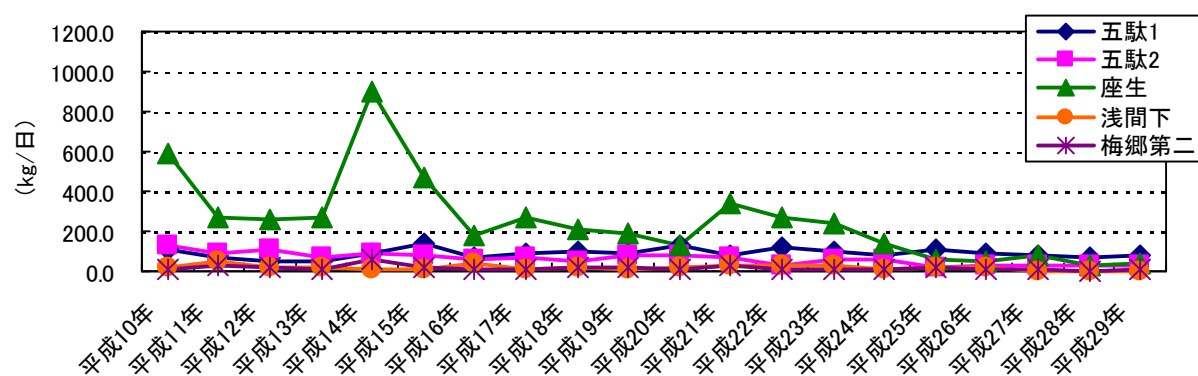


表 6-9 水質汚濁状況経年変化（全リン）

単位：mg/l

年度	20 年	21 年	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年	調査月※1
五駄 1	0.25	0.31	0.26	0.29	0.29	0.30	0.23	0.26	0.26	0.25	毎月
五駄 2	0.66	0.90	0.84	0.84	0.95	0.87	0.73	0.78	0.96	0.98	毎月
尾崎幼稚園下	0.86	1.30	1.00	1.10	1.50	1.60	0.98	0.94	1.09	1.10	4, 10
新和田	0.61	0.77	0.39	0.82	1.10	1.60	1.70	1.20	1.34	1.40	6, 1
岩名第 2	0.01	0.01	0.01	0.03	0.02	0.05	0.02	0.02	0.11	1.40	6, 1
岩名第 3	1.30	1.30	0.82	1.30	0.65	1.21	1.60	1.90	1.43	1.30	6, 1
座生	0.32	0.41	0.39	0.50	0.46	0.56	0.51	0.44	0.61	0.65	毎月
清水橋	0.49	0.56	1.70	0.71	0.92	0.86	0.63	0.44	0.63	0.43	4, 10
北部小下	0.37	0.50	0.41	0.48	0.45	0.46	0.47	0.34	0.35	1.10	4, 10
五木新町下	0.69	1.00	1.10	0.81	0.90	1.00	1.10	0.78	0.91	0.83	4, 10
中野台※2、※3	0.14	0.06	1.00	0.15	—	—	—	—	—	—	—
浅間下	0.19	0.26	0.22	0.19	0.15	0.24	0.15	0.17	0.10	0.12	毎月
梅郷第二	0.13	0.10	0.10	0.11	0.12	0.11	0.11	0.11	0.10	0.12	毎月
上花輪新町	0.25	0.14	0.14	0.11	0.11	0.10	0.12	0.23	0.16	0.19	5, 12

※1 調査月は平成 29 年度に調査を実施した月を記載している。

※2 中野台の平成 19 年度調査は、近隣の汚濁水を直接採水したため、評価の対象外とする。

※3 中野台は水量がないため、平成 24 年度より調査を停止した。

図 6-21 水質汚濁状況経年変化（全リン）（江戸川水系）

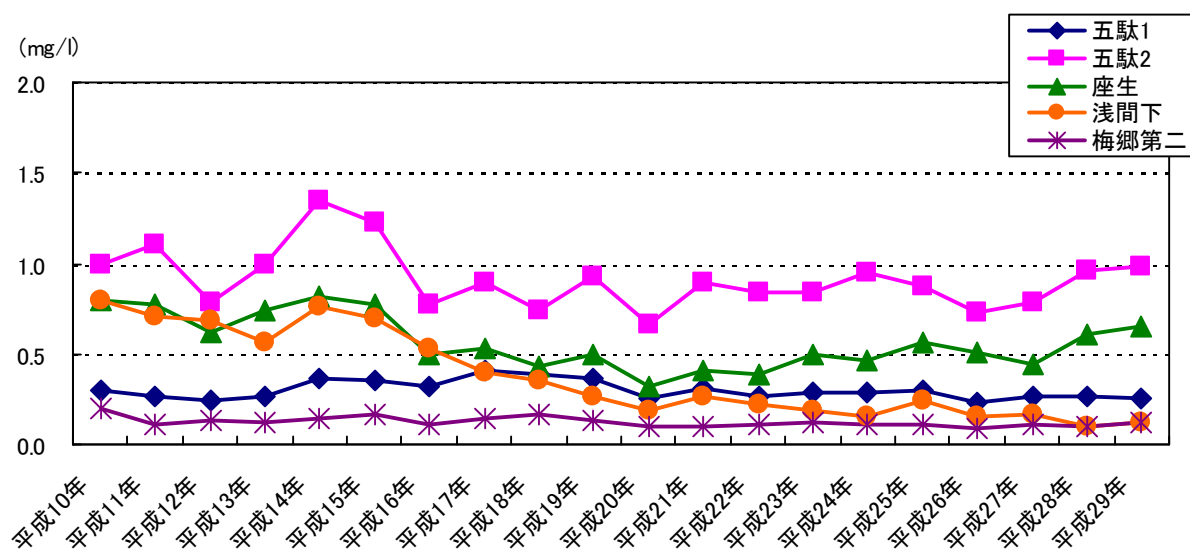


図 6-22 水質汚濁状況経年変化
(全リン) (江戸川水系、五駄水域)

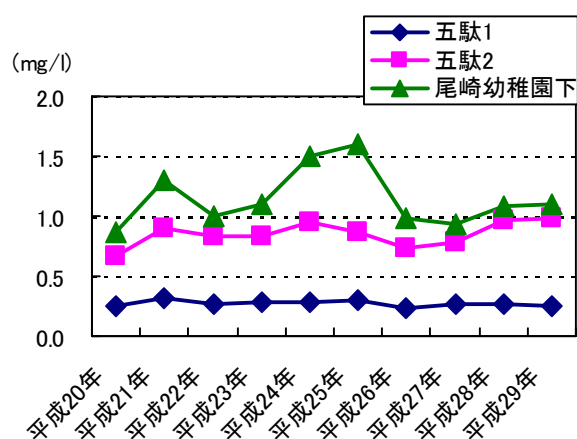


図 6-23 水質汚濁状況経年変化
(全リン) (江戸川水系、座生水域)

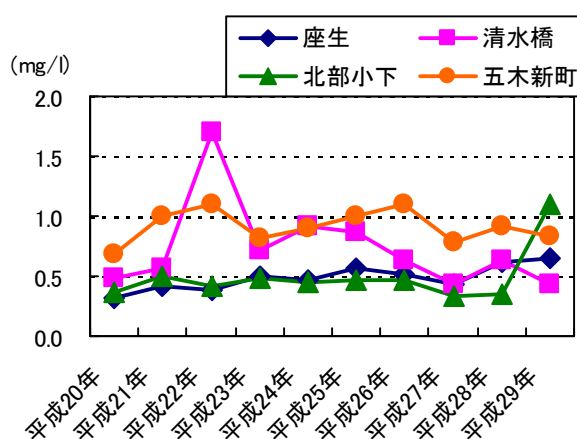


図 6-24 水質汚濁状況経年変化
(全リン) (江戸川水系、その他水域)

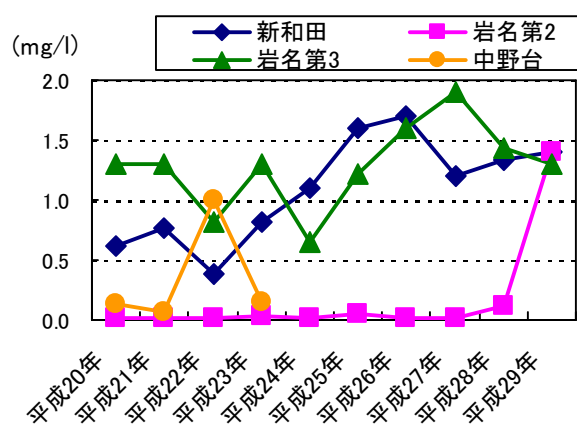


図 6-25 水質汚濁状況経年変化
(全リン) (江戸川水系、その他水域)

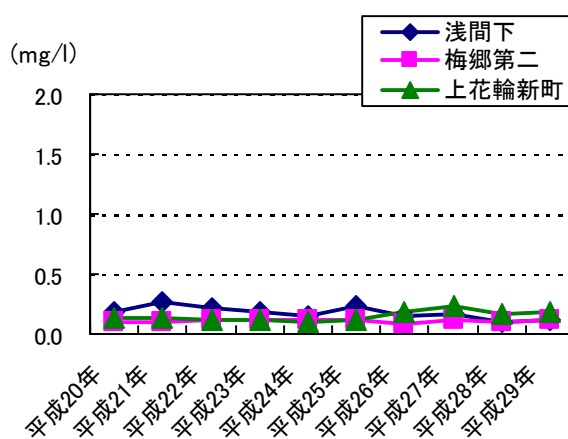


表 6-10 水質汚濁負荷量経年変化 (全リン)

単位: kg/日

年度	20 年	21 年	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年
五駄 1	4.7	2.6	3.3	2.8	2.2	3.1	2.0	2.6	1.8	2.7
五駄 2	5.0	3.5	1.6	3.3	2.9	1.5	1.7	2.3	2.4	2.5
座生	9.4	13.3	15.2	21.7	12.7	6.0	5.9	5.9	3.2	4.1
浅間下	0.9	1.1	0.8	0.6	0.3	0.5	0.4	0.1	0.03	0.04
梅郷第二	0.5	0.9	0.5	0.3	0.4	0.7	0.3	0.4	0.1	0.4

図 6-26 水質汚濁負荷量経年変化 (全リン) (江戸川水系)

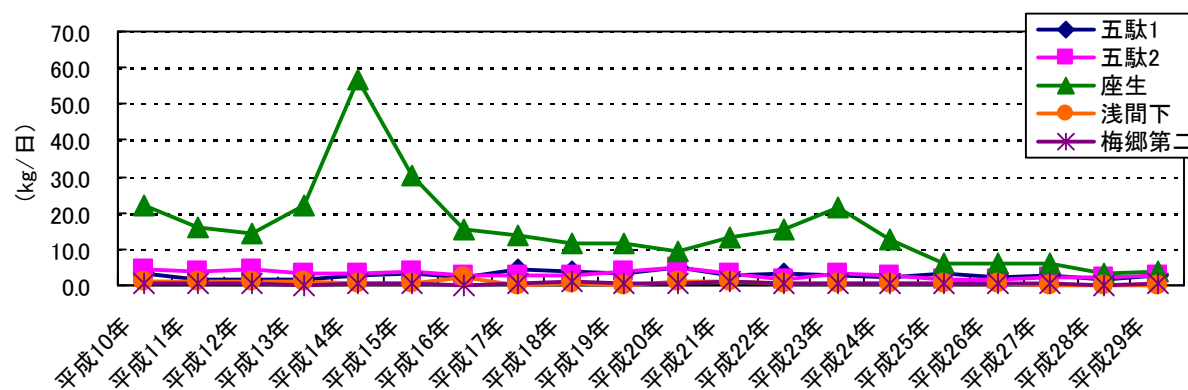


表 6-11 水質汚濁状況経年変化（全窒素）

単位：mg/l

年度	20 年	21 年	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年	調査月※1
五駄 1	6.10	5.10	5.00	5.10	4.70	5.00	5.30	5.10	4.50	4.70	毎月
五駄 2	8.20	9.10	8.80	9.20	8.80	9.50	8.70	8.50	7.90	8.10	毎月
尾崎幼稚園下	10.00	10.00	8.40	9.60	11.00	12.00	9.80	8.10	8.50	9.20	4, 10
新和田	12.00	13.00	10.00	10.00	12.00	12.00	16.00	11.00	11.20	10.00	6, 1
岩名第 2	1.30	1.10	3.90	2.30	1.60	0.80	2.40	1.60	1.30	27.00	6, 1
岩名第 3	15.00	12.00	12.00	11.00	11.00	9.40	11.00	21.00	11.30	9.00	6, 1
座生	4.60	4.90	5.40	5.30	4.80	5.50	5.50	4.20	4.30	3.80	毎月
清水橋	5.00	6.10	12.00	7.00	7.10	7.90	7.50	4.70	4.90	3.60	4, 10
北部小下	4.40	4.10	3.70	4.10	3.90	4.00	4.70	2.30	2.40	2.70	4, 10
五木新町下	11.00	6.60	8.90	5.60	7.60	8.10	7.90	7.70	5.10	5.70	4, 10
中野台※2、※3	6.00	1.80	5.30	3.20	—	—	—	—	—	—	—
浅間下	6.40	5.90	5.90	5.20	5.40	6.40	5.10	4.10	4.00	3.60	毎月
梅郷第二	2.91	3.30	2.80	3.10	3.00	2.00	3.00	1.80	1.80	1.80	毎月
上花輪新町	6.72	7.90	7.00	8.40	6.80	6.90	5.70	6.50	6.10	5.50	5, 12

※1 調査月は平成 29 年度に調査を実施した月を記載している。

※2 中野台の平成 19 年度調査は、近隣の汚濁水を直接採水したため、評価の対象外とする。

※3 中野台は水量がないため、平成 24 年度より調査を停止した。

図 6-27 水質汚濁状況経年変化（全窒素）（江戸川水系）

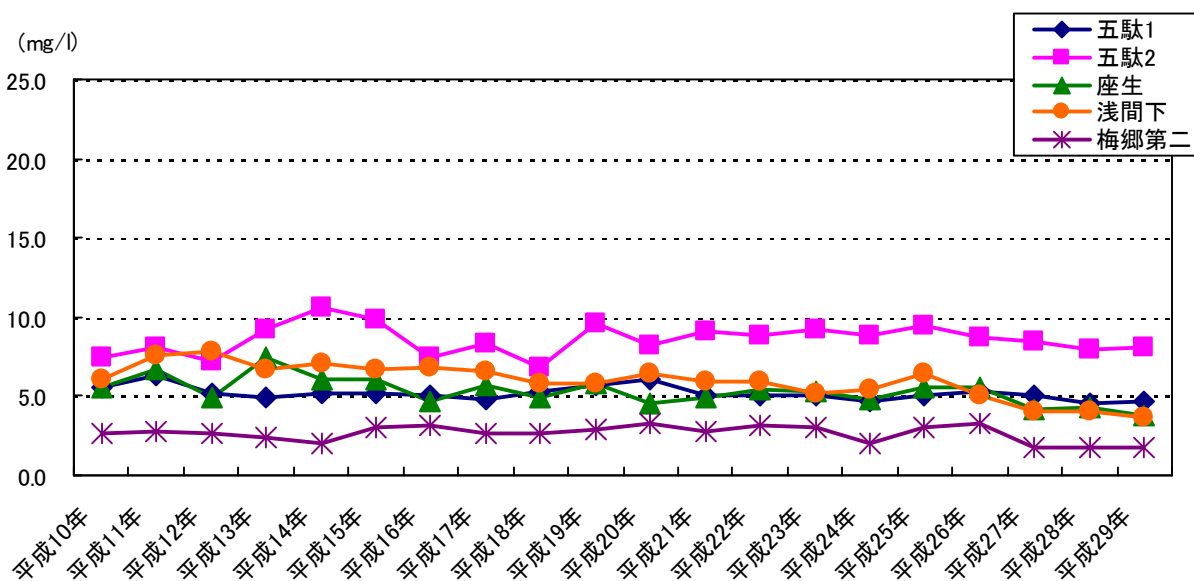


図 6-28 水質汚濁状況経年変化
(全窒素) (江戸川水系、五駄水域)

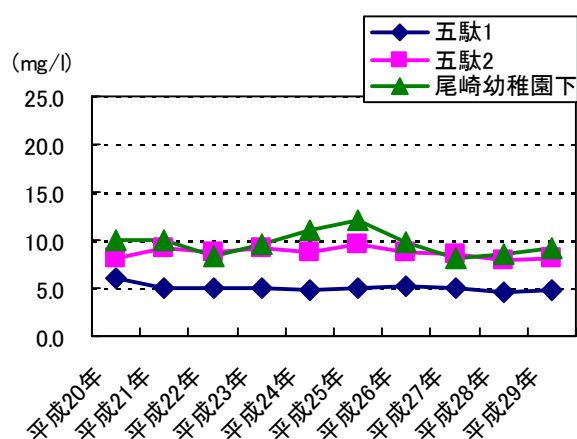


図 6-29 水質汚濁状況経年変化
(全窒素) (江戸川水系、座生水域)

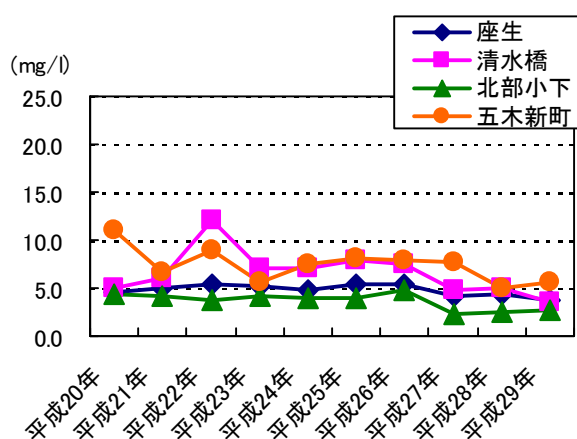


図 6-30 水質汚濁状況経年変化
(全窒素) (江戸川水系、その他水域)

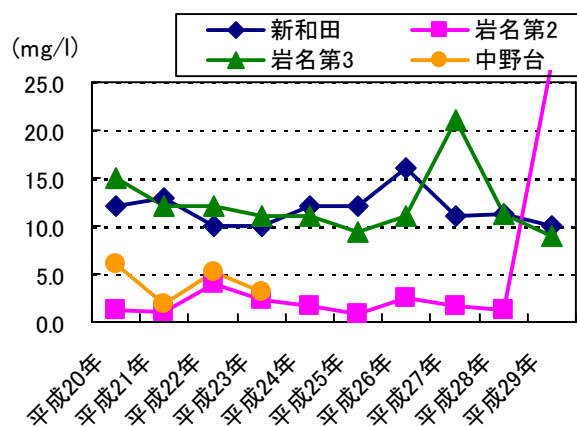


図 6-31 水質汚濁状況経年変化
(全窒素) (江戸川水系、その他水域)

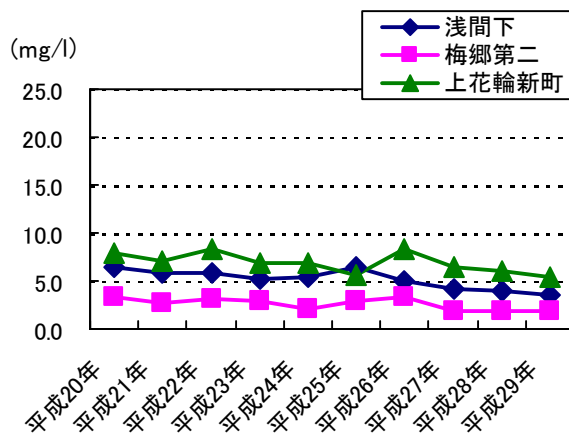


表 6-12 水質汚濁負荷量経年変化 (全窒素)

単位: kg/日

年度	20 年	21 年	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年
五駄 1	101.0	45.6	62.2	43.7	36.5	48.3	43.1	56.0	33.5	51.8
五駄 2	69.9	43.3	25.7	34.0	28.4	17.8	20.4	24.6	20.6	22.6
座生	148.0	161.0	219.0	161.0	121.0	49.7	48.9	57.9	22.6	27.7
浅間下	26.6	19.0	20.6	13.2	11.9	12.9	14.3	1.79	1.3	1.0
梅郷第二	16.0	28.5	12.1	6.7	7.9	20.5	20.5	5.86	2.0	5.7

図 6-32 水質汚濁負荷量経年変化 (全窒素) (江戸川水系)

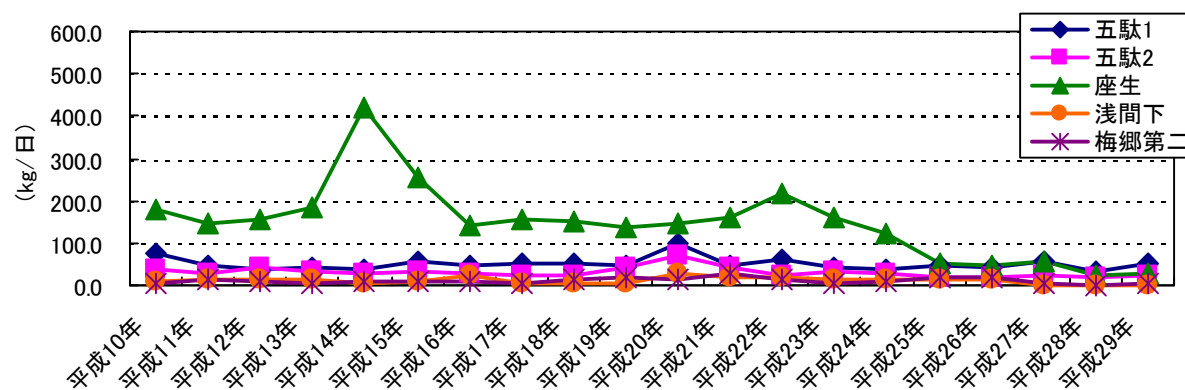


表 6-13 水質汚濁状況経年変化（溶存酸素:DO）

単位：mg/l

年度	20 年	21 年	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年	調査月 ^{※1}
五駄 1	8.3	8.9	10.2	9.7	11.5	10.4	10.5	9.9	9.9	10.2	毎月
五駄 2	5.6	4.4	4.3	5.1	5.4	5.2	6.4	5.4	5.7	5.4	毎月
座生	4.4	4.5	5.9	4.4	5.7	5.0	5.0	5.6	5.7	5.3	毎月
浅間下	5.2	4.8	5.0	5.8	5.0	4.7	6.1	6.0	5.8	6.6	毎月
梅郷第二	7.6	9.0	10.1	10.7	11.0	9.6	9.6	9.2	8.9	9.1	毎月

※1 調査月は平成 29 年度に調査を実施した月を記載している。

図 6-33 水質汚濁状況経年変化（溶存酸素:DO）（江戸川水系）

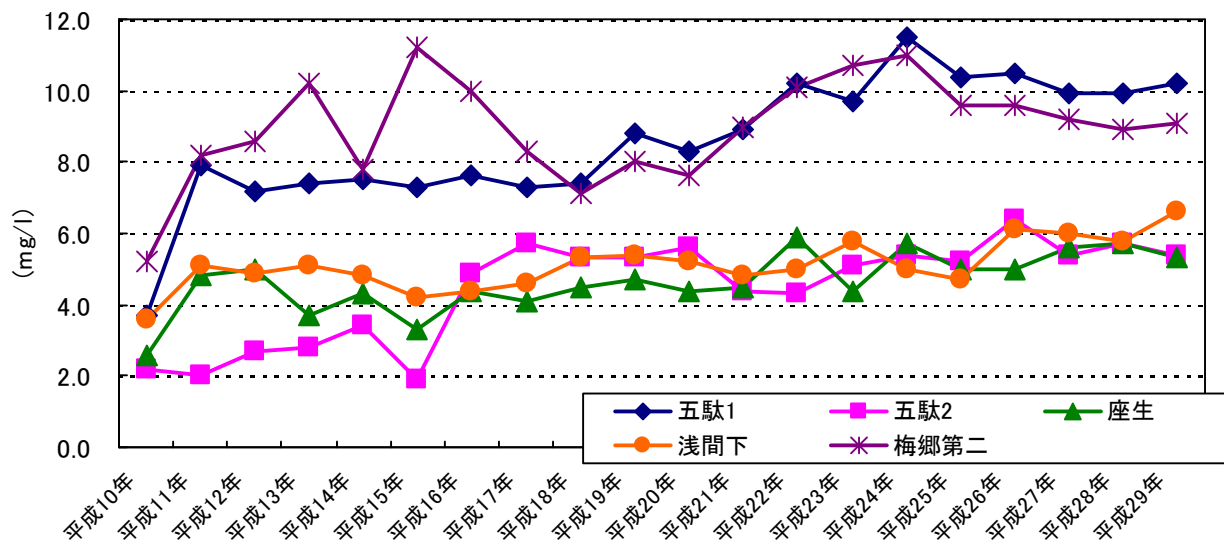


表 6-14 水質汚濁状況経年変化（浮遊物質:SS）

単位：mg/l

年度	20 年	21 年	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年	調査月 ^{※1}
五駄 1	31.0	29.0	24.0	34.0	39.0	35.0	31.0	36.0	35.0	32.0	毎月
五駄 2	16.0	13.0	9.0	7.0	9.0	10.0	9.0	12.0	9.0	10.0	毎月
尾崎幼稚園下	13.0	66.0	6.0	12.0	7.0	6.0	5.0	6.0	13.0	25.0	4, 10
新和田	3.0	5.0	3.0	7.0	5.0	8.0	4.0	16.0	67.0	9.0	6, 1
岩名第 2	7.0	10.0	2.0	4.0	2.0	8.0	4.0	14.0	92.0	310.0	6, 1
岩名第 3	9.0	4.0	3.0	2.0	4.0	5.0	7.0	11.0	13.0	26.0	6, 1
座生	9.0	8.0	7.0	7.0	9.0	11.0	6.0	13.0	16.0	18.0	毎月
清水橋	4.0	28.0	15.0	5.0	4.0	43.0	9.0	10.0	12.0	5.0	4, 10
北部小下	35.0	35.0	24.0	15.0	12.0	5.0	9.0	12.0	11.0	38.0	4, 10
五木新町下	6.0	33.0	11.0	22.0	7.0	7.0	6.0	11.0	12.0	7.0	4, 10
中野台 ^{※2, ※3}	14.0	6.0	不検出	4.0	—	—	—	—	—	—	—
浅間下	8.0	10.0	7.0	7.0	4.0	6.0	6.0	8.0	6.0	10.0	毎月
梅郷第二	9.0	9.0	10.0	8.0	10.0	8.0	8.0	14.0	10.0	16.0	毎月
上花輪新町	3.0	2.0	2.0	1.0	1.0	1.0	4.0	5.0	4.0	4.0	5, 12

※1 調査月は平成 29 年度に調査を実施した月を記載している。

※2 中野台の平成 19 年度調査は、近隣の汚濁水を直接採水したため、評価の対象外とする。

※3 中野台は水量がないため、平成 24 年度より調査を停止した。

図 6-34 水質汚濁状況経年変化（浮遊物質：SS）（江戸川水系）

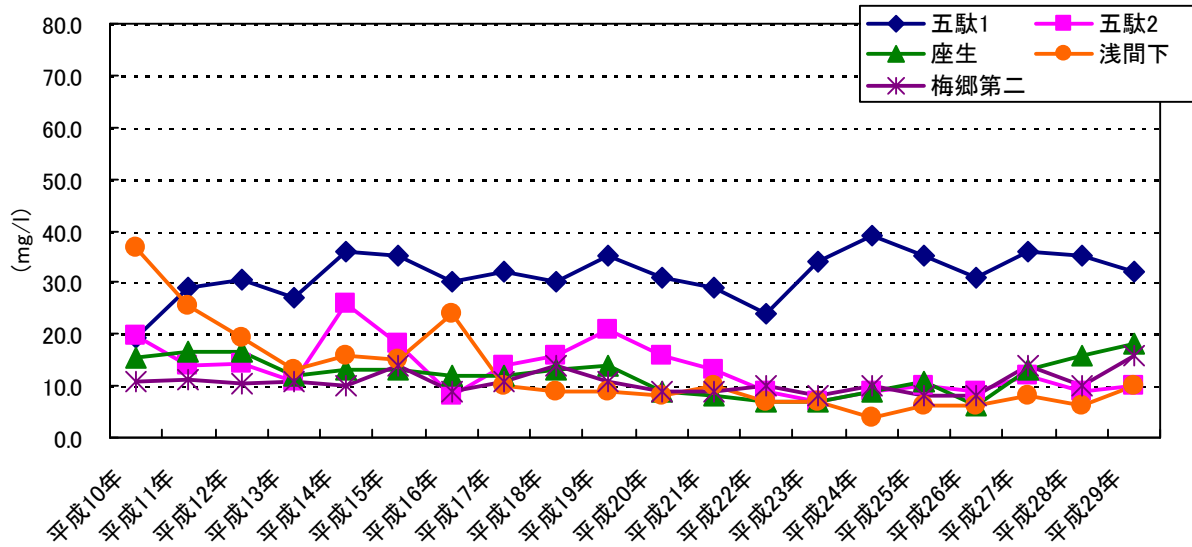


図 6-35 水質汚濁状況経年変化
（浮遊粒子状物質：SS）
（江戸川水系、五駄水域）

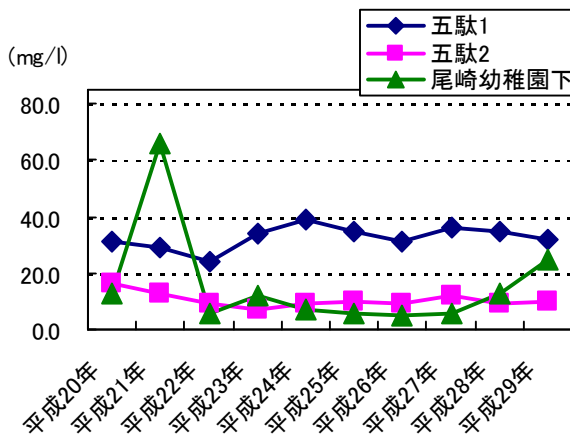


図 6-37 水質汚濁状況経年変化
（浮遊粒子状物質：SS）
（江戸川水系、その他水域）

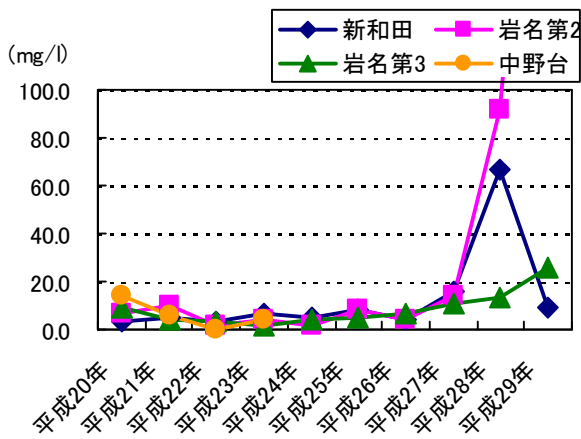


図 6-36 水質汚濁状況経年変化
（浮遊粒子状物質：SS）
（江戸川水系、座生水域）

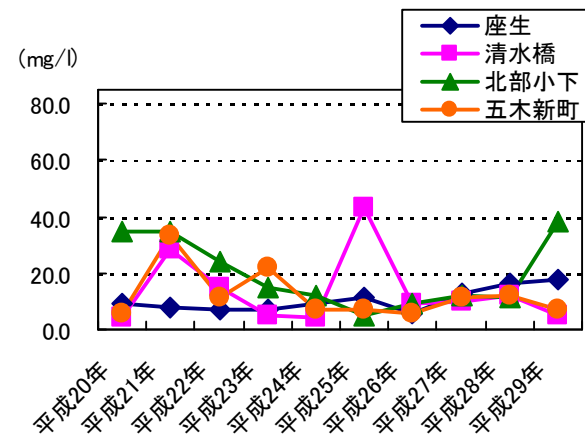
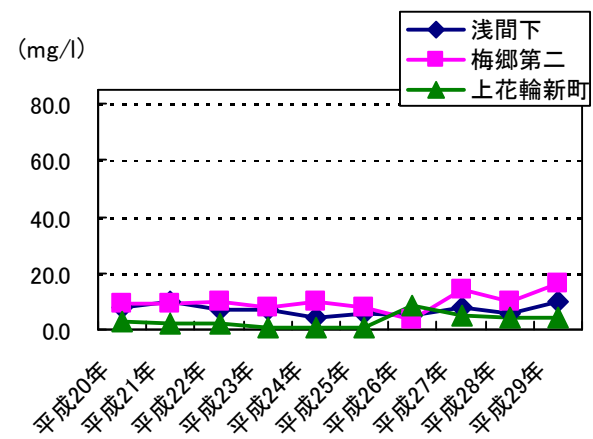


図 6-38 水質汚濁状況経年変化
（浮遊粒子状物質：SS）
（江戸川水系、その他水域）



(2) 利根川水系

利根川水系では、阿部水域（関宿揚水堀、阿部沼落とし堀）及び目吹、町田の樋管において調査を行っている。阿部水域は関宿地域から野田方面に流下する農業排水であり、船形の排水機場で利根川に排出される。人家の少ない地域のため、水質状況は比較的良好であり、負荷量も横ばいから減少傾向にあるが、更なる水質向上のため、公共下水道の計画区域外での合併処理浄化槽の普及が望まれる。

有害物質である総水銀等については、船形、阿部において年4回（6、9、12、3月）の測定を実施し全てが環境基準値以下であった。

表 6-15 水質状況経年変化(pH)

年度	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	調査月 ^{※1}
船形	7.1	7.1	7.1	7.2	7.1	7.0	7.1	7.3	7.2	7.2	毎月
関宿台町	7.0	7.0	7.0	7.3	7.3	7.5	7.1	7.1	7.7	7.2	7, 11, 3
東高野橋	7.2	7.0	6.9	7.1	7.5	7.3	7.3	7.2	7.6	7.1	7, 11, 3
桐ヶ作合流	7.1	7.4	6.9	7.3	8.0	7.3	7.5	7.3	7.5	7.2	7, 11, 3
新岸橋	7.3	7.1	7.1	7.4	9.0	7.3	7.5	7.5	8.8	7.4	7, 11, 3
新堤橋	7.1	7.1	7.2	7.1	7.4	7.2	7.4	7.3	7.4	7.8	7, 11, 3
出洲橋	7.1	7.1	7.1	7.2	7.2	7.1	7.1	7.3	7.6	7.3	7, 11, 3
阿部	7.2	7.2	7.2	7.1	7.2	7.2	7.3	7.3	7.3	7.3	毎月
小山橋	6.9	6.9	7.4	7.2	7.2	7.2	7.0	7.3	7.3	7.8	8, 2
阿部大橋 1	7.1	7.2	7.5	7.3	7.2	7.2	7.2	7.3	7.4	7.1	8, 2
阿部大橋 2	6.9	7.1	7.7	7.7	7.2	7.9	7.2	7.8	7.2	7.3	8, 2
目吹	7.0	7.0	7.4	7.8	7.5	7.2	7.1	7.3	7.3	7.3	8, 2
町田	7.5	7.5	7.2	7.5	7.5	7.1	7.5	7.5	7.5	7.5	8, 2

※1 調査月は平成29年度に調査を実施した月を記載している。

図 6-39 水質状況経年変化 (pH) (利根川水系)

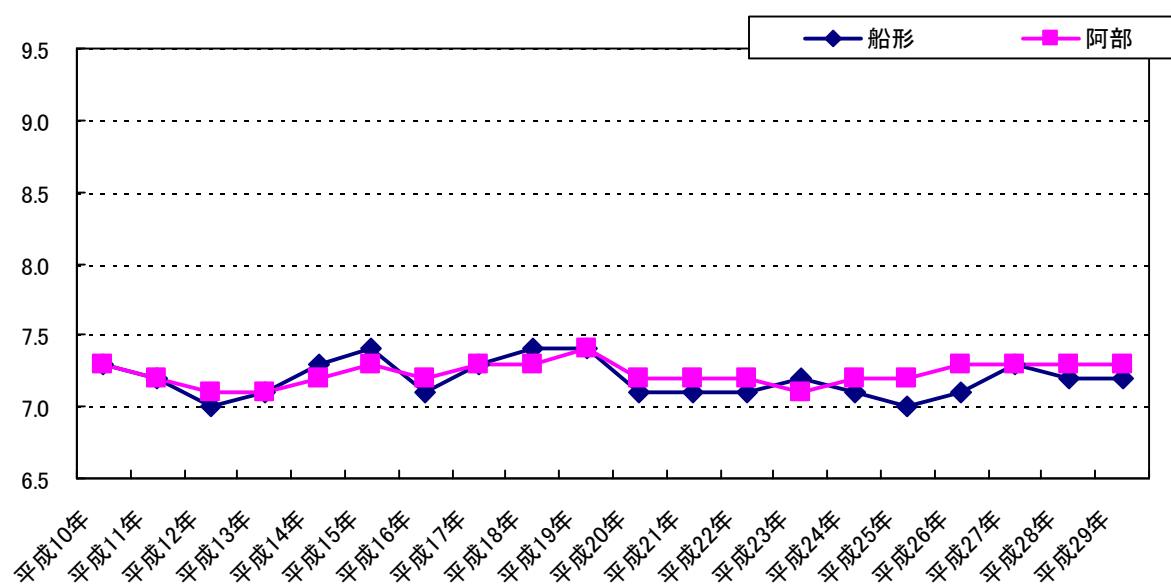


図 6-40 水質状況経年変化 (pH)
(利根川水系、阿部水域：関宿落堀)

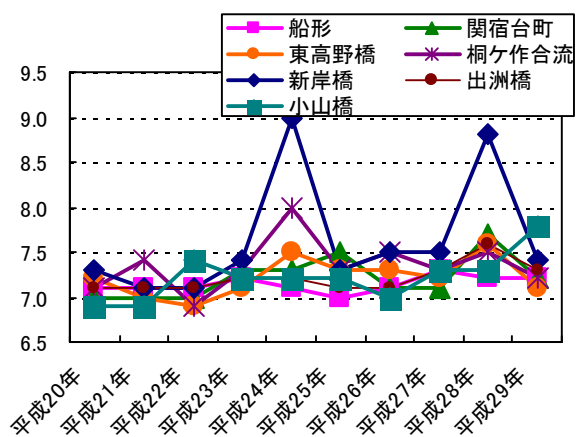


図 6-41 水質状況経年変化 (pH)
(利根川水系、阿部水域：阿部沼落堀)

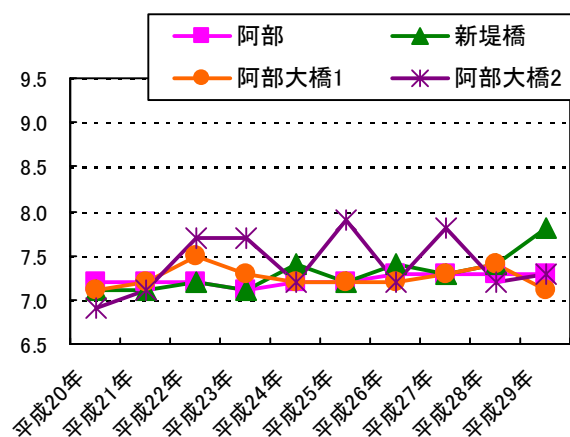


図 6-42 水質状況経年変化 (pH)
(利根川水系、その他水域)

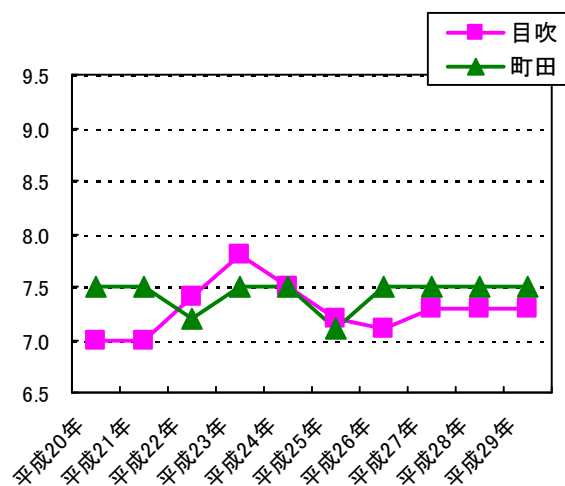


表 6-16 BOD 指標による水質汚濁状況経年変化

単位：mg/l

年度	20 年	21 年	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年	調査月 ^{※1}
船形	3.0	5.1	4.5	4.7	5.6	4.5	4.7	3.4	2.7	3.8	毎月
関宿台町	5.8	6.0	14.0	21.0	24.0	10.0	7.5	4.2	6.9	4.9	7, 11, 3
東高野橋	5.5	2.7	4.2	5.1	5.8	9.6	8.9	3.5	8.9	5.9	7, 11, 3
桐ヶ作合流	11.0	13.0	11.0	13.0	22.0	13.0	10.0	9.2	14.4	7.1	7, 11, 3
新岸橋	2.5	5.5	5.5	6.6	13.0	3.2	6.4	4.4	8.8	3.6	7, 11, 3
新堤橋	5.7	8.1	13.0	6.9	10.0	5.8	12.0	5.7	10.7	6.1	7, 11, 3
出洲橋	2.7	3.8	4.0	5.8	5.4	2.8	4.5	2.4	4.6	2.2	7, 11, 3
阿部	4.0	5.0	5.6	7.6	6.8	5.9	5.6	3.6	3.8	4.9	毎月
小山橋	2.3	5.5	9.3	9.8	9.2	3.1	5.8	3.2	3.5	8.9	8, 2
阿部大橋 1	2.0	8.7	6.3	8.2	6.4	4.0	5.5	4.0	2.2	5.8	8, 2
阿部大橋 2	1.3	2.8	6.2	3.9	5.5	5.0	8.5	5.5	3.8	4.9	8, 2
目吹	2.5	4.3	6.8	8.5	8.3	4.4	4.9	2.6	2.2	3.4	8, 2
町田	1.4	0.9	0.8	1.1	0.8	0.8	1.3	1.9	0.8	0.9	8, 2

※1 調査月は平成 29 年度に調査を実施した月を記載している。

図 6-43 BOD 指標による水質汚濁状況経年変化（利根川水系）

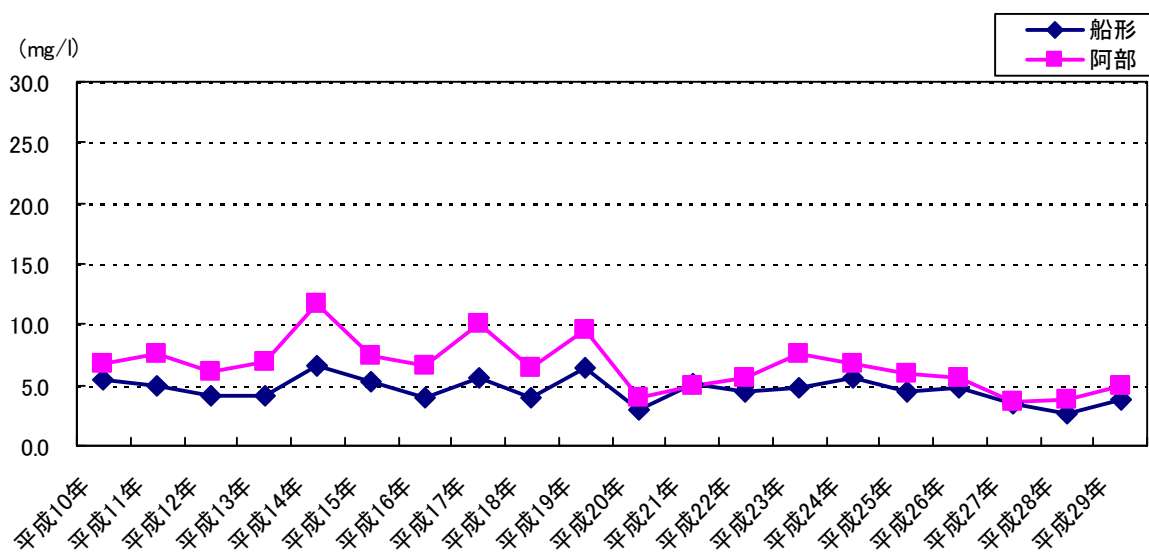


図 6-44 BOD 指標による水質汚濁状況
経年変化
(利根川水域、阿部水域：関宿落堀)

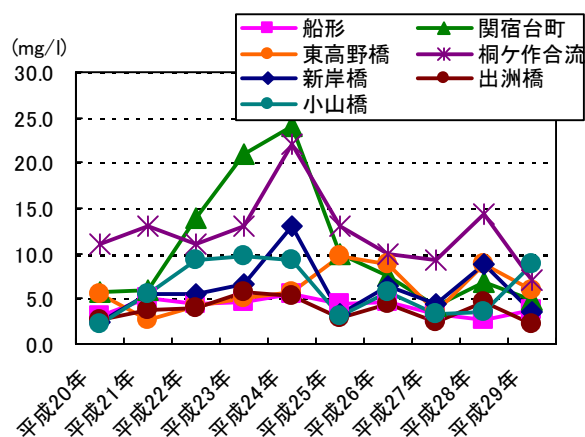


図 6-45 BOD 指標による水質汚濁状況
経年変化
(利根川水域、阿部水域：阿部沼落堀)

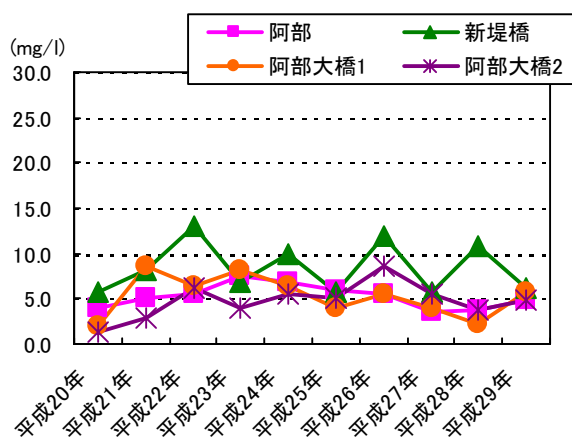


図 6-46 BOD 指標による水質汚濁状況
経年変化 (利根川水域、その他水域)

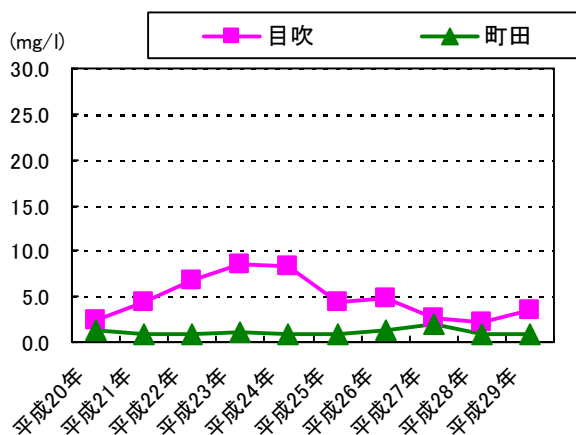


表 6-17 BOD 指標による水質汚濁負荷量経年変化

単位：kg/日

年度	20 年	21 年	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年
船形	161.0	153.0	134.0	132.0	109.0	132.0	104.0	107.0	101.5	132.0
阿部	26.8	27.9	31.2	39.6	27.5	21.3	27.5	22.0	19.6	22.3

図 6-47 BOD 指標による水質汚濁負荷量経年変化 (利根川水系)

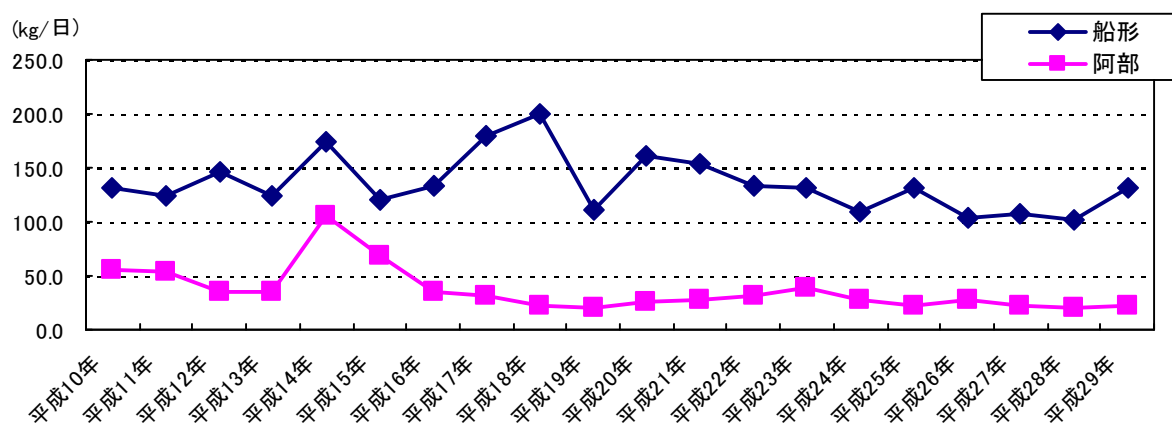


表 6-18 水質汚濁状況経年変化（全リン）

単位：mg/l

年度	20 年	21 年	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年	調査月 ^{※1}
船形	0.16	0.20	0.19	0.20	0.22	0.19	0.16	0.16	0.19	0.19	毎月
関宿台町	0.67	0.87	0.81	1.00	1.80	0.95	0.67	0.94	1.12	0.90	7, 11, 3
東高野橋	0.12	0.12	0.10	0.11	0.18	0.15	0.16	0.16	0.22	0.36	7, 11, 3
桐ヶ作合流	0.45	0.63	0.33	0.23	0.43	0.28	0.25	0.20	0.30	0.28	7, 11, 3
新岸橋	0.17	0.25	0.26	0.29	0.29	0.19	0.21	0.25	0.29	0.29	7, 11, 3
新堤橋	0.33	0.44	0.36	0.40	0.69	0.45	0.47	0.36	0.62	0.45	7, 11, 3
出洲橋	0.16	0.17	0.21	0.20	0.26	0.22	0.18	0.15	0.29	0.20	7, 11, 3
阿部	0.28	0.38	0.39	0.45	0.44	0.48	0.40	0.36	0.50	0.51	毎月
小山橋	0.15	0.24	0.42	0.24	0.36	0.19	0.27	0.19	0.26	0.28	8, 2
阿部大橋 1	0.13	0.44	0.77	0.47	0.32	0.37	0.33	0.32	0.36	0.47	8, 2
阿部大橋 2	0.14	0.15	0.35	0.16	0.21	0.19	0.20	0.15	0.51	0.50	8, 2
目吹	0.10	0.16	0.19	0.23	0.27	0.12	0.19	0.14	0.15	0.08	8, 2
町田	0.08	0.09	0.05	0.07	0.06	0.11	0.12	0.11	0.09	0.07	8, 2

※1 調査月は平成 29 年度に調査を実施した月を記載している。

図 6-48 水質汚濁状況経年変化（全リン）（利根川水系）

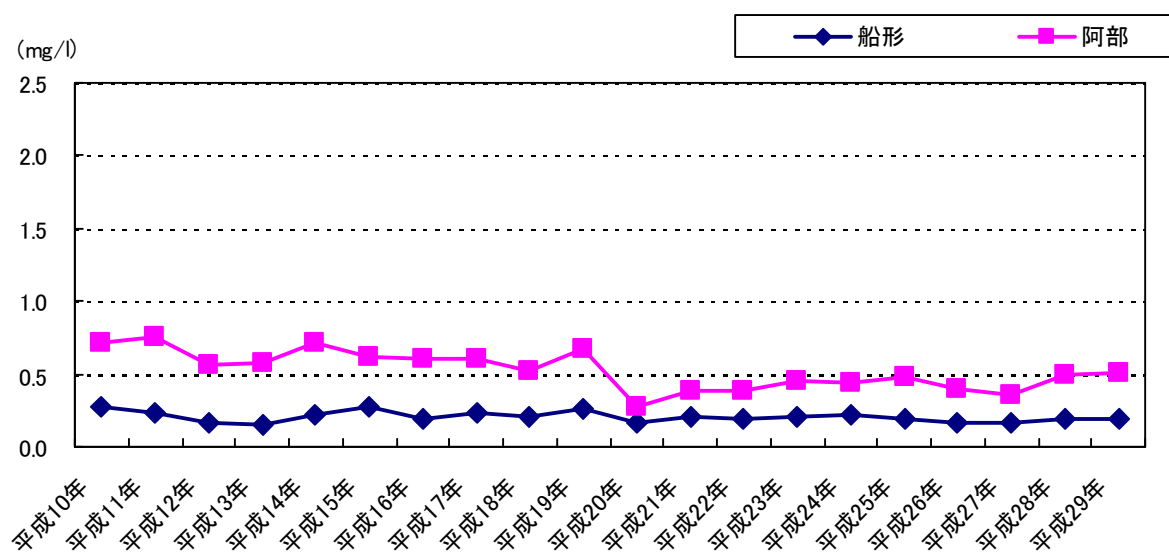


図 6-49 水質汚濁状況経年変化（全リン）
（利根川水系、阿部水域：関宿落堀）

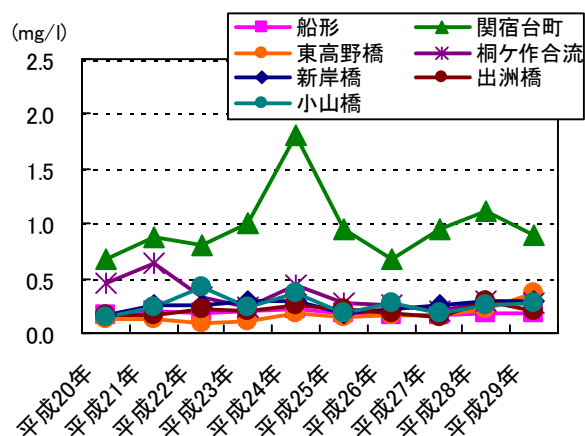


図 6-50 水質汚濁状況経年変化（全リン）
（利根川水系、阿部水域：阿部沼落堀）

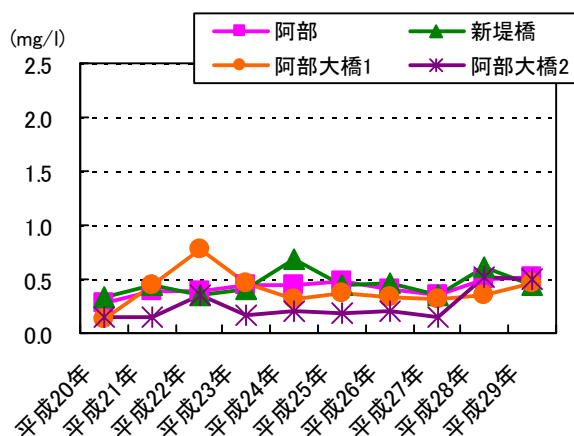


図 6-51 水質汚濁状況経年変化（全リン）
（利根川水系、その他水域）

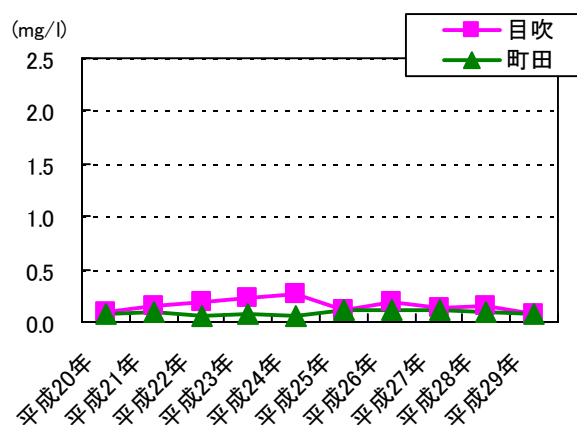


表 6-19 水質汚濁負荷量経年変化（全リン）

単位：kg/日

年度	20 年	21 年	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年
船形	8.85	5.77	5.21	5.59	4.55	5.57	4.02	5.09	5.31	6.27
阿部	1.91	2.10	1.99	2.51	1.66	1.47	1.75	2.22	2.48	2.22

図 6-52 水質汚濁負荷量経年変化（全リン）（利根川水系）

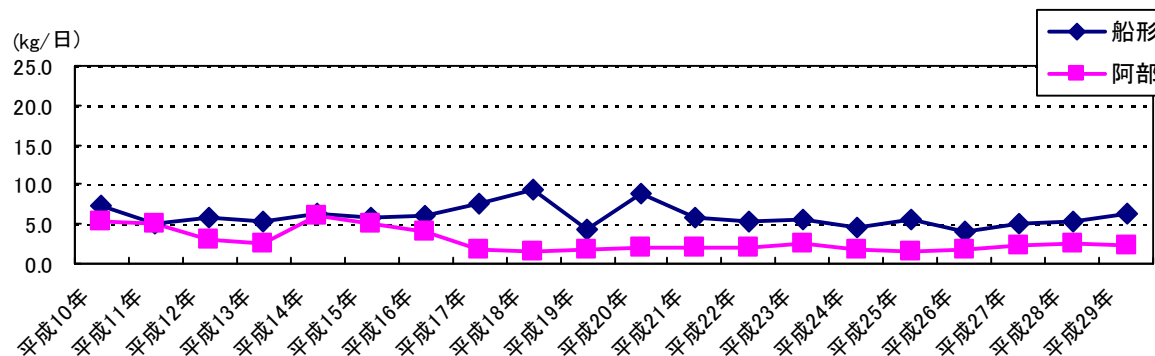


表 6-20 水質汚濁状況経年変化（全窒素）

単位：mg/l

年度	20 年	21 年	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年	調査月 ^{※1}
船形	5.20	4.90	5.60	5.10	4.50	4.90	5.30	4.30	3.70	3.50	毎月
関宿台町	8.50	7.40	8.10	11.00	7.90	7.70	5.50	4.80	5.60	4.90	7, 11, 3
東高野橋	5.80	4.90	4.00	4.30	3.80	4.00	4.20	3.20	3.00	4.00	7, 11, 3
桐ヶ作合流	7.30	6.60	5.60	5.90	6.90	6.20	5.50	4.00	4.60	3.70	7, 11, 3
新岸橋	7.10	6.10	4.90	4.90	4.30	4.50	4.70	4.40	3.70	4.70	7, 11, 3
新堤橋	5.90	5.40	7.70	5.20	7.70	6.10	7.70	5.70	4.40	5.40	7, 11, 3
出洲橋	8.20	6.80	6.80	5.50	5.80	7.10	6.50	5.20	5.50	5.40	7, 11, 3
阿部	6.10	5.90	6.30	6.00	6.00	6.20	7.10	5.70	5.10	5.30	毎月
小山橋	6.30	5.70	8.20	6.60	4.80	6.70	6.00	4.90	4.70	4.90	8, 2
阿部大橋 1	5.80	9.20	8.60	6.10	6.40	6.80	7.80	4.70	4.30	4.80	8, 2
阿部大橋 2	4.80	5.40	7.80	5.10	3.10	3.90	3.80	1.60	4.40	4.90	8, 2
目吹	6.00	5.60	5.10	5.80	5.20	6.50	5.10	2.80	3.50	2.90	8, 2
町田	7.50	6.80	6.70	5.90	4.30	3.80	5.00	4.00	3.60	3.00	8, 2

※1 調査月は平成 29 年度に調査を実施した月を記載している。

図 6-53 水質汚濁状況経年変化（全窒素）（利根川水系）

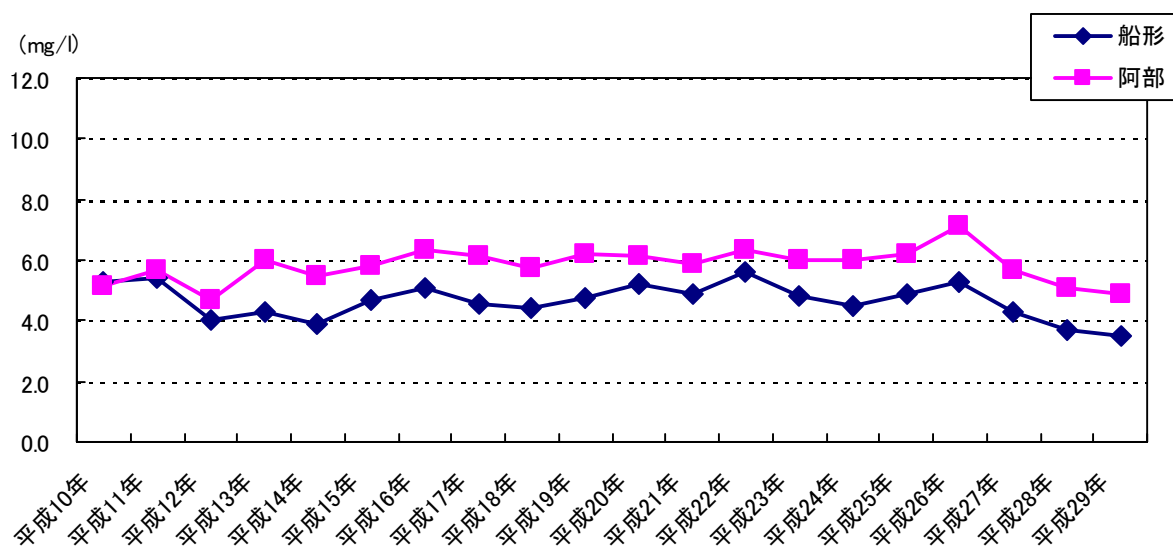


図 6-54 水質汚濁状況経年変化（全窒素）
（利根川水系、阿部水域：関宿落堀）

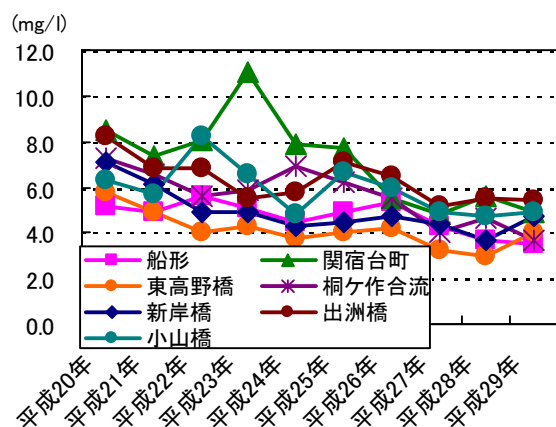


図 6-55 水質汚濁状況経年変化（全窒素）
（利根川水系、阿部水域：阿部沼落堀）

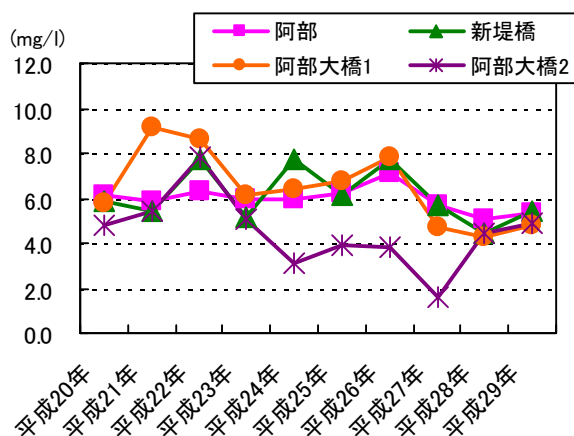


図 6-56 水質汚濁状況経年変化（全窒素）
（利根川水系、その他水域）

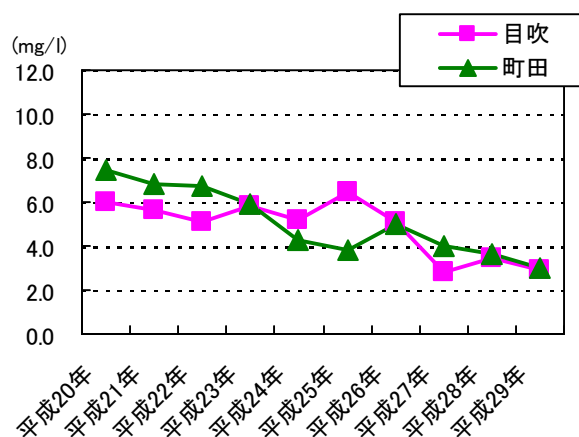


表 6-21 水質汚濁負荷量経年変化（全窒素）

単位：kg/日

年度	20 年	21 年	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年
船形	250.0	159.0	177.0	129.0	108.0	154.0	115.0	118.0	90.3	121.0
阿部	47.0	33.2	39.4	35.0	24.7	31.4	36.9	41.2	29.3	26.6

図 6-57 水質汚濁負荷量経年変化（全窒素）（利根川水系）

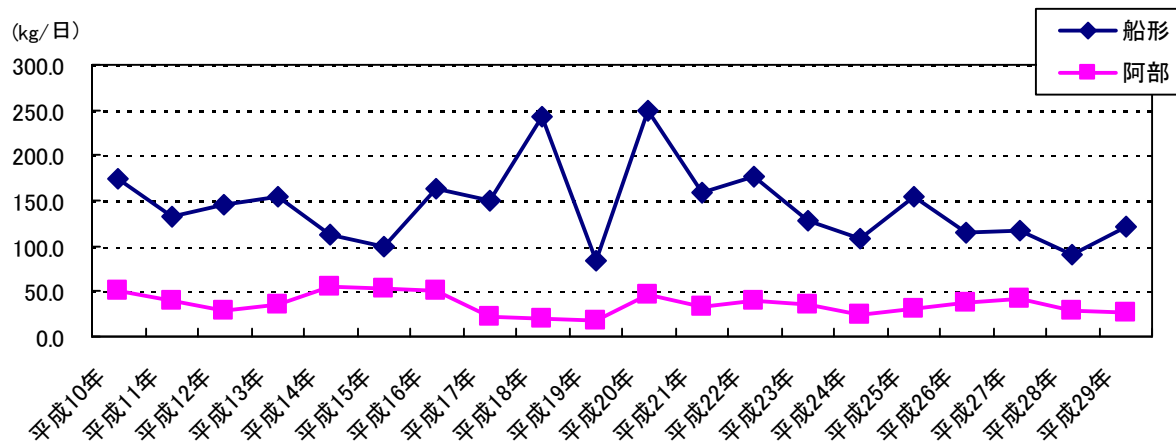


表 6-22 水質汚濁状況経年変化（溶存酸素：D0）

単位：mg/l

年度	20 年	21 年	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年	調査月 ^{※1}
船形	5.2	5.8	7.1	6.8	6.4	6.5	6.8	6.9	6.9	7.6	毎月
阿部	4.2	4.3	4.9	3.4	4.4	5.5	5.9	5.4	5.7	5.9	毎月

※1 調査月は平成 29 年度に調査を実施した月を記載している。

図 6-58 水質汚濁状況経年変化（溶存酸素：D0）（利根川水系）

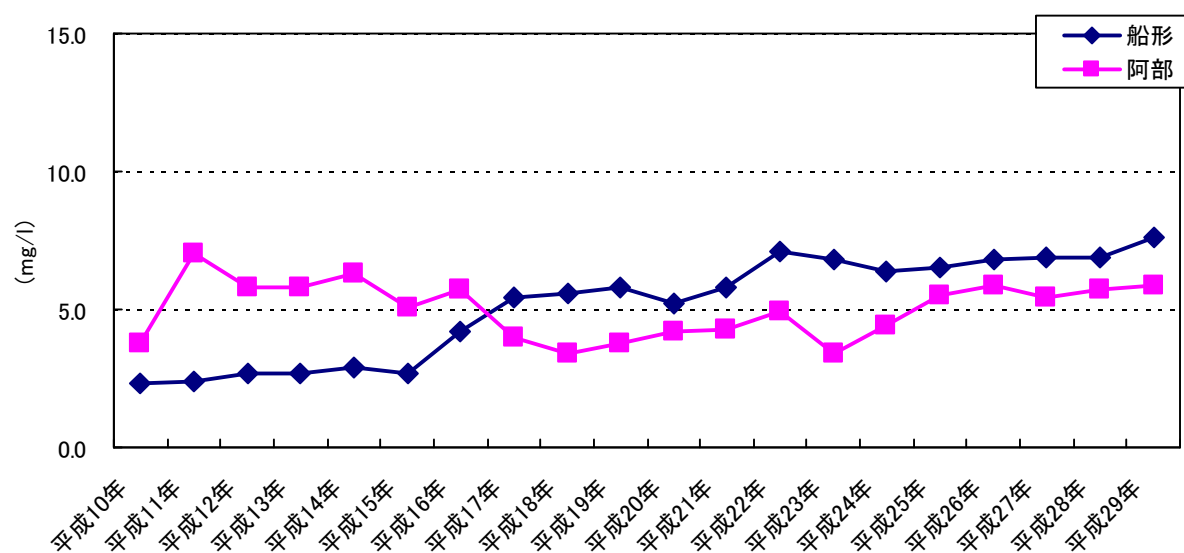


表 6-23 水質汚濁状況経年変化（浮遊物質量：SS）

単位：mg/l

年度	20 年	21 年	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年	調査月 ^{※1}
船形	12.0	15.0	13.0	13.0	15.0	12.0	12.0	13.0	11.0	15.0	毎月
関宿台町	14.0	15.0	19.0	28.0	53.0	22.0	21.0	14.0	46.0	18.0	7, 11, 3
東高野橋	7.0	6.0	5.0	8.0	11.0	13.0	13.0	14.0	23.0	14.0	7, 11, 3
桐ヶ作合流	9.0	11.0	8.0	15.0	14.0	19.0	14.0	16.0	17.0	15.0	7, 11, 3
新岸橋	6.0	16.0	11.0	13.0	30.0	12.0	21.0	33.0	35.0	17.0	7, 11, 3
新堤橋	9.0	14.0	16.0	9.0	36.0	10.0	33.0	20.0	23.0	42.0	7, 11, 3
出洲橋	12.0	14.0	15.0	15.0	16.0	15.0	19.0	14.0	30.0	16.0	7, 11, 3
阿部	8.0	16.0	18.0	9.0	17.0	14.0	15.0	19.0	15.0	14.0	毎月
小山橋	4.0	37.0	34.0	47.0	46.0	16.0	55.0	16.0	21.0	28.0	8, 2
阿部大橋 1	14.0	10.0	7.0	8.0	13.0	6.0	10.0	8.0	18.0	31.0	8, 2
阿部大橋 2	7.0	16.0	9.0	24.0	33.0	16.0	25.0	17.0	39.0	7.0	8, 2
目吹	13.0	15.0	18.0	25.0	29.0	9.0	16.0	11.0	8.0	9.0	8, 2
町田	32.0	27.0	3.0	10.0	7.0	2.0	43.0	16.5	15.0	8.0	8, 2

※1 調査月は平成 29 年度に調査を実施した月を記載している。

図 6-59 水質汚濁状況経年変化（浮遊物質：SS）（利根川水系）

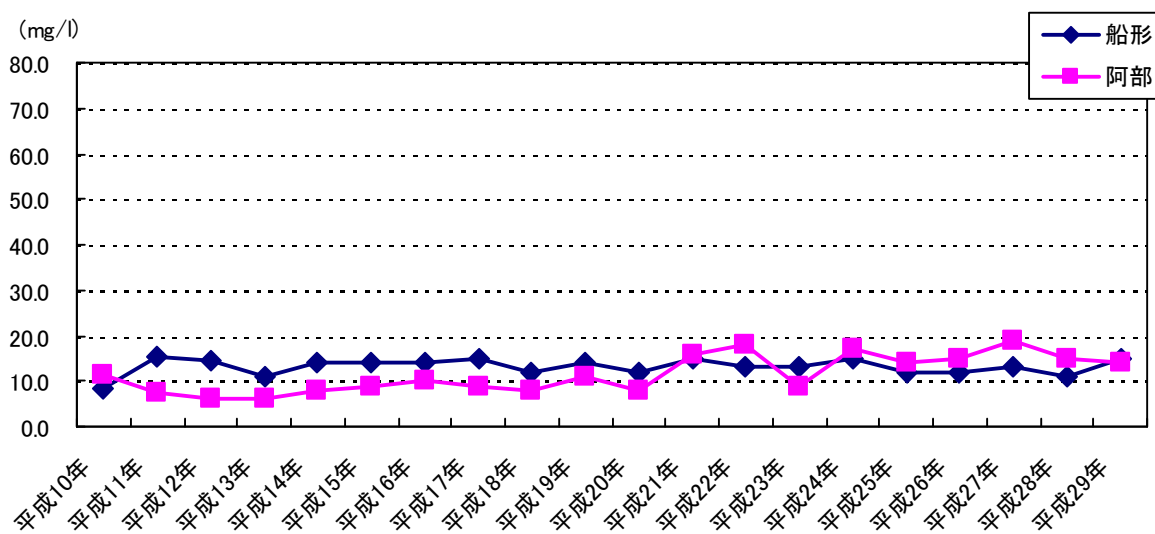


図 6-60 水質汚濁状況経年変化

（浮遊物質：SS）

（利根川水域、阿部水域：関宿落堀）

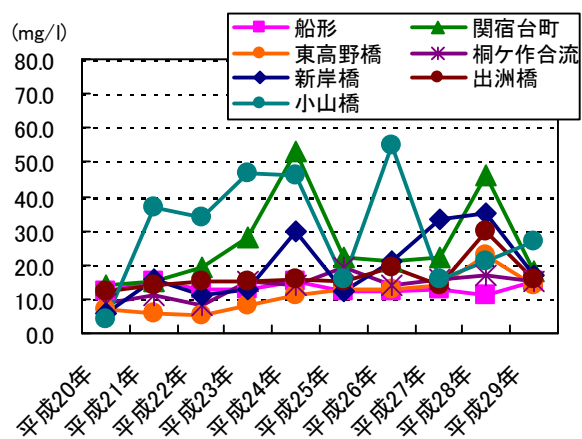


図 6-61 水質汚濁状況経年変化

（浮遊物質：SS）

（利根川水域、阿部水域：阿部沼落堀）

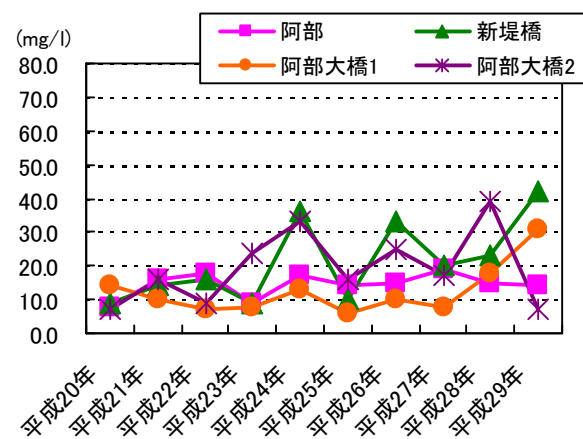
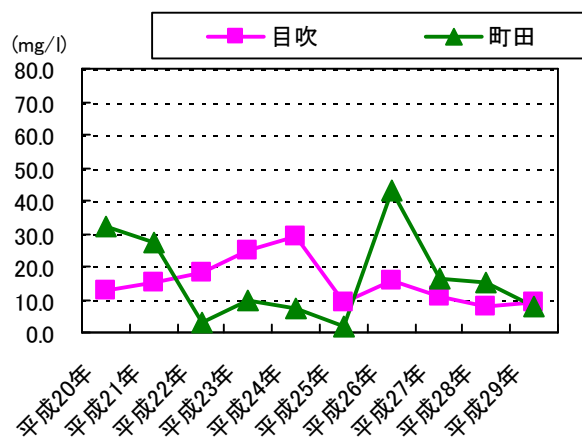


図 6-62 水質汚濁状況経年変化

（浮遊物質：SS）（利根川水域、その他水域）



(3) 利根運河水系

利根運河水系に流下する自然河川系は、山崎、立山、江川及び境田の4か所、農業用水系では梅郷第一、生活排水系では西新田で調査を行っている。このうち、江川及び梅郷第一では上流部においても調査を行っている。

山崎及び聖華幼稚園脇では、BOD が比較的高くなっている。これは流域が民家の密集地域に相当することや、流量が少ないことなどに起因するものと考えられる。一方、大きな河川の形状をなす江川は、BOD が低く推移しており、汚濁負荷量も低くなってきている。

有害物質である総水銀等については、梅郷第一、山崎、立山及び江川において年4回（6、9、12、3月）の測定を実施し全てが環境基準値以下であった。

表 6-24 水質状況経年変化 (pH)

年度	20 年	21 年	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年	調査月 ^{※1}
梅郷第一	7.3	7.2	7.2	7.2	7.2	7.1	7.0	7.4	7.3	7.2	毎月
聖華幼稚園脇	6.8	7.0	6.9	6.9	6.9	7.0	7.1	7.0	6.9	7.1	6, 1
五尺道脇	6.9	7.2	7.1	7.1	7.2	7.1	7.2	7.3	7.1	7.4	6, 1
西新田	7.2	7.7	7.7	7.6	7.6	7.5	7.5	7.3	7.5	7.5	8, 2
山崎	7.2	7.2	7.2	7.2	7.3	7.3	7.3	7.3	7.2	7.3	毎月
境田	7.1	7.2	7.4	7.3	7.3	7.2	7.2	7.2	7.3	7.4	8, 2
立山	7.3	7.3	7.3	7.2	7.3	7.3	7.3	7.4	7.4	7.4	毎月
江川	7.5	7.7	7.9	7.8	8.0	8.0	7.9	7.9	8.0	7.7	毎月
白鷺川上流	7.2	7.2	7.1	7.1	7.1	7.2	7.3	7.4	7.3	7.3	5, 12
白鷺川中流	7.7	7.6	7.5	7.9	7.5	8.0	8.6	8.2	7.9	7.6	5, 12
白鷺川下流	9.2	7.7	9.3	8.3	8.3	8.6	8.2	8.1	7.8	7.7	5, 12
福田一小下	8.3	7.5	7.6	7.0	7.0	7.1	7.2	7.9	7.7	7.4	5, 12

※1 調査月は平成 29 年度に調査を実施した月を記載している。

図 6-63 水質状況経年変化 (pH) (利根運河水系)

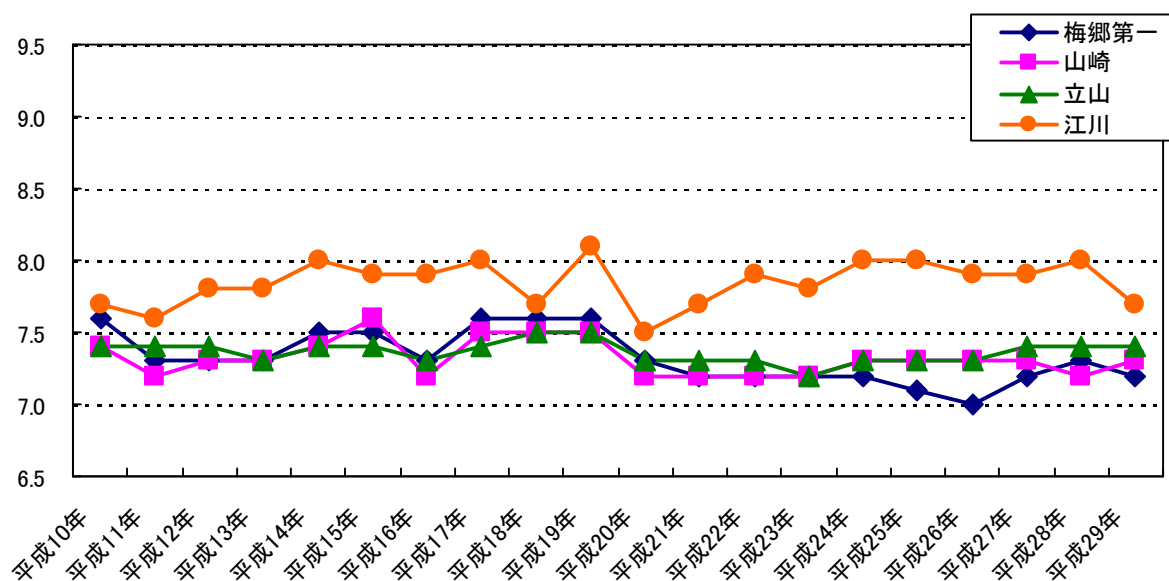


図 6-64 水質状況経年変化 (pH)
経年変化 (利根運河水系、梅郷第一水域)

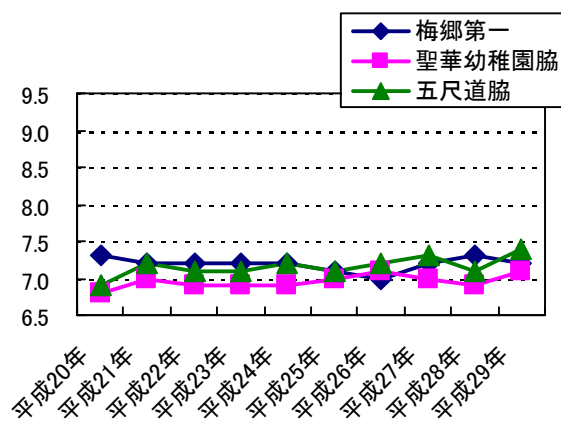


図 6-65 水質状況経年変化 (pH)
経年変化 (利根運河水系、江川水域)

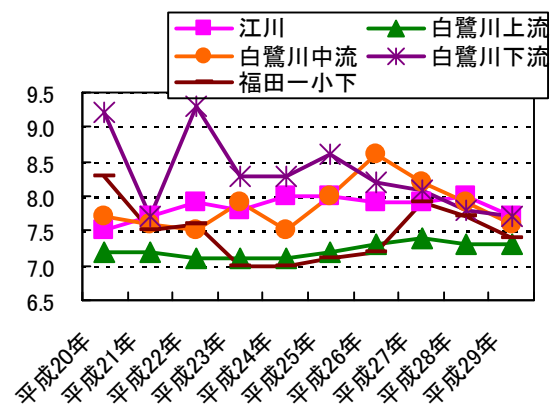


図 6-66 水質状況経年変化 (pH)
経年変化 (利根運河水系、その他水域)

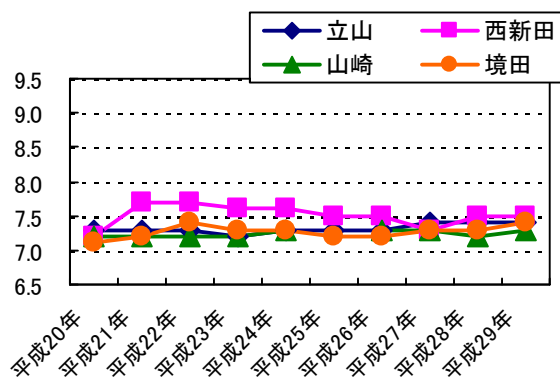


表 6-25 BOD 指標による水質汚濁状況経年変化

単位：mg/l

年度	20 年	21 年	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年	調査月 ^{※1}
梅郷第一	7.8	11.0	17.0	21.0	21.0	35.0	46.0	28.0	10.4	27.0	毎月
聖華幼稚園脇	16.0	24.0	17.0	30.0	33.0	39.0	19.0	24.0	18.0	37.0	6, 1
五尺道脇	18.0	27.0	14.0	31.0	20.0	17.0	9.3	4.9	17.8	9.0	6, 1
西新田	3.2	7.1	9.1	14.0	13.0	5.80	14.0	4.1	4.6	7.7	8, 2
山崎	19.0	23.0	26.0	24.0	21.0	22.0	19.0	12.0	12.3	19.0	毎月
境田	3.5	7.0	6.9	5.5	6.4	7.2	4.9	5.4	2.4	6.4	8, 2
立山	3.9	6.5	4.8	7.2	6.2	5.1	6.1	4.4	4.4	6.3	毎月
江川	2.3	4.0	3.4	3.1	3.6	3.6	3.4	2.6	3.0	3.1	毎月
白鷺川上流	4.4	6.1	4.2	3.8	3.8	3.8	7.5	5.3	5.2	5.1	5, 12
白鷺川中流	4.4	7.1	3.1	3.8	2.6	2.6	5.3	3.8	3.6	3.8	5, 12
白鷺川下流	3.1	3.3	3.1	5.3	4.5	3.0	1.9	2.5	2.6	4.2	5, 12
福田一小下	2.3	5.1	1.3	1.9	1.8	2.6	2.7	2.0	2.0	1.9	5, 12

※1 調査月は平成 29 年度に調査を実施した月を記載している。

図 6-67 BOD 指標による水質汚濁状況経年変化（利根運河水系）

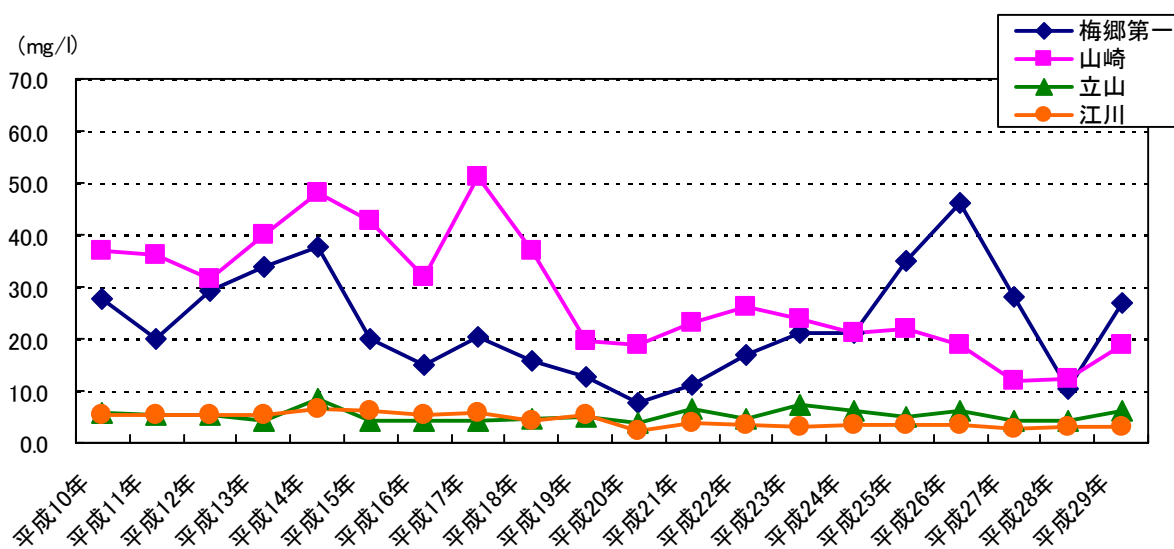


図 6-68 BOD 指標による水質汚濁状況
経年変化（利根運河水系、梅郷第一水域）

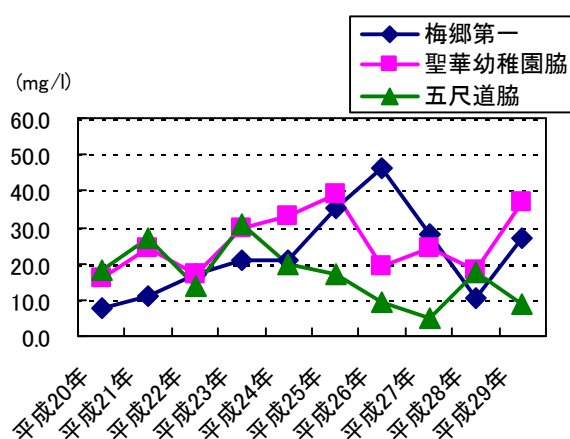


図 6-69 BOD 指標による水質汚濁状況
経年変化（利根運河水系、江川水域）

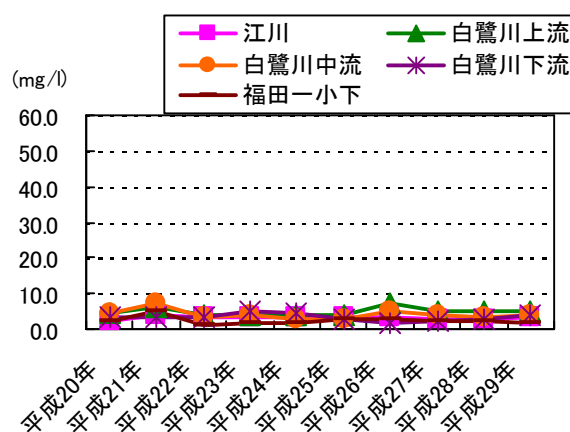


図 6-70 BOD 指標による水質汚濁状況
経年変化（利根運河水系、その他水域）

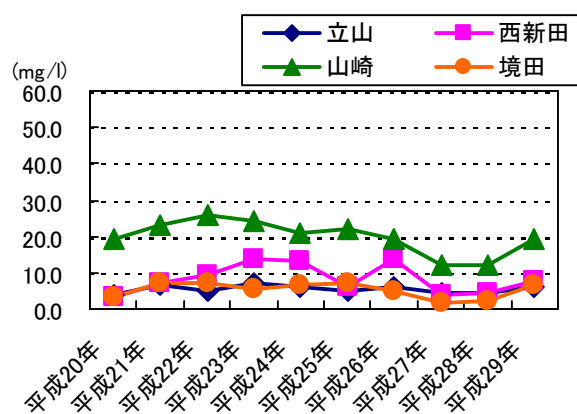


表 6-26 BOD 指標による水質汚濁負荷量経年変化（利根運河水系）

単位：kg/日

年度	20 年	21 年	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年
梅郷第一	78.4	131.0	129.0	167.0	155.0	194.0	335.0	176.0	60.9	117.0
山崎	34.7	42.1	33.3	34.4	27.6	26.7	21.2	8.6	4.5	6.4
立山	61.5	145.0	65.8	127.0	85.6	73.1	78.0	57.2	60.1	70.2
江川	45.6	66.3	39.5	82.0	46.6	40.2	32.4	32.2	28.6	21.7

図 6-71 BOD 指標による水質汚濁負荷量経年変化（利根運河水系）

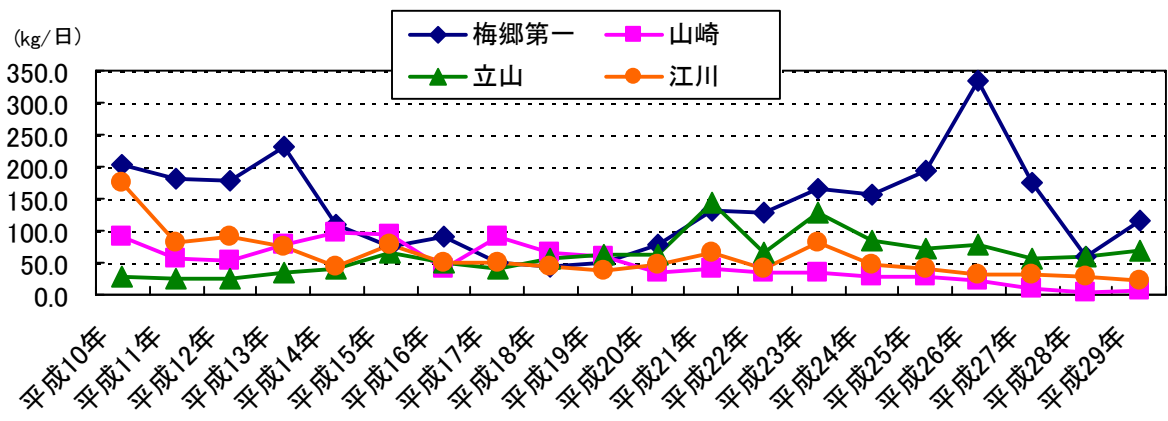


表 6-27 水質汚濁状況経年変化（全リン）

単位：mg/l

年度	20 年	21 年	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年	調査月 ^{※1}
梅郷第一	0.62	0.79	0.95	0.98	0.88	1.00	1.20	1.10	0.84	1.10	毎月
聖華幼稚園脇	1.00	1.20	1.00	1.10	1.50	1.70	1.60	1.50	1.45	2.40	6, 1
五尺道脇	1.90	1.30	1.20	1.30	1.20	1.20	1.40	0.75	0.89	1.20	6, 1
西新田	0.57	0.78	0.97	0.83	0.92	0.88	0.76	0.54	0.49	0.90	8, 2
山崎	1.50	1.60	1.70	1.70	1.80	1.80	1.90	1.40	1.52	1.70	毎月
境田	0.12	0.35	0.62	0.34	0.33	0.42	0.28	0.38	0.28	0.55	8, 2
立山	0.21	0.38	0.41	0.44	0.45	0.55	0.42	0.43	0.32	0.36	毎月
江川	0.22	0.29	0.30	0.34	0.23	0.25	0.21	0.20	0.19	0.20	毎月
白鷺川上流	0.25	0.56	0.21	0.23	0.26	0.30	0.43	0.46	0.37	0.40	5, 12
白鷺川中流	0.26	0.43	0.19	0.17	0.19	0.24	0.29	0.36	0.31	0.33	5, 12
白鷺川下流	0.30	0.66	0.30	0.40	0.27	0.25	0.24	0.24	0.26	0.28	5, 12
福田一小下	0.05	0.12	0.07	0.07	0.13	0.10	0.13	0.08	0.15	0.18	5, 12

※1 調査月は平成 29 年度に調査を実施した月を記載している。

図 6-72 水質汚濁状況経年変化（全リン）（利根運河水系）

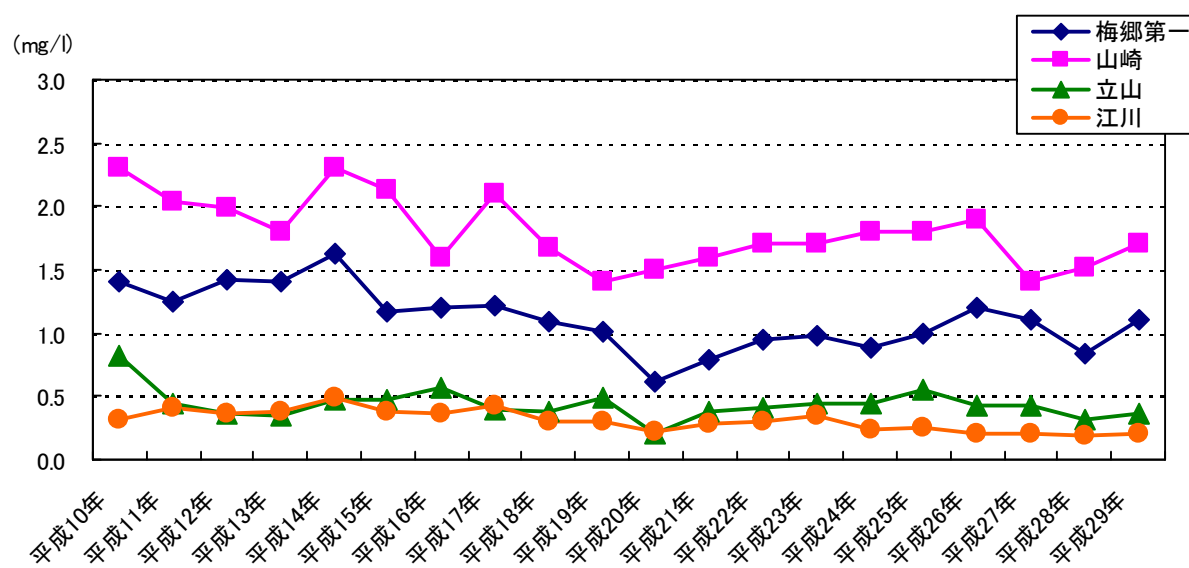


図 6-73 水質汚濁状況経年変化（全リン）
（利根運河水系、梅郷第一水域）

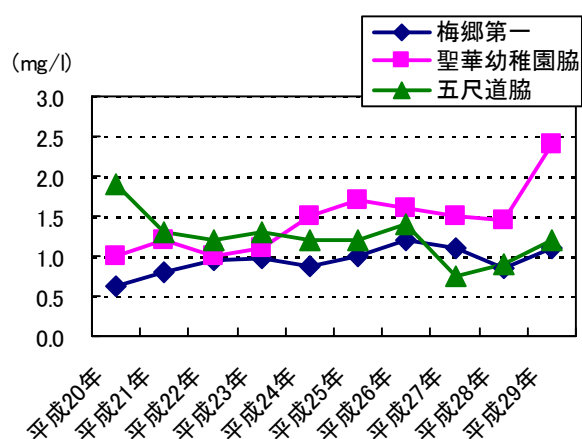


図 6-74 水質汚濁状況経年変化（全リン）
（利根運河水系、江川水域）

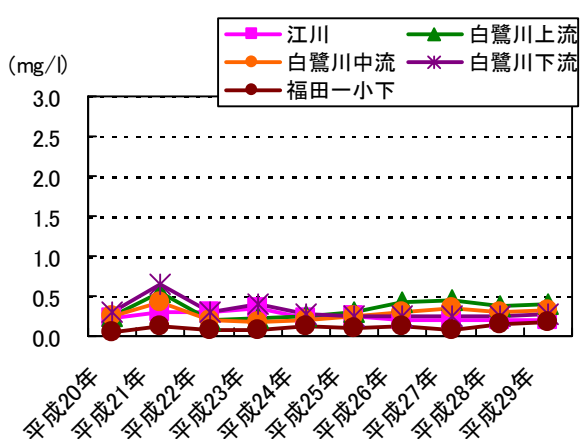


図 6-75 水質汚濁状況経年変化（全リン）
（利根運河水系、その他水域）

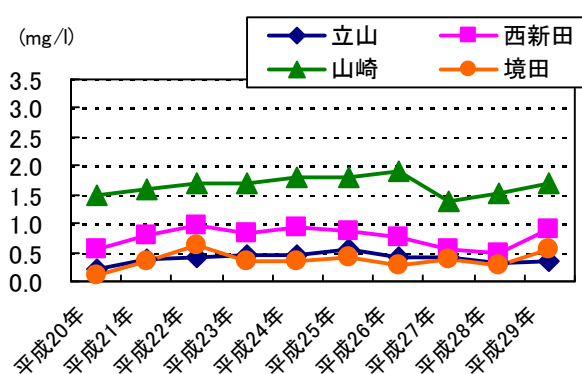


表 6-28 水質汚濁負荷量経年変化（全リン）

単位: kg/日

年度	20 年	21 年	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年
梅郷第一	5.9	6.3	7.1	6.8	5.3	5.9	8.3	8.3	4.8	5.3
山崎	2.8	2.3	2.1	2.3	2.3	2.4	2.2	1.0	0.6	0.6
立山	3.4	8.9	5.3	7.6	6.4	7.2	5.4	5.2	4.3	4.0
江川	4.3	6.3	3.9	8.7	2.9	3.4	2.1	2.4	2.1	1.6

図 6-76 水質汚濁負荷量経年変化（全リン）（利根運河水系）

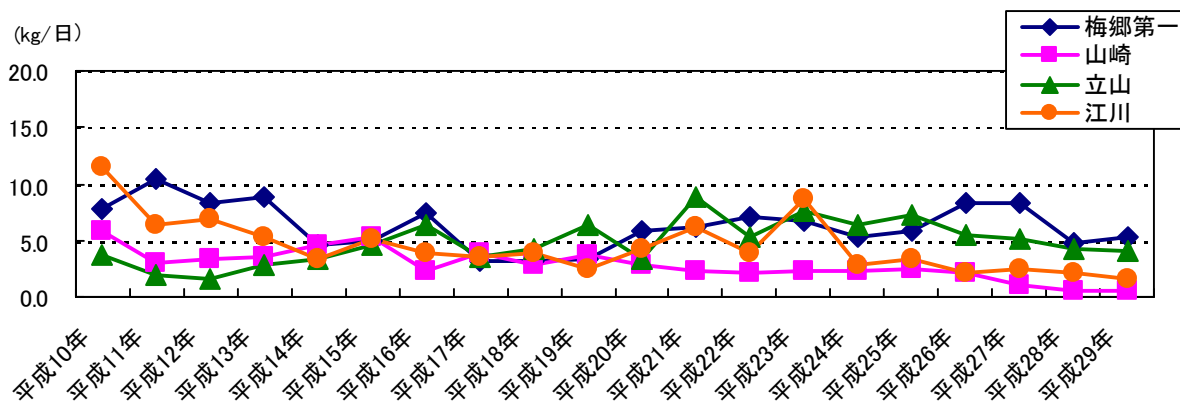


表 6-29 水質汚濁状況経年変化（全窒素）

単位:mg/l

年度	20 年	21 年	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年	調査月 ^{※1}
梅郷第一	8.60	8.30	9.90	8.90	8.40	10.00	11.00	9.50	7.90	10.00	毎月
聖華幼稚園脇	13.00	12.00	14.00	12.00	14.00	14.00	17.00	12.00	9.10	15.00	6, 1
五尺道脇	11.00	10.00	9.20	11.00	10.00	9.80	10.00	8.50	7.10	9.20	6, 1
西新田	12.00	7.20	8.80	10.00	15.00	15.00	9.10	11.00	6.30	6.80	8, 2
山崎	13.00	12.00	13.00	12.00	11.00	12.00	13.00	10.00	9.30	10.00	毎月
境田	2.80	3.90	6.00	3.80	2.90	5.10	3.10	2.70	2.80	3.20	8, 2
立山	8.30	7.70	7.80	9.50	9.00	8.90	9.10	7.50	8.50	7.80	毎月
江川	5.00	4.90	5.40	6.30	4.00	4.30	4.70	2.90	2.70	2.70	毎月
白鷺川上流	5.40	4.70	5.90	4.60	3.20	5.00	6.30	4.40	3.50	3.90	5, 12
白鷺川中流	5.20	5.10	4.50	4.00	2.80	3.70	4.60	4.00	3.30	3.70	5, 12
白鷺川下流	5.60	6.30	6.00	5.90	3.70	3.10	5.30	3.80	3.40	3.90	5, 12
福田一小下	11.00	4.80	12.00	9.20	7.30	4.80	6.40	4.10	3.60	2.80	5, 12

※1 調査月は平成 29 年度に調査を実施した月を記載している。

図 6-77 水質汚濁状況経年変化（全窒素）（利根運河水系）

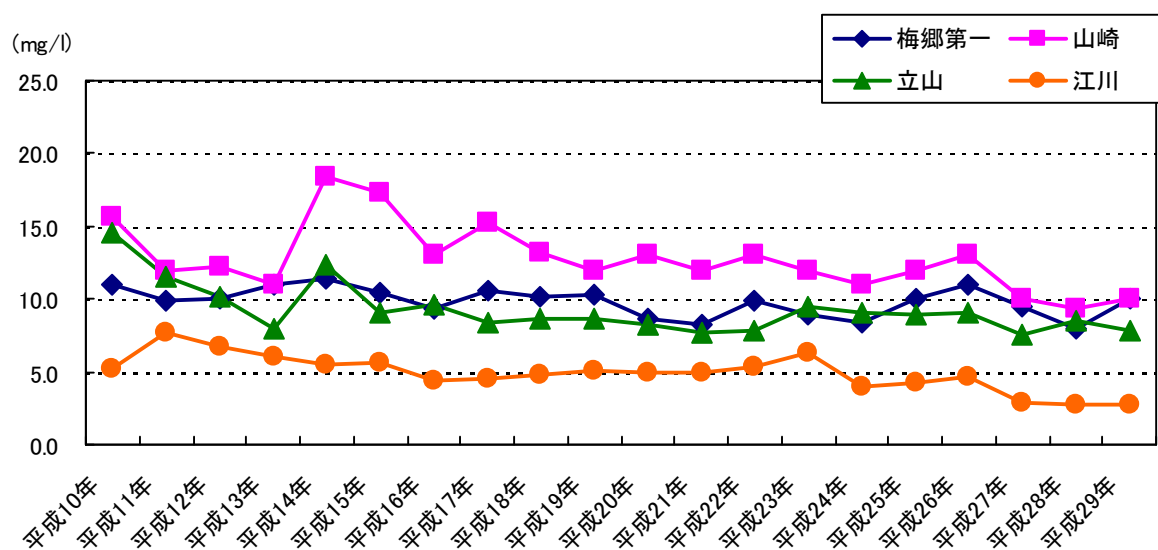


図 6-78 水質汚濁状況経年変化
(全窒素) (利根運河水系、梅郷第一水域)

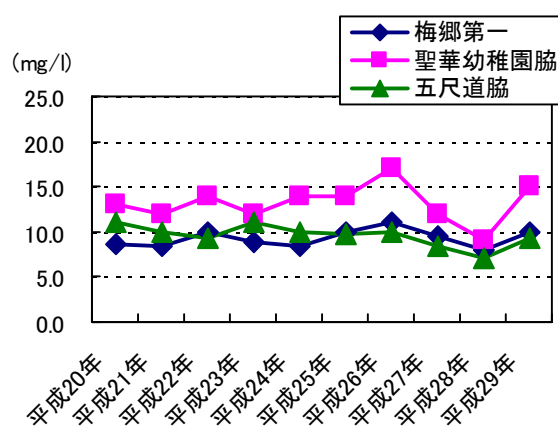


図 6-79 水質汚濁状況経年変化
(全窒素) (利根運河水系、江川水域)

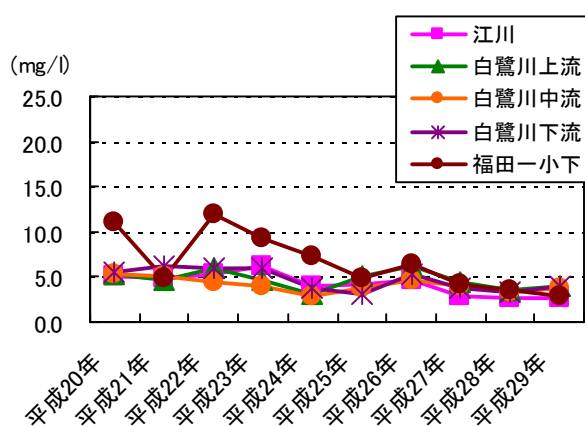


図 6-80 水質汚濁状況経年変化
(全窒素) (利根運河水系、その他水域)

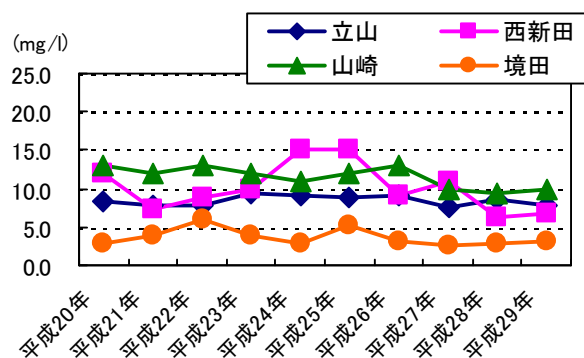


表 6-30 水質汚濁負荷量経年変化 (全窒素)

単位: kg/日

年度	20 年	21 年	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年
梅郷第一	86.9	68.1	77.0	58.9	52.6	63.3	73.4	66.5	45.5	48.5
山崎	23.6	20.3	16.7	16.9	13.7	17.0	15.2	7.1	3.7	3.3
立山	128.0	130.0	109.0	142.0	127.0	125.0	117.0	94.2	115.5	86.7
江川	101.0	109.0	84.9	142.0	49.6	63.2	53.6	35.2	33.2	25.5

図 6-81 水質汚濁負荷量経年変化 (全窒素) (利根運河水系)

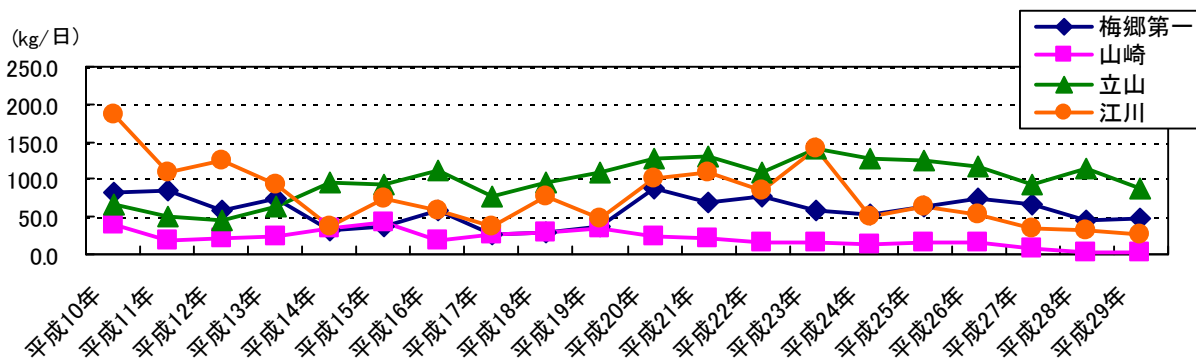


表 6-31 水質汚濁状況経年変化（溶存酸素:D0）

単位:mg/l

年度	20 年	21 年	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年	調査月 ^{※1}
梅郷第一	4.6	4.2	3.8	4.1	4.0	3.7	4.1	3.2	3.7	3.5	毎月
山崎	3.3	4.2	3.4	3.5	3.4	3.3	3.8	3.8	3.5	3.5	毎月
立山	4.7	4.4	4.4	3.7	3.6	4.2	4.1	3.7	4.3	5.1	毎月
江川	8.2	9.0	11.3	10.1	11.0	12.6	11.1	10.2	10.3	9.4	毎月

※1 調査月は平成 29 年度に調査を実施した月を記載している。

図 6-82 水質汚濁状況経年変化（溶存酸素:D0）（利根運河水系）

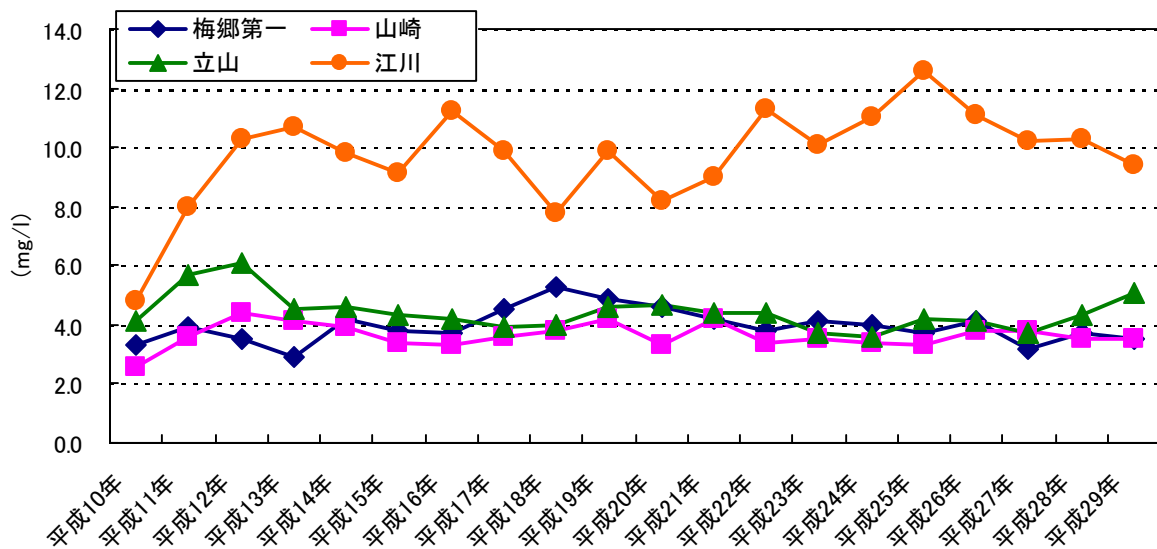


表 6-32 水質汚濁状況経年変化（浮遊物質量:SS）

単位:mg/l

年度	20 年	21 年	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年	調査月 ^{※1}
梅郷第一	8.0	6.0	7.0	6.0	7.0	9.0	14.0	18.0	7.0	17.0	毎月
聖華幼稚園脇	10.0	5.0	4.0	4.0	13.0	8.0	3.0	23.0	33.0	54.0	6, 1
五尺道脇	8.0	9.0	5.0	9.0	3.0	7.0	8.0	4.0	16.0	12.0	6, 1
西新田	23.0	18.0	31.0	36.0	27.0	14.0	20.0	12.0	12.0	25.0	8, 2
山崎	9.0	12.0	6.0	8.0	7.0	7.0	7.0	13.0	9.0	17.0	毎月
境田	17.0	25.0	35.0	14.0	17.0	9.0	7.0	20.0	12.0	25.0	8, 2
立山	6.0	19.0	10.0	13.0	10.0	12.0	9.0	14.0	12.0	12.0	毎月
江川	8.0	10.0	8.0	8.0	12.0	13.0	11.0	16.0	13.0	11.0	毎月
白鷺川上流	5.0	5.0	3.0	4.0	7.0	6.0	7.0	5.0	5.0	6.0	5, 12
白鷺川中流	9.0	3.0	4.0	2.0	2.0	1.0	1.0	5.0	7.0	5.0	5, 12
白鷺川下流	4.0	9.0	9.0	7.0	10.0	9.0	7.0	9.0	16.0	14.0	5, 12
福田一小下	13.0	18.0	4.0	12.0	17.0	16.0	22.0	10.0	30.0	36.0	5, 12

※1 調査月は平成 29 年度に調査を実施した月を記載している。

図 6-83 水質汚濁状況経年変化（浮遊物質：SS）（利根運河水系）

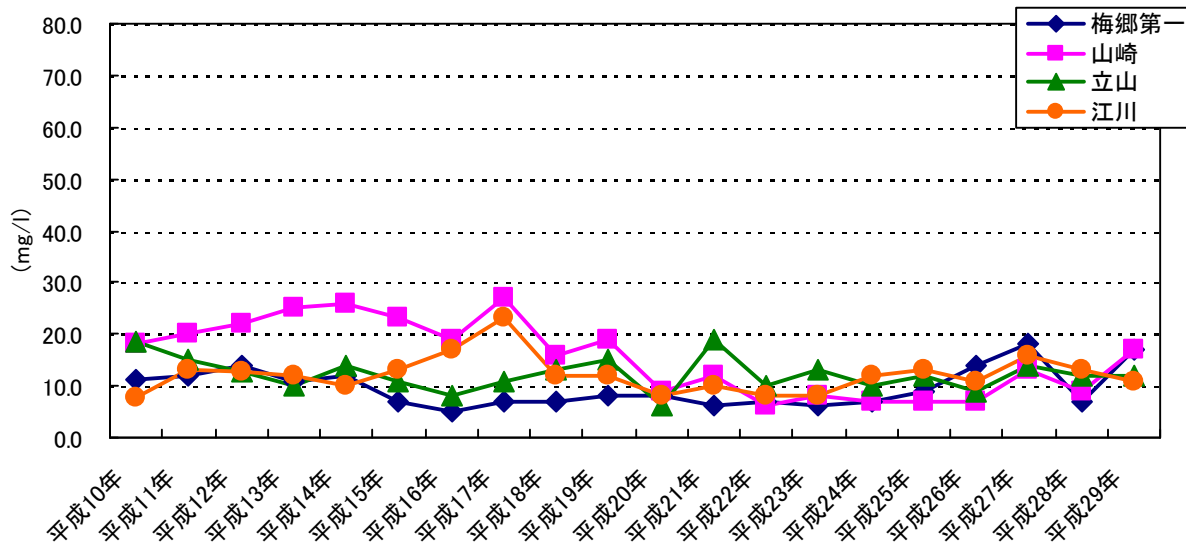


図 6-84 水質汚濁状況経年変化
（浮遊物質：SS）
（利根運河水系、梅郷第一水域）

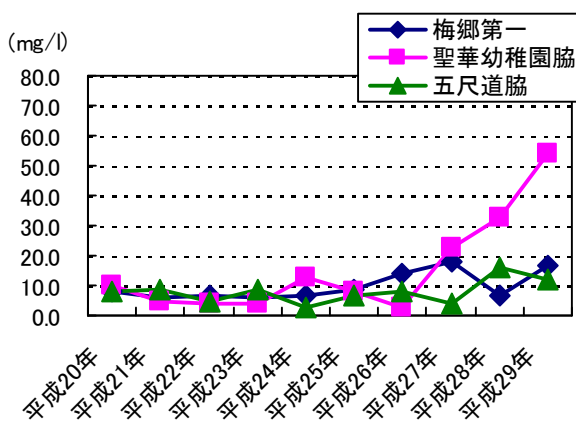


図 6-85 水質汚濁状況経年変化
（浮遊物質：SS）
（利根運河水系、江川水域）

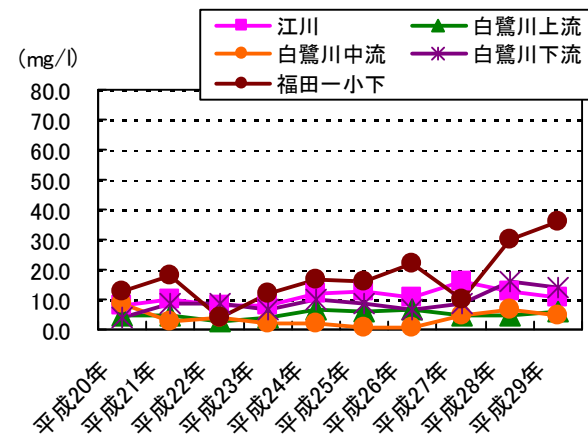
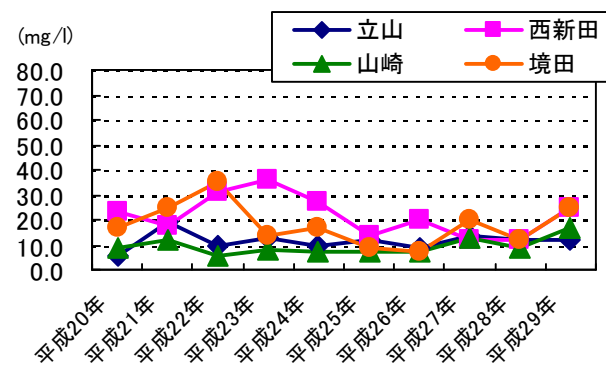


図 6-86 水質汚濁状況経年変化
（浮遊物質：SS）
（利根運河水系、その他水域）



3 地下水汚染

(1) 地下水水質調査

トリクロロエチレン等の有機塩素系化合物は強力な洗淨力をもつ天然に存在しない溶剤で、金属の脱脂やドライクリーニング等に利用されてきた。近年、発ガン性が確認され、当該物質による地下水汚染が問題となっている。

本市では、昭和 63 年度から、市内の地下水汚染状況を把握するため、地下水水質の概況調査を開始した。当初は、市内を 2km 四方のメッシュに分割し任意に年 20 か所の井戸を選定して行っていたが、平成 15 年 6 月に旧関宿町と合併し市域が拡大したことから、28 年度までは 35 か所の調査を実施していたが、29 年度からは、過去 10 年以上検出されていないことから 3 年間でのローリング計画に変更し、12 ヶ所の概況調査を実施している。

対象物質は、トリクロロエチレンのほか、テトラクロロエチレン、1.1.1 トリクロロエタン、四塩化炭素、1.2. ジクロロエタン、1.1. ジクロロエチレン、ジクロロメタン、1.2. ジクロロエチレン、1.1.2. トリクロロエタンの 9 物質である。平成 29 年度の調査では、環境基準を超過する汚染は確認されなかった（表 6-33）。

また、平成 5 年度からは、概況調査で汚染が検出された井戸の周辺井戸を調査する追跡調査や、過去に地下水汚染が確認された地区を継続的に監視するモニタリング調査を実施している。平成 29 年度の調査では、モニタリング井戸には基準超過が確認されるものの、新たに基準を超過する井戸は確認されなかった。検出項目はトリクロロエチレンが主である。



写真；地下水概況調査

表 6-33 地下水汚染概況調査結果

単位：本

調査年月	実施本数	汚染検出井戸数〔()内は基準超過〕			不検出数
		概況調査	追跡調査	モニタリング調査	
63 年 11 月	28	2	—	—	26
2 年 3 月	20	4	—	—	16
3 年 2 月	20	2	—	—	18
3 年 11 月	20	1	—	—	19
5 年 3 月	20	1	—	—	19
6 年 2 月	48	3	6(1)	0	39
7 年 2 月	50	4	17(3)	2(1)	27
8 年 2 月	50	0	9(1)	5(2)	36
9 年 3 月	49	2(2)	11(1)	4(1)	32
10 年 2 月	50	0	15(9)	3(1)	32
11 年 2 月	49	1(0)	10(4)	6(5)	32
12 年 2 月	50	2(1)	4(1)	5(2)	39
12 年 12 月	50	0	5(3)	10(5)	35
13 年 11 月	50	0	4(0)	6(4)	40
14 年 12 月	50	0	1(0)	5(4)	44
15 年 11 月	84	1(0)	26(23)	9(6)	48
16 年 11 月	85	1(0)	5(0)	9(6)	70
17 年 9 月	81	0	12(8)	7(4)	62
18 年 9 月	65	0	0	20(11)	45
19 年 9 月	63	1(0)	1(0)	23(12)	38
20 年 9 月	60	2(0)	0	24(10)	34
21 年 10 月	64	0	3(0)	16(10)	45
22 年 11 月	52	1(0)	0	17(11)	34
23 年 11 月	52	0	0	15(10)	37
24 年 11 月	52	0	0	15(9)	37
25 年 10 月	51	0	0	16(7)	35
26 年 11 月	50	0	0	14(7)	36
27 年 11 月	51	0	0	16(7)	35
28 年 11 月	50	1(0)	0	15(5)	34
29 年 11 月	26	0	0	14(4)	12

（２）汚染地区調査

市内では、これまでにトリクロロエチレン等の有機塩素系化合物による地下水汚染が蕃昌、谷津、木間ヶ瀬、関宿元町、東高野、二ツ塚の６地区で確認されている。これらの汚染に対し、県と市では地下水汚染機構解明調査を実施し（表 6-34）、詳細な地質情報に基づき、汚染の状態監視と浄化対策を実施している（表 6-35）。

地下水汚染機構解明調査とは、連続的に採取された地質ボーリング試料と観測井戸による地下水位観測、汚染濃度分析等の科学的調査により、地下の地質構造を詳細に把握し、地下に浸入した汚染物質の分布と挙動、及びこれによって確認される汚染の全体像を明確にする調査である（図 6-87）。汚染の全体像が把握されるため、効率的な対策を進めることが可能であり、かつ、汚染経路の明確化により、周辺住民の汚染物質による暴露防止を図ることができる。

二ツ塚地区においては、平成 26 年度の観測井戸における連続揚水試験により、汚染源が推定されたことにより県と市による汚染機構解明調査が終了したことから、27 年度は、汚染状況のモニタリングを実施し、浄化対策について土地所有者等と協議を進めた結果、平成 28 年度からは、土地所有者による地下水のモニタリングが行われている。

一方、二ツ塚地区以外においては、すでに地下水汚染機構解明調査が完了し、汚染の浄化対策等が実施されている。対策の主体は行政、汚染原因者、土地所有者など様々である。対策の手法は、トリクロロエチレン等の有機塩素系化合物が揮発性を有することから、この物性を利用した地下空気対策や揚水曝気処理（汲み上げた地下水に空気を接触させ、汚染物質を揮散させて地下水を浄化する方法）が実施されている。また、対策の効果は、地区内に設置された観測井戸や民家井戸で確認されている。

蕃昌地区においては、観測井戸から引き続き汚染が検出されるものの、濃度低下が認められ、さらに民家井戸から基準を超過する汚染は検出されなくなったことから、対策の進展が確認されている（図 6-88）。谷津及び関宿元町地区では、汚染濃度の低下が確認された。特に谷津地区では、顕著な濃度低下が確認されているが、当初から高濃度の汚染であったため、汚染は引き続き観測されている。

関宿元町地区では、低濃度の汚染が周辺民家井戸に引き続き確認されている。東高野地区では、周辺民家井戸や観測井戸に汚染が検出されないことが確認された。木間ヶ瀬地区では既に地下空気対策による汚染中心部の土壤汚染対策は終了し、平成 25 年度からは地下水汚染の浄化対策のため揚曝気処理を開始した。

しかし、開始して間もないため汚染濃度の低下は限定的となっている。



写真：地下水汚染浄化対策施設

表 6-34 地下水汚染機構解明調査実績一覧

地区名	調査開始年度	調査期間	ボーリング調査		観測井戸	
			本数	総延長	本数	総延長
蕃昌	平成元年	7 年	13 本	685.00m	46 本	1,386.00m
谷津	平成 11 年	4 年	33 本	575.10m	90 本	942.12m
木間ヶ瀬	平成 16 年	3 年	11 本	265.45m	34 本	470.80m
関宿元町	平成 2 年	6 年	5 本	336.40m	41 本	1,053.30m
東高野	平成 2 年	7 年	5 本	265.15m	28 本	647.45m
二ツ塚	平成 20 年	7 年	9 本	206.00m	36 本	368.07m

表 6-35 地下水汚染浄化対策実績一覧

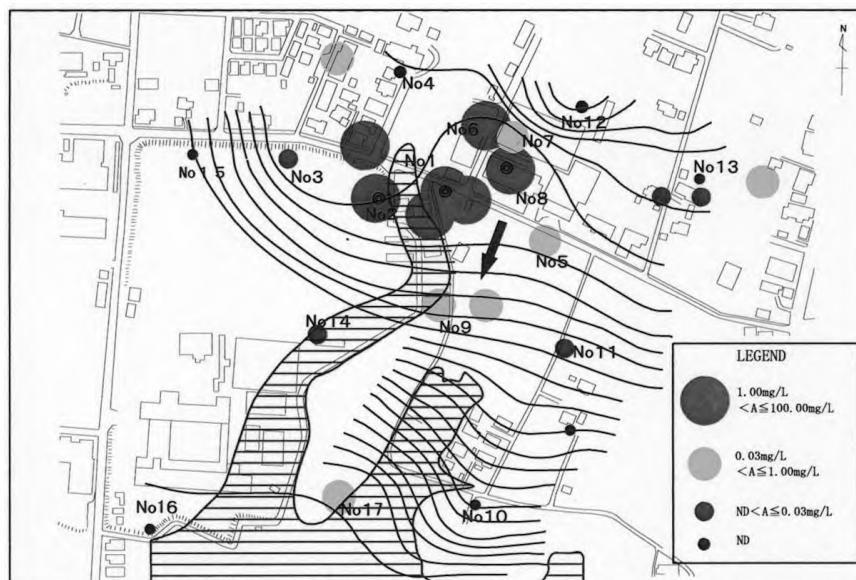
地区名	対策開始年度	主な対策手法	処理能力	揚水処理累計	汚染回収量
蕃昌	平成 8 年	地下水揚水 曝気処理	300 m ³	175,824 m ³	18.08kg
谷津	平成 18 年	地下水揚水 曝気処理	144 m ³ ※1	462,819 m ³	1,287.26kg
木間ヶ瀬	平成 19 年	地下空気 吸引除去	1,282 m ³	—	—※2
関宿元町	平成 19 年	地下水揚水 曝気処理	77.8 m ³	18,387 m ³	—※2
東高野	平成 9 年	モニタリング	—	—	—
二ツ塚	平成 17 年	地下水揚水 曝気処理	282.6 m ³	963,943 m ³	622.6kg※3

※1 平成 20 年度より増加

※2 簡易分析により管理されているため、処理量は算出できない

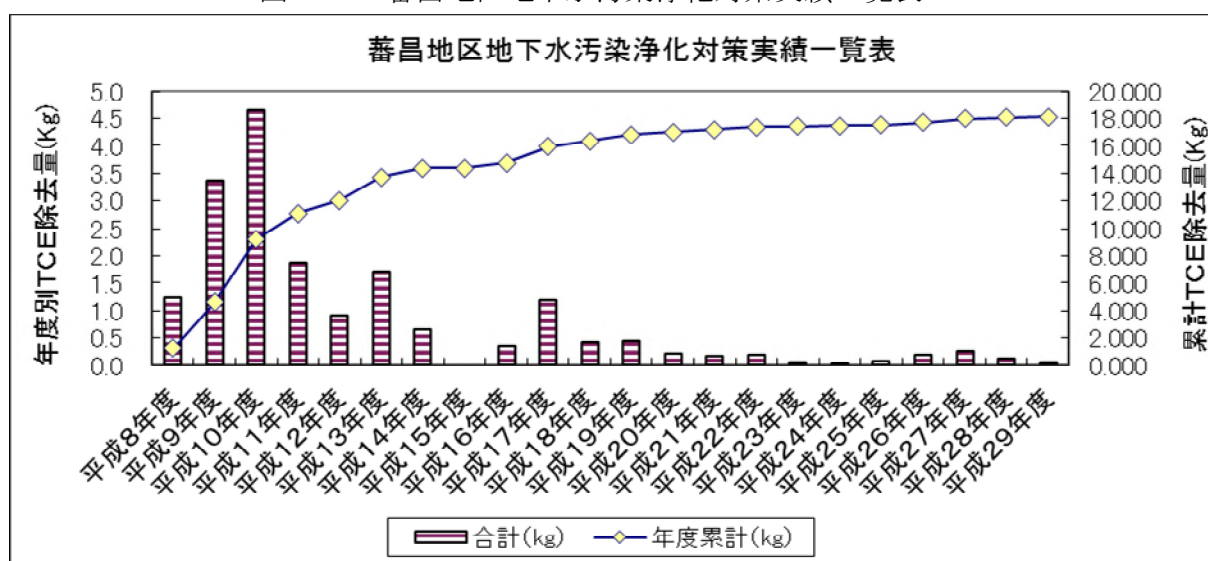
※3 年度ではなく年での集計結果

図 6-87 代表的な汚染分布図(谷津地区における例)



総 TCE 除去量	合計(kg)	年度累計(kg)	年間処理水量(m³)	処理水量累計(m³)
平成8年度	1.241	1.241	10,936.309	10,936.309
平成9年度	3.366	4.607	17,815.224	28,751.533
平成10年度	4.649	9.256	32,256.972	61,008.505
平成11年度	1.875	11.131	27,117.560	88,126.065
平成12年度	0.902	12.032	16,668.736	104,794.801
平成13年度	1.711	13.743	20,836.872	125,631.673
平成14年度	0.658	14.401	5,171.831	130,803.504
平成15年度	0	14.401	0.000	130,803.504
平成16年度	0.349	14.750	3,891.938	134,695.442
平成17年度	1.194	15.944	16,229.710	150,925.152
平成18年度	0.414	16.358	2,246.498	153,171.650
平成19年度	0.445	16.803	2,917.736	156,089.386
平成20年度	0.222	17.025	2,748.807	158,838.193
平成21年度	0.170	17.195	1,931.482	160,769.675
平成22年度	0.196	17.391	2,411.209	163,180.884
平成23年度	0.043	17.434	908.056	164,088.940
平成24年度	0.028	17.462	845.458	164,934.398
平成25年度	0.064	17.525	2,031.569	166,965.967
平成26年度	0.188	17.713	3,049.539	170,015.506
平成27年度	0.256	17.969	3,154.999	173,170.505
平成28年度	0.108	18.076	2,653.757	175,824.262
平成29年度	0.047	18.123	1,490.612	177,314.874
総 TCE 除去量 (kg)	18.123		177,314.874	

図 6-88 蕃昌地区地下水汚染浄化対策実績一覧表



※平成 15 年度は、処理施設の移設工事のため、稼動していない。

※平成 23 年度は配管の漏水により停止していた期間がある。

騒音・振動

騒音、振動は、人間の感覚を刺激して不快感や嫌悪感を与えるため、感覚公害と呼ばれている。発生源は工場・事業所だけでなく、建設工事現場、交通機関など多種多様である。

本市の 29 年度の苦情内容は、例年大気汚染に関する苦情が最も多く、その内の大部分が野焼きによる煙の苦情となっている。また、騒音による苦情は、約 3 割を占め、重機等の作業系の騒音や室外機などの生活系の占める割合が多くなっている。振動の苦情は、機械の稼動や車輛の運行等から発生し、騒音を伴うことがあるが、近年は減少している。

騒音規制法及び振動規制法では、大きな騒音、振動を発生する施設を特定施設として定め、特定施設を有する工場等を特定工場等として、大きな騒音や振動を発生する重機等を使用する建設作業を特定建設作業として規制している。また、本市では市環境保全条例により、法律での規制対象とならない施設等を条例に基づく特定施設、特定建設作業として定め、対象を広げて規制を行っている。

一般環境における騒音に対しては、環境基本法に基づく環境基準が定められており、平成 11 年度からはエネルギーの時間平均値である等価騒音レベルが採用され、表 7-1 のとおりとなっている。

表 7-1 騒音に関する基準

時間の区分 地域の類型	基準値	
	昼間(午前 6 時～午後 10 時)	夜間(午後 10 時～午前 6 時)
A A	50dB 以下	40dB 以下
A および B	55dB 以下	45dB 以下
C	60dB 以下	50dB 以下

※地域の類型 A A 地域 指定なし
A 地域 第 1 種・第 2 種低層住居専用地域
第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域
B 地域 第 1 種・第 2 種住居地域 準住居地域
C 地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

※なお、道路に面する地域については、別に基準が定められている。

1 工場騒音・振動

本市では、工場等から発生する騒音、振動を規制する地域に、騒音規制法、振動規制法では都市計画法に基づく用途地域を定めた区域、市環境保全条例では市全域を指定し、特定工場等に対し、規制基準（表 7-2、-3）を定めている。

騒音、振動発生施設の届出状況を表 7-4 から 7-7 に示す。

表 7-2 特定工場等の騒音規制基準（市条例）

時間の区分 区域の区分	昼間 (午前 8 時～ 午後 7 時)	朝・夕 (午前 6～8 時 午後 7～10 時)	夜間 (午後 10 時～ 午前 6 時)
第 1 種・第 2 種低層住居専用地域 第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域	50dB	45dB	40dB
第 1 種・第 2 種住居地域 準 住 居 地 域	55dB	50dB	45dB
近 隣 商 業 地 域 商 業 地 域 準 工 業 地 域	65dB	60dB	50dB
工 業 地 域 工 業 専 用 地 域	70dB	65dB	60dB
そ の 他 の 地 域	60dB	55dB	50dB

表 7-3 特定工場等の振動規制基準（市条例）

時間の区分 区域の区分	昼間 (午前 8 時～ 午後 7 時)	夜間 (午後 7 時～ 午前 8 時)
第 1 種・第 2 種低層住居専用地域 第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種・第 2 種住居地域 準 住 居 地 域	60dB	55dB
近 隣 商 業 地 域 商 業 地 域 準 工 業 地 域 工 業 地 域 工 業 専 用 地 域	65dB	60dB
そ の 他 の 地 域	60dB	55dB

表 7-4 騒音規制法に基づく届出状況（H30.3.31 現在）

施 設 の 種 類	特定工場数	特定施設数
金 属 加 工 機 械	39	251
空 気 圧 縮 機 等	160	1,155
土 石 用 破 砕 機 等	0	0
織 機	1	6
建 設 用 資 材 製 造 機 械	5	7
木 材 加 工 機 械	4	13
印 刷 機 械	6	53
合 成 樹 脂 用 射 出 成 型 機	7	67
合 計	222	1,552

※ 特定工場数については、代表的な施設のみ計上。以下同じ。

表 7-5 振動規制法に基づく届出状況 (H30. 3. 31 現在)

施 設 の 種 類	特定工場数	特定施設数
金 属 加 工 機 械	26	186
圧 縮 機	112	463
破 砕 機 等	2	10
印 刷 機 械	5	16
合 成 樹 脂 用 射 出 成 型 機	5	44
合 計	150	719

表 7-6 市条例に基づく騒音の届出状況 (H30. 3. 31 現在)

施 設 の 種 類	特定工場数	特定施設数
金 属 加 工 機 械	64	501
圧 縮 機	229	1,211
送 風 機	95	539
粉 砕 機	31	83
建 設 用 資 材 製 造 機 械	3	3
木 材 加 工 機 械	9	24
印 刷 機 械	9	43
ニューマチックハンマー	1	2
ロー ル 機	8	38
ロータリーキルン	1	1
コ ル ゲ ー ト マ シ ン	2	3
重 油 バ ー ナ ー	33	193
走 行 ク レ ー ン	16	67
集 じ ん 装 置	30	155
冷 凍 機	48	348
原 動 機	25	83
ク ー リ ン グ タ ワ ー	65	208
ボ ー リ ン グ 施 設	1	2
駐 車 場	68	145
合 成 樹 脂 用 射 出 成 型 機	3	9
合 計	741	3,658

表 7-7 市条例に基づく振動の届出状況 (H30. 3. 31 現在)

施 設 の 種 類	特定工場数	特定施設数
金 属 加 工 機 械	46	203
圧 縮 機 お よ び 送 風 機	276	1, 743
粉 砕 機	26	79
織 機	1	6
コンクリート製品製造機械	3	3
印 刷 機 械	8	34
合 成 樹 脂 用 射 出 成 型 機	7	72
冷 凍 機	32	244
合 計	399	2, 384

2 自動車騒音・振動

(1) 自動車騒音・振動に係る要請

騒音規制法、振動規制法では、自動車による騒音、振動が環境省令で定める限度を超えていることにより道路の周辺の生活環境が著しく損なわれると認められる場合は、県の公安委員会や道路管理者等に必要な措置をとるよう要請、意見の陳述等を行う制度が定められている。

(2) 自動車騒音常時監視

平成 23 年に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第 2 次一括法）」により、平成 24 年度から市が騒音規制法第 18 条第 1 項に基づく自動車騒音の常時監視を行うこととなった。常時監視は市内の幹線道路において、実測した自動車騒音レベルから道路沿道の住宅等における騒音状況を面的に評価し、騒音の状況を把握するために行っている。

自動車騒音に対する環境基準を表 7-8 に、平成 29 年度までに行った面的評価の結果を表 7-9 に示す。

表 7-8 騒音の環境基準（道路に面する地域及び近接空間）

地域の類型	用途地域	道路の種類	時間の区分	
			昼間 6時～22時	夜間 22時～6時
A	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB以下	55dB以下
	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	幹線交通を担う道路に近接する空間	70dB以下	65dB以下
B	第一種住居地域 第二種住居地域	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65dB以下	60dB以下
	準住居地域	幹線交通を担う道路に近接する空間	70dB以下	65dB以下
C	近隣商業地域 商業地域	車線を有する道路に面する地域	65dB以下	60dB以下
	準工業地域 工業地域	幹線交通を担う道路に近接する空間	70dB以下	65dB以下

表 7-9 自動車交通騒音面的評価結果

番号	路線名	区間 番号	住居等戸数：戸 (割合：%)					実施 年度
			評価 対象数	昼間・夜間 ともに基準 値以下	昼間のみ基 準値以下	夜間のみ基 準値以下	昼間・夜間 ともに基準 値超過	
1	一般国道16号 (横内－山崎)	10240	205 (100.0)	172 (83.9)	18 (8.8)	0 (0.0)	15 (7.3)	H28
2	つくば野田線 (金杉－柳沢)	40050	130 (100.0)	104 (80.0)	26 (20.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	H24
3	つくば野田線 (鶴奉－野田)	40050	134 (100.0)	91 (68.0)	22 (16.4)	0 (0.0)	21 (15.6)	H29
4	松戸野田線 (上花輪新町 －中野台)	40140	137 (100.0)	99 (72.3)	31 (27.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	H29
5	結城野田線 (関宿台町)	40520	50 (100.0)	50 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	H25
6	結城野田線 (関宿台町)	40520	133 (100.0)	133 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	H25
7	結城野田線 (中里)	40530	25 (100.0)	14 (56.0)	11 (44.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	H26
8	結城野田線 (中里－谷津)	40540	147 (100.0)	120 (81.6)	27 (18.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	H26
9	結城野田線 (清水公園東 －野田)	40540	380 (100.0)	380 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	H29
10	結城野田線 (野田－野田)	40540	304 (100.0)	304 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	H29
11	結城野田線 (柏寺－親野井)	40530 -2	119 (100.0)	72 (60.5)	16 (13.4)	0 (0.0)	31 (26.1)	H27
12	結城野田線 (親野井－東宝珠花)	40530- 3	81 (100.0)	64 (79.0)	9 (11.1)	0 (0.0)	8 (9.9)	H27
13	越谷野田線 (上花輪－中野台)	40580	308 (100.0)	273 (88.6)	35 (11.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	H26
14	境杉戸線 (関宿台町 －関宿江戸町)	40790 -1	45 (100.0)	30 (66.7)	5 (11.1)	0 (0.0)	10 (22.2)	H27
15	都市計画道路 3・4・20号線 (みずき1丁目－山崎)	101251 -1	176 (100.0)	176 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	H27
16	野田牛久線 (野田－花井)	41320	291 (100.0)	268 (92.1)	23 (7.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	H28
17	川間停車場線 (尾崎－尾崎)	61500	318 (100.0)	318 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	H28

3 環境騒音

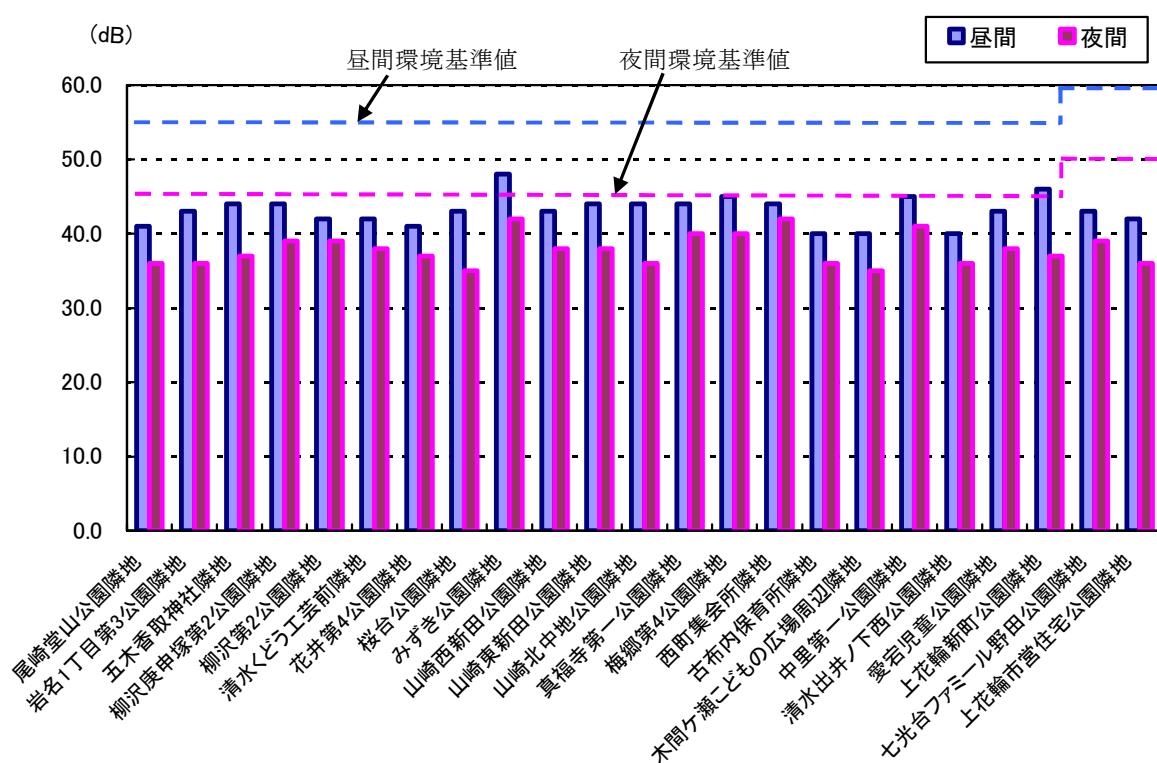
平成 8 年度から、幹線道路に面していない一般的な地域における騒音の実態を把握するため、環境騒音調査を実施している。調査は、市街化区域をおおよそ 2km 四方のメッシュに区分し、各メッシュから 1 地点、合計 23 地点を選定し、24 時間の連続測定を行う方法で実施している。平成 11 年度から騒音に係る環境基準に、等価騒音レベルが採用されたため、従来の騒音レベルの中央値から変更して評価を行っている。(表 7-10、図 7-1)。

平成 29 年度の結果は、昼間、夜間ともに環境基準を下回っていた。

表 7-10 環境騒音調査結果および環境基準との比較 単位 ; dB

	類型	測定場所	昼間(基準値)	夜間(基準値)	用途地域
1	A	尾崎堂山公園隣地	41(55)	36(45)	第 1 低住専
2	A	岩名一丁目第 3 公園隣地	43(55)	36(45)	第 1 低住専
3	A	五木香取神社隣地	44(55)	37(45)	第 1 低住専
4	A	柳沢庚申塚第 2 公園隣地	44(55)	39(45)	第 1 中住専
5	A	柳沢第 2 公園隣地	42(55)	39(45)	第 1 中住専
6	A	清水くどう工芸前隣地	42(55)	38(45)	第 1 低住専
7	A	花井第 4 公園隣地	41(55)	37(45)	第 1 中住専
8	A	桜台公園隣地	43(55)	35(45)	第 1 低住専
9	A	みずき公園隣地	48(55)	42(45)	第 1 中住専
10	A	山崎西新田公園隣地	43(55)	38(45)	第 1 低住専
11	A	山崎東新田公園隣地	44(55)	38(45)	第 1 低住専
12	A	山崎北中地公園隣地	44(55)	36(45)	第 1 低住専
13	A	真福寺第 1 公園隣地	44(55)	40(45)	第 1 低住専
14	A	梅郷 4 号公園隣地	45(55)	40(45)	第 1 低住専
15	A	西町集会所隣地	44(55)	42(45)	第 1 中住専
16	A	市立古布内保育所隣地	40(55)	36(45)	第 1 中住専
17	A	木間ヶ瀬こどもの広場隣地	40(55)	35(45)	第 1 中住専
18	B	中里第 1 公園隣地	45(55)	41(45)	第 1 住居
19	B	清水出井ノ下西公園隣地	40(55)	36(45)	第 1 住居
20	B	愛宕児童公園隣地	43(55)	38(45)	第 1 住居
21	B	上花輪新町公園隣地	46(55)	37(45)	第 1 住居
22	C	七光台ファミール野田公園隣地	43(60)	39(50)	工業
23	C	上花輪市営住宅公園隣地	42(60)	36(50)	工業

図 7-1 環境騒音調査結果一覧（等価騒音レベル）



4 特定建設作業

騒音規制法、振動規制法及び市環境保全条例により規制される特定建設作業の規制基準は表 7-11 で特定建設作業の種類は、表 7-12 のとおりである。なお、特定建設作業の届出状況を表 7-13、-14 に示す。

表 7-11 特定建設作業の規制基準

	法・条例の区分		騒音規制法	振動規制法	市条例
敷地境界 においての 基準値	「区域」の区分		8 5 dB 以下	7 5 dB 以下	騒音 8 5 dB 以下 振動 7 5 dB 以下
作業禁止時刻と最大作業時間	「住居専用」「住居」「商業・準工業」地域		午後 7 時から午前 7 時 10 時間／日（※）		午後 7 時から 午前 7 時 1 0 時間／日（※）
	「工業」地域	周囲 80m 以内に静寂な環境を必要とする施設がある区域	午後 7 時から午前 7 時 10 時間／日（※）		
		80m 以外の区域	午後 10 時から午前 6 時 14 時間／日（※）		
	「工業専用」地域	周囲 80m 以内に静寂な環境を必要とする施設がある区域	午後 7 時から 午前 7 時 10 時間／日（※）	規制なし	周囲 200m 以内に静寂な環境を必要とする施設がある区域 午後 7 時から 午前 7 時 1 0 時間／日（※）
		80m 以外の区域	午後 10 時から午前 6 時 14 時間／日（※）		
	最大作業日数	区分なし		連続 6 日間（※）	
作業禁止日	区分なし		日曜日及び休日（※）		

※ 災害その他の非常事態の発生時、及び道路等については、適用除外となることがあります。

表 7-12 特定建設作業一覧表

番号	特定建設作業の種類	騒音規制法	振動規制法	市条例（騒音・振動）
1	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	◎（※1）	◎（※1）	◎（※1）（注2）
2	びょう打機を使用する作業	◎	×	◎（※2）
3	さく岩機を使用する作業	◎（※3）	×	◎（※4）
4	空気圧縮機を使用する作業	◎（※5）	×	◎（※5）
5	コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	◎（※6）	×	◎（※6）
6	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	×	◎	◎
7	舗装版破砕機を使用する作業	×	◎（※7）	◎（※7）
8	ブレーカーを使用する作業	×	◎（※8）	◎（※8）
9	ブルドーザー、パワーショベル、バックホーその他これらに類する整地機又は堀削機を使用する作業	◎（※9）	×	◎
10	振動ローラーを使用する作業	×	×	◎

※1 もんけん、圧入式くい打くい抜機を除く

※2 びょう打機又はインパクトレンチを使用する作業

- ※ 3 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る
- ※ 4 ブレーカーを除く。作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る
- ※ 5 電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る
- ※ 6 混練機の混練容量が0.45立方メートル以上又は200キログラム以上
- ※ 7 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業にかかる2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る
- ※ 8 手持式を除く。作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業にかかる2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る
- ※ 9 機種指定による低騒音型を除く
- (注1) 特定建設作業のうち、その作業が開始した日に終わる場合は除かれます。
- (注2) 法律の定める特定建設作業に該当する場合は、条例においては適用除外となります。

表 7-13 騒音規制法及び振動規制法に基づく特定建設作業の届出状況

<騒音>

作業種類	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年
く い 打 ち 機 等	2	0	1	1	2	1	2
さ く 岩 機	1	1	0	3	2	0	4
空 気 圧 縮 機	0	3	5	8	4	3	8
ブ ル ド ー ザ ー 等	5	2	1	3	0	0	0
合 計	7	6	7	9	8	4	14

※合計欄は実際の届出会社数を合算しているため、種類ごとの届出数の合計とは整合しないことがある。

<振動>

作業種類	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年
く い 打 ち 機 等	2	0	1	1	1	1	2
舗 装 版 破 砕 機	0	0	1	0	0	1	0
ブ レ ー カ ー	11	15	9	14	15	11	19
合 計	13	15	11	15	16	13	21

※合計欄は実際の届出会社数を合算しているため、種類ごとの届出数の合計とは整合しないことがある。

表 7-14 市条例に基づく特定建設作業の届出状況

作業種類	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年
く い 打 ち 機 等	4	1	2	4	0	1	2
び ょ う 打 機 等	0	0	0	1	0	2	6
さ く 岩 機	2	0	1	5	1	0	1
空 気 圧 縮 機	4	2	3	7	1	0	2
舗 装 版 破 砕 機	2	1	0	2	0	0	0
ブ レ ー カ ー	7	3	4	11	3	1	4
ブ ル ド ー ザ ー 等	82	111	84	110	84	89	98
振 動 ロ ー ラ ー	12	6	7	6	3	10	9
合 計	88	114	91	117	87	103	122

※合計欄は実際の届出会社数を合算しているため、種類ごとの届出数の合計とは整合しないことがある。

悪 臭

悪臭は、直接人の嗅覚に作用して、不快感や嫌悪感を引き起こすため、日常生活に関係の深い感覚公害と言われる。主観的要素が多く個人差があるが、公害苦情件数に占める割合が比較的高い。特に、近年ごみの野焼きによる悪臭苦情がしばしば発生し、問題となっている。

本市では、悪臭防止法の規制（図 8-1、表 8-1）が適用される地域に、野田地域では用途地域を定めた区域、閑宿地域では全域を指定し、特定悪臭物質（22 物質）に規制基準を設けている。悪臭防止法では規制基準を「6 段階臭気強度表示法の臭気強度 2.5～3.5 に相当する濃度の範囲」で定めることとしており、本市は臭気強度 2.5 に相当する濃度で定めている（表 8-2）。

また、市環境保全条例では悪臭を発生させる施設や作業を特定施設、特定作業として定め、施設を設置または作業を開始する際には事前に届出を行うこととしている。特定施設等の届出を行った工場等は、規制基準である「周囲の環境等に照らし、悪臭を発生し、排出し又は飛散する場所において周辺の人々の多数が著しく不快を感じると認められない程度」を満たすことが求められる。

その他の規制等として、昭和 56 年 6 月に県が悪臭防止法の特定悪臭物質ごとの濃度規制を補完するために、臭気濃度による事業者指導のための指導目標値（表 8-3）を定め、また平成 8 年 4 月には悪臭防止法が改正され、臭気指数による規制が導入されている。臭気強度と臭気指数の関係を表 8-4 に示す。

※臭気濃度とは、臭いのする空気を、臭いの無い空気で薄め、臭わなくなったときの希釈倍数のこと。

※臭気指数とは臭気濃度の常用対数値を 10 倍したもの。本市では特定悪臭物質による規制を行っており、臭気指数による規制は採用していない。

図 8-1 悪臭を発生する媒体と規制基準の係る位置関係概念図

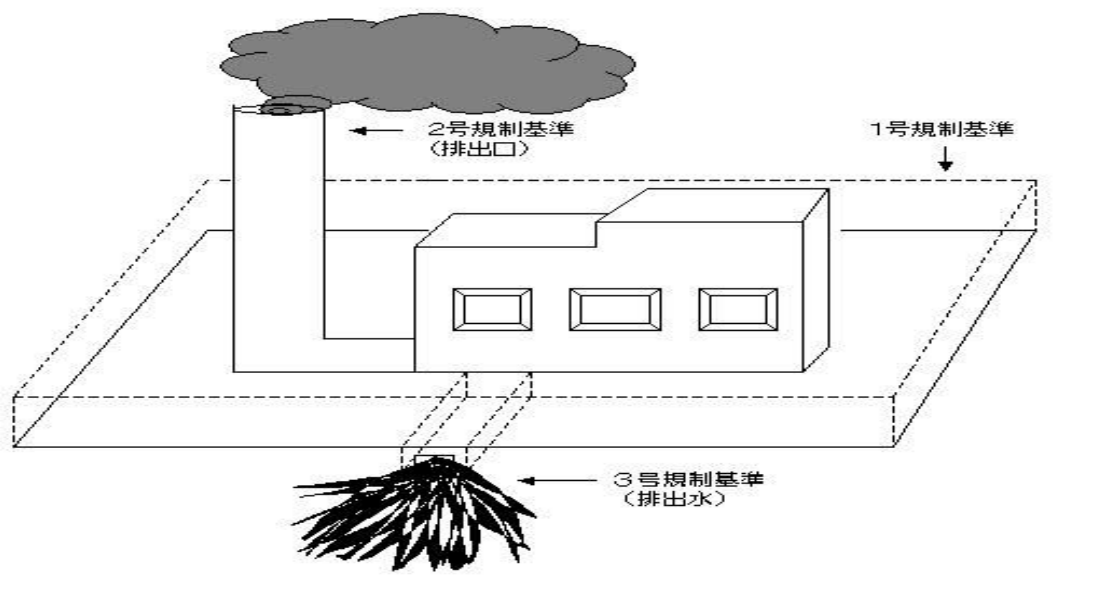


表 8-1 悪臭防止法規制基準（敷地境界）

悪臭物質の種類	1号規制 (ppm)	2号規制	3号規制	臭い	主な発生源
アンモニア	1	○		し尿のような臭い	畜産事業場、化製場、し尿処理場
メチルメルカプタン	0.002		○	腐ったタマネギのような臭い	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場
硫化水素	0.02	○	○	腐った卵のような臭い	畜産事業場、パルプ製造工場、し尿処理場
硫化メチル	0.01		○	腐ったキャベツのような臭い	パルプ製造工場、し尿処理場、化製場
二硫化メチル	0.009		○	腐ったキャベツのような臭い	パルプ製造工場、し尿処理場、化製場
トリメチルアミン	0.005	○		腐った魚のような臭い	畜産事業場、化製場、水産缶詰製造工場等
アセトアルデヒド	0.05			刺激的な青ぐさい臭い	化学工場、魚腸骨処理場、タバコ製造工場等
スチレン	0.4			都市ガスのような臭い	化学工場、FRP 製品製造工場
プロピオン酸	0.03			刺激的なすっぱい臭い	脂肪酸製造工場、染色工場等
ノルマル酪酸	0.001			汗くさい臭い	畜産事業場、化製場、でんぷん工場等
ノルマル吉草酸	0.0009			むれた靴下の臭い	畜産事業場、化製場、でんぷん工場等
イソ吉草酸	0.001			むれた靴下の臭い	畜産事業場、化製場、でんぷん工場等
プロピオンアルデヒド	0.05	○		刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い	焼付け塗装工程を有する事業場等
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	○		刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い	焼付け塗装工程を有する事業場等
イソブチルアルデヒド	0.02	○		刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い	焼付け塗装工程を有する事業場等
ノルマルパレルアルデヒド	0.009	○		むせるような甘酸っぱい臭い	焼付け塗装工程を有する事業場等
イソパレルアルデヒド	0.003	○		むせるような甘酸っぱい臭い	焼付け塗装工程を有する事業場等
イソブタノール	0.9	○		刺激的な発酵した臭い	塗装工程を有する事業場等
酢酸エチル	3	○		刺激的なシンナーのような臭い	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
メチルイソブチルケトン	1	○		刺激的なシンナーのような臭い	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
トルエン	10			ガソリンのような臭い	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
キシレン	1			ガソリンのような臭い	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等

表 8-2 臭気強度（6段階臭気強度表示法）

臭気強度	内 容
0	無臭
1	やっと感知できるにおい(検知閾値濃度)
2	何のにおいであるかわかる弱いにおい(認知閾値濃度)
3	らくに感知できるにおい
4	強いにおい
5	強烈なにおい

表 8-3 臭気濃度の千葉県指導目標値

地域区分	臭気濃度		臭気濃度より換算した臭気指数(※)	
	排出口	敷地境界線	排出口	敷地境界線
第1種・第2種低層住居専用地域 第1種・第2種中高層住居専用地域 第1種・第2種住居地域 準住居地域	500 程度	15 程度	27 程度	12 程度
近隣商業地域 商業地域 準工業地域 市街化調整区域	1,000 程度	20 程度	30 程度	13 程度
工業地域 工業専用地域 工業団地	2,000 程度	25 程度	33 程度	14 程度

※数式により県指導目標値を算出した値であり、県の定めた臭気指数ではない。

表 8-4 嗅覚測定法による規制（臭気強度と臭気指数の関係）

臭気強度	臭気指数の範囲
2.5	10 ～ 15
3.0	12 ～ 18
3.5	14 ～ 21

表 8-5 市条例における悪臭に係る特定施設届出状況（H30.3.31 現在）

施設の種類	特定工場数	特定施設数
食料品製造業	2	9
繊維工業	1	2
木材・紙製品製造業	0	0
出版・印刷業	3	4
化学工業	11	35
ゴム製品製造業	2	3
窯業・土石製品製造業	3	5
鉄鋼・非鉄金属・機械製造業	20	47
その他の製造業	5	15
廃棄物の処分の用に供する施設	17	17
合 計	64	137

※特定工場数は工場が設置する施設のうち、代表的な施設をもって工場数としているため、工場数と施設数は直接対応しない。

公 害 苦 情

本市における平成 29 年度の公害苦情件数は 84 件で、28 年度に比べ 21 件減少した。なお、産業廃棄物処理施設への立入権限を平成 22 年度に県から付与されたことに伴い、平成 22 年度から産業廃棄物処理施設への立入も含めた件数とした。野焼き等による苦情を含む大気汚染に関する件数が 4 割弱を占めていた。また、騒音に関する苦情も 3 割弱を占め、最近の特徴として特定施設以外の近隣の悪臭の苦情が増加傾向を示している。種類別（表 10-1、-3、図 10-1）にみると大気汚染が 33 件と最も多く、次いで騒音 24 件、産業廃棄物処理施設への立入を含めたその他の 16 件、悪臭 7 件、水質汚濁 3 件、振動 1 件の順となった。

表 10-1 公害の種類別苦情件数

単位:件

年度 種類	20 年	21 年	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年
大気汚染	62	65	44	58	58	55	34	46	39	33
水質汚濁	9	15	16	12	4	3	7	6	1	3
騒 音	19	18	16	13	17	11	28	22	23	24
振 動	0	4	3	7	6	3	1	2	2	1
悪 臭	8	9	13	12	15	3	10	13	12	7
土壌汚染	2	0	3	1	1	0	0	1	0	0
地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他	2	2	46	48	42	42	24	27	28	16
合 計	102	113	141	151	143	117	104	117	105	84

図 10-1 公害の種類別苦情件数

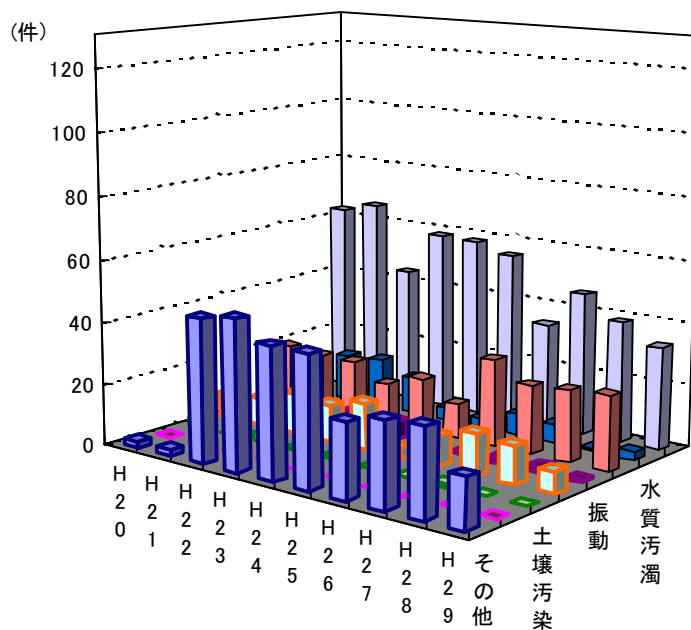


表 10-2 用途地域別公害苦情件数

単位：件

用途地域 \ 年 度	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年
第一種低層住居専用地域	18	4	10	4	11
第二種低層住居専用地域	0	0	0	0	0
第一種中高層住居専用地域	1	7	7	0	9
第二種中高層住居専用地域	0	0	0	0	0
第一種住居地域	3	8	17	8	4
第二種住居地域	3	1	2	2	0
準住居地域	2	1	0	0	0
商業地域	0	0	2	0	1
近隣商業地域	2	2	0	3	0
準工業地域	1	4	1	2	0
工業地域	1	3	2	0	2
工業専用地域	33	26	22	24	17
市街化調整区域	53	48	54	62	40
合 計	117	104	117	105	84

図 10-2 用地地域別公害苦情件数（平成 29 年度）

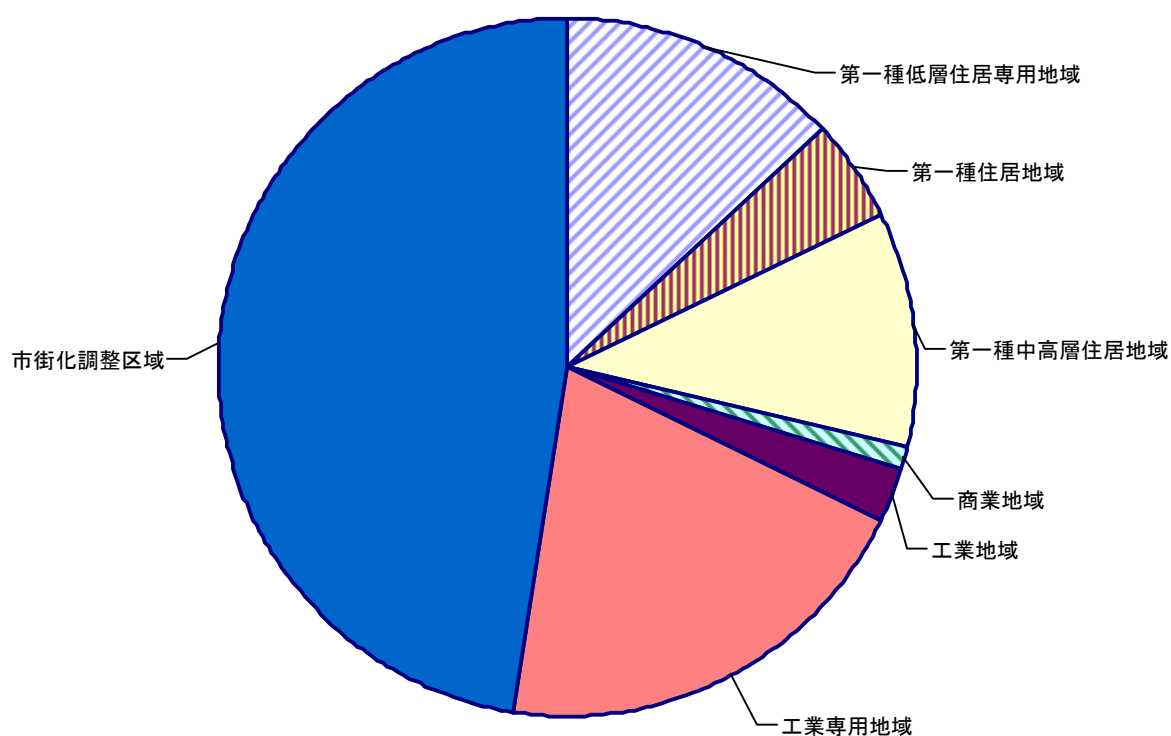


表 10-3 用途地域別・種類別苦情発生件数（平成 29 年度）

	典型 7 公害							左記 以外	合計	構成 比率 (%)
	大気 汚染	水質 汚濁	騒音	振動	悪臭	土壌 汚染	地盤 沈下			
第一種低層住居専用地域	7	1	2	0	1	0	0	0	11	13.1
第二種低層住居専用地域	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
第一種中高層住居専用地域	2	0	5	1	1	0	0	0	9	10.7
第二種中高層住居専用地域	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
第一種住居地域	4	0	0	0	0	0	0	0	4	4.8
第二種住居地域	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
準住居地域	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
商業地域	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
近隣商業地域	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1.2
準工業地域	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
工業地域	1	0	1	0	0	0	0	0	2	2.4
工業専用地域	15	0	2	0	0	0	0	0	17	20.2
市街化調整区域	19	2	13	0	5	0	0	1	40	47.6
合 計	48	3	24	1	7	0	0	1	84	100.0



写真：野焼き行為による大気汚染・悪臭問題

表 10-4 発生源別苦情件数一覧

年 度 種 類		20 年	21 年	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年
食料品		3	5	4	1	0	1	2	2	0	0
繊維・衣料		2	1	0	0	0	0	0	0	0	0
木材・木製品		3	0	1	0	1	0	0	0	3	1
パルプ・紙製品		0	1	0	1	0	0	0	0	0	0
化学・石油		2	1	2	2	1	0	2	0	0	0
窯業・土石		0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
鉄鋼・金属		3	3	0	1	1	5	7	5	3	3
機械器具		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他製造		6	3	1	2	3	1	2	1	2	1
修理工場		1	3	1	4	0	0	1	8	5	0
建設土木工事		11	14	5	12	14	9	10	12	6	11
交通機関	自動車	3	5	1	1	1	2	1	4	1	5
	鉄道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
牧畜・養鶏		0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
下水・清掃		0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
娯楽施設		1	0	1	1	1	0	1	0	0	0
家庭生活		32	31	41	28	34	27	25	33	30	40
商店・飲食店		2	3	3	4	8	5	3	5	4	3
事務所		3	5	3	0	3	0	1	1	3	0
クリーニング・理容・浴場		0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
廃品回収業		4	9	4	5	0	6	0	1	0	1
教育関連施設		0	1	0	0	1	2	0	2	0	0
農作業		5	8	3	15	8	9	3	1	2	0
その他		13	7	53	54	46	43	36	38	38	17
不明		7	13	15	16	16	8	10	5	5	1
合 計		102	113	141	151	143	117	104	117	105	84

環境保全

1 あき地等の除草

適切に管理されていないあき地等に雑草等が繁茂すると、梅雨から夏にかけて害虫が発生し、冬には枯れて火災発生の原因となるため、市街化区域のあき地等の所有者に対し、雑草の処理について文書等による指導を行い未然防止に努めている。また、あき地等の雑草を自分で処理する所有者のために草刈機の貸出しも行っている。

年度別処理状況を表 11-1 に示す。

表 11-1 年度別処理状況

年度	指導		処理	
	面積	筆数	面積	筆数
平成 27 年	426,837.66 m ²	954 筆	210,023.42 m ² (49.20%)	524 筆 (54.93%)
平成 28 年	405,813.53 m ²	1,001 筆	195,812.67 m ² (48.25%)	575 筆 (57.44%)
平成 29 年	421,327.61 m ²	1,003 筆	212,228.62 m ² (50.37%)	592 筆 (59.02%)

2 畜犬登録

狂犬病予防法では、生後 91 日以上の子犬の所有者は、その犬を登録し、狂犬病予防注射を受けさせなければならない。

登録及び予防接種の実施率向上のため、毎年 4 月、地区ごとに会場を設けて集合注射を行っている。

集合注射年度別・会場別頭数を表 11-2 に示す。

表 11-2 集合注射年度別・会場別頭数

会場	28 年	29 年
上花輪香取神社	72	39
中根鹿島神社	52	59
愛宕児童遊園	46	41
花井一丁目公園	68	66
野田中央幼稚園 第二グラウンド(二中裏)	75	69
小計	313	274
西亀山青年館	42	53
島会館	56	57
東新田自治会館	57	56
南部梅郷公民館	100	107
今上下組自治会館	18	21
みずき公園	77	75
小計	350	369
阿部自治会館	22	28
川間公民館	46	59
清水市民の森	41	56
清水八幡神社	43	59
西光院駐車場 (29 年より廃止)	17	-
中野台鹿島神社	50	71
上花輪新町公園	46	66
小計	265	339
小山自治会館	24	31
船形中央会館	48	49
目吹 5 区消防団詰所	23	18
目吹 1 区観音様境内	31	27
東部公民館	45	45
柳沢稲荷神社	44	34
小計	215	204

会場	28 年	29 年
飯塚白山神社	56	48
出洲会館	18	15
木間ヶ瀬公民館	58	65
下根香取神社	20	22
岩名真光寺駐車場	50	33
北部公民館	59	57
川間駅南第二公園	46	33
小計	307	273
大殿井自治会館	39	46
福田新町自治会館	16	16
福田公民館	93	70
梅郷 4 号公園	62	73
西三ヶ尾自治会館	21	23
小計	231	228
柏寺香取神社	26	29
新田戸諏訪神社	52	43
下納谷集会所	25	21
関宿公民館	31	39
二川公民館	49	32
関宿総合公園ゲートボール場	38	47
小計	221	211
尾崎南第一公園	69	63
尾崎保育所	54	26
川間駅南第四公園	68	62
七光台会館	64	44
蕃昌児童遊園	30	24
谷吉会館	43	21
小計	328	240
野田市役所	789	741
関宿保健センター	108	110
集合合計	3, 127	2, 989
個別	4, 124	4, 145
総合計	7, 251	7, 134

3 環境美化

(1) 環境美化負担金交付

街の環境美化を図るため、不法投棄清掃、側溝清掃及び市道等の雑草除去を行った自治会等に対し、作業員1名につき250円、作業車1台につき500円の負担金を交付している。

年度別環境美化負担金交付状況を表11-3に示す。

表 11-3 年度別環境美化負担金交付状況

年度	交付申請団体数	参加人員	車両数	負担金交付額
平成27年	208	27,212 名	107 台	6,856,500 円
平成28年	217	27,751 名	128 台	7,001,750 円
平成29年	216	27,041 名	129 台	6,824,750 円

(2) ゴミゼロ運動及び江戸川クリーン大作戦

毎年5月30日（ゴミゼロの日）を中心に、関東甲信越静1都10県知事会の提唱によるゴミゼロ運動、及び国土交通省が主体となり実施する江戸川クリーン大作戦を、平成29年5月28日（日曜日）に開催した。

年度別参加人数等を表11-4に示す。

表 11-4 年度別参加人数等

年度	ゴミゼロ運動			江戸川クリーン大作戦		
	参加団体数	参加人数	収集量	参加団体数	参加人数	収集量
平成27年	33	834 名	550 kg	65	1,034 名	850 kg
平成28年	34	752 名	660 kg	54	1,101 名	1,120 kg
平成29年	32	678 名	490 kg	51	941 名	740 kg

4 ポイ捨て等禁止重点区域について

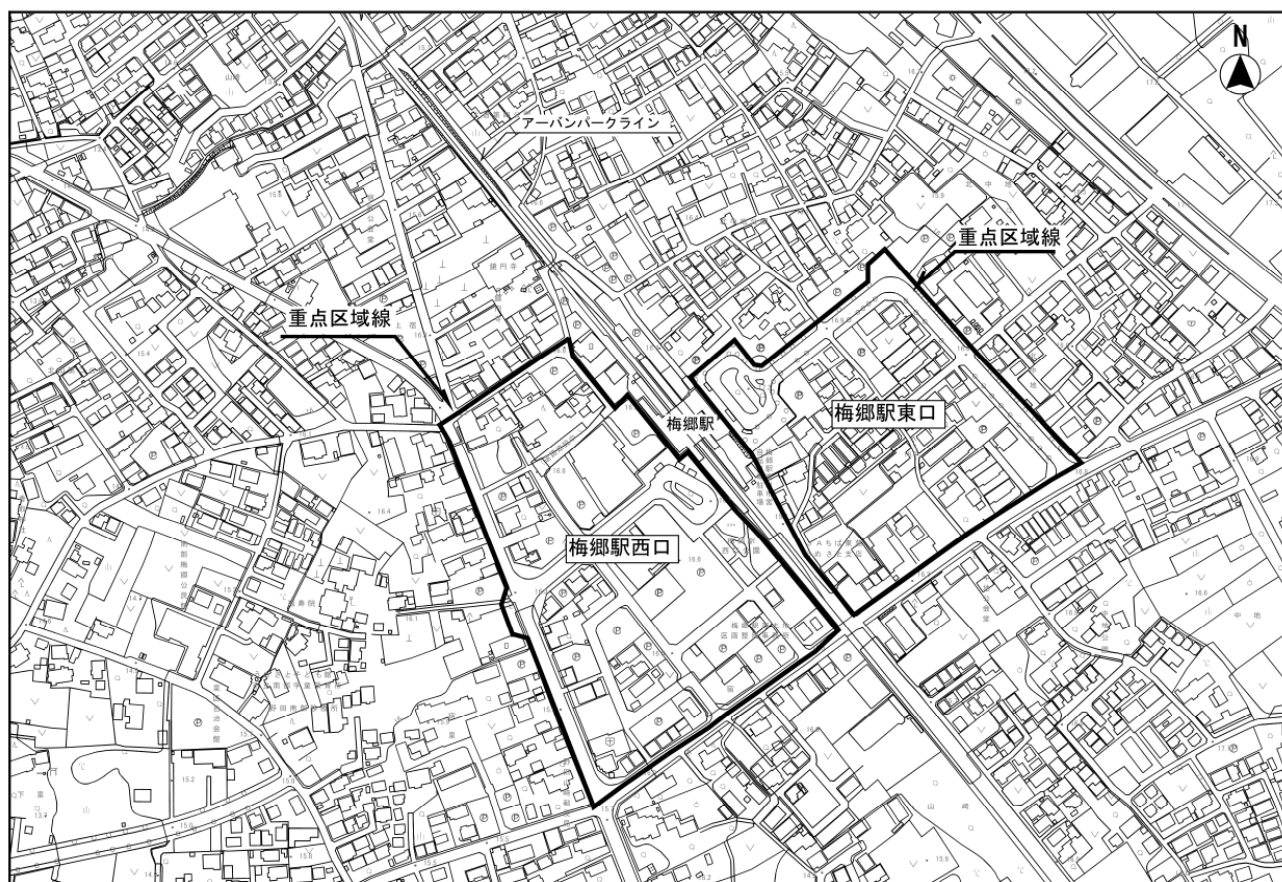
野田市ポイ捨て等禁止及び環境美化を推進する条例第11条に基づき、平成28年4月1日に指定した重点区域（図11-1に示す）において、午前7時30分から8時30分までと午後5時30分から午後6時30分までの時間帯に月3回のパトロールを実施し、ポイ捨て状況の把握及び違反喫煙者の有無を確認し、歩行喫煙者や携帯灰皿を使用していない違反行為者に対し、歩行喫煙等が禁止行為であることや重点区域内であることを周知し指導を行った。

年度別重点区域内指導件数を表11-5に示す。

表 11-5 年度別重点区域内指導件数

年度	指導件数		
	梅郷駅東口周辺	梅郷駅西口周辺	合計
平成28年	96	58	154
平成29年	55	17	72

図 11-1 ポイ捨て等禁止重点区域



5 土砂等による埋立て

300 ㎡以上の土地において土砂等（残土）による埋立て等を行う場合には、「野田市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積並びに土地の掘削行為の規則に関する条例」により許可制とし、あわせて監視、指導を行っていた。

また、許可申請のあった埋立て等について、その指導及び規制事務の総合調整を行うため、埋立問題調整会議を設置しており、条例の適用されない農地においても調整を行っていた。

しかし、「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」が制定され、3,000 ㎡以上の埋立て等は県条例が適用されることになったため、本市においても「野田市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」を制定、300 ㎡以上 3,000 ㎡未満の埋立て等を規制することになり、ともに平成 10 年 1 月 1 日に施行されている。新条例においては他法令の許可を得て行う埋立て等（農地埋立て等）についても条例が適用されることとなった。

年度別許可状況を表 11-6 に、県条例の許可に係る市への意見照会件数を表 11-7 に示す。

表 11-6 年度別許可状況

<市条例許可状況>

年 度	申請件数	許可面積	許可件数	取り下げ件数
平成 27 年	9	19,030.57 ㎡	9	1
平成 28 年	7	10,533.58 ㎡	6	0
平成 29 年	10	24,811.77 ㎡	11	0

<市条例変更許可状況（許可期間変更等）>

年 度	申請件数	許可件数	取り下げ件数
平成 27 年	5	5	0
平成 28 年	6	6	0
平成 29 年	4	4	0

表 11-7 県条例の許可に係る市への意見照会件数

年 度	件数	面積
平成 27 年	1	27,948.22 ㎡
平成 28 年	1	8,478.15 ㎡
平成 29 年	1	131,973.7 ㎡

放 射 能

1 放射性物質除染計画

(1) 放射性物質除染計画

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う、東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染が、関東地方にまで広がり、本市でも放射性物質が人の健康や生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することが喫緊の課題となった。

本市では、成人より放射線による影響が大きい子どもたちが、安心して生活できる環境を取り戻すことに重点を置き、子どもの利用が多い小・中学校、公園等の除染を優先させた、国よりも厳しい市独自基準の「野田市放射性物質除染計画」を策定した。本計画の居住空間における除染基準は、国の「地表 1 メートル空間放射線量率毎時 0.23 マイクロシーベルト以上」を採用せず、より厳しい「地表 5 センチメートルの空間放射線量率が毎時 0.23 マイクロシーベルト以上」の箇所とし、除染後に市全域において追加被ばく線量が、年間 1 ミリシーベルト以下となることを目指した。また、農地は、周辺に及ぼす影響を勘案し、「地表 1 メートルの空間放射線量率が毎時 0.23 マイクロシーベルト以上」の箇所を除染の対象とした。

除染の進捗状況は、子どもの利用が多い公共施設は平成 23 年度に概ね完了し、その他の施設も平成 24 年度中に完了した。また、私有地の除染は、平成 24 年度に除染申請のあった 1,826 件を平成 25 年 5 月までに完了した。

現在の放射性物質対策としては、公共施設は年に 1 回以上測定を行い、空間放射線量率を監視し、基準値以上の箇所が確認された場合には速やかに除染を実施することとし、また、私有地は空間放射線量率測定器の貸出を継続し、市民自ら計測して野田市の基準値以上の箇所が出た場合には、市が再度測定し、除染が必要な場合は速やかに対処している。

平成 28 年度の小中学校の太陽光パネル屋根貸事業の実施に伴い発覚した除染基準を上回る屋上の側溝汚泥について 5 校分を撤去し、29 年度は、残りの小中学校について除染作業を実施し、放射性セシウム濃度が 3,000Bq/kg 以下の汚泥については処分し、3,000Bq/kg を超え 8,000Bq/kg 以下の汚泥と 8,000Bq/kg 超の指定廃棄物については、市役所敷地内に設置した水槽に保管している。なお、屋上のある小中学校及び幼稚園の屋上（側溝汚泥を撤去した 5 校を含む）の空間線量を測定したところ、毎時 0.23 マイクロシーベルトを超えた学校はありませんでした。

除染の対象施設を表 12-1 に示す。

表12-1 除染対象施設一覧

《除染対象の区分》

除染対象区分名	主な施設
子どもが利用する公共施設等	市立の保育所・学童保育所・幼稚園・子ども館・小学校・中学校、私立の保育園・幼稚園・中学校、公園、児童遊園、道路（通学路）等
上記を除く市民が利用する公共施設等	多数の市民が利用する施設（市役所、関宿支所、コミュニティセンター、保健センター、公民館、図書館、文化

	施設、福祉施設、自治会館等)
私有地（宅地等）	原則として戸建て住宅等の敷地
農地等（休耕田、休耕畑を除く）	田、畑、果樹園、牧草地

2 空間放射線量率測定結果

本市では、平成 23 年 6 月 7 日より市内 9 か所において、空間放射線量率の定点測定を開始した。測定箇所及び主要な測定結果を表 12-2 に示す。

表 12-2 空間放射線量率測定結果

No	測 定 地 (所在地)	測定場所 (地面の形状)	測定高	①	②	③＝	④＝
				H23. 6. 7	H30. 2. 7	①－②	③／①
				空間放射線量率		減少量	減少率
				(マイクロシーベルト毎時)			%
1	関宿小学校 (野田市関宿台町)	校庭 (土)	100cm	0.13	0.06	0.07	53.85
			50cm	0.12	0.06	0.06	50.00
			5cm	0.14	0.07	0.07	50.00
2	二川小学校 (野田市桐ヶ作)	校庭 (土)	100cm	0.08	0.04	0.04	50.00
			50cm	0.08	0.04	0.04	50.00
			5cm	0.09	0.04	0.05	55.56
3	木間ヶ瀬保育所 (野田市木間ヶ瀬)	園庭 (土)	100cm	0.08	0.04	0.04	50.00
			50cm	0.08	0.04	0.04	50.00
			5cm	0.09	0.04	0.05	55.56
4	尾崎保育所 (野田市尾崎)	園庭 (土)	100cm	0.08	0.03	0.05	62.50
			50cm	0.09	0.04	0.05	55.56
			5cm	0.11	0.04	0.07	63.64
5	川間駅南第 1 公園 (野田市岩名 1 丁目)	公園 (土)	100cm	0.07	0.03	0.04	57.14
			50cm	0.09	0.03	0.06	66.67
			5cm	0.09	0.04	0.05	55.56
6	東部中学校 (野田市目吹)	校庭 (土)	100cm	0.09	0.04	0.05	55.56
			50cm	0.09	0.04	0.05	55.56
			5cm	0.10	0.04	0.06	60.00
7	野田幼稚園 (野田市野田)	園庭 (土)	100cm	0.11	0.06	0.05	45.45
			50cm	0.11	0.06	0.05	45.45
			5cm	0.13	0.06	0.07	53.85
8	うめさと子ども館 (野田市山崎)	園庭 (土)	100cm	0.13	0.04	0.09	69.23
			50cm	0.17	0.05	0.12	70.59
			5cm	0.25	0.05	0.2	80.00
9	福田保育所 (野田市木野崎)	園庭 (土)	100cm	0.19	0.04	0.15	78.95
			50cm	0.21	0.05	0.16	76.19
			5cm	0.23	0.05	0.18	78.26

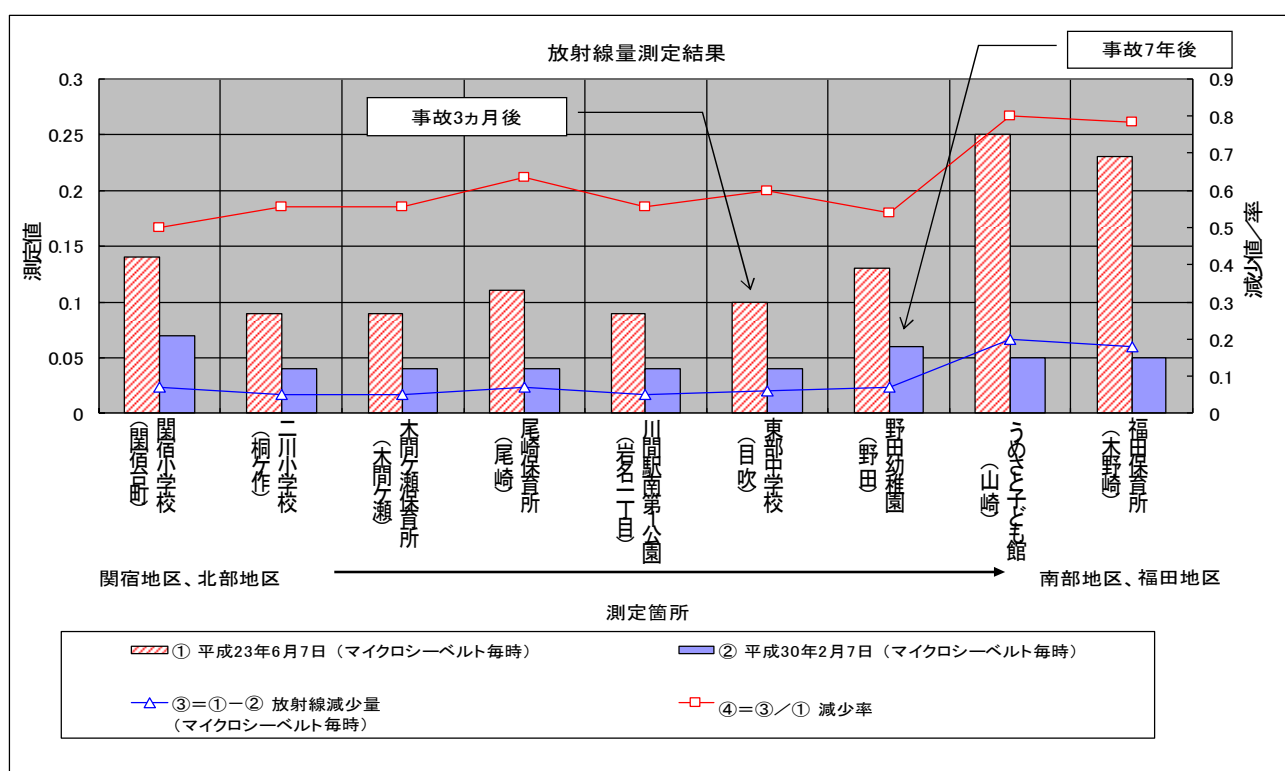
3 空間放射線量の分布と時間変動

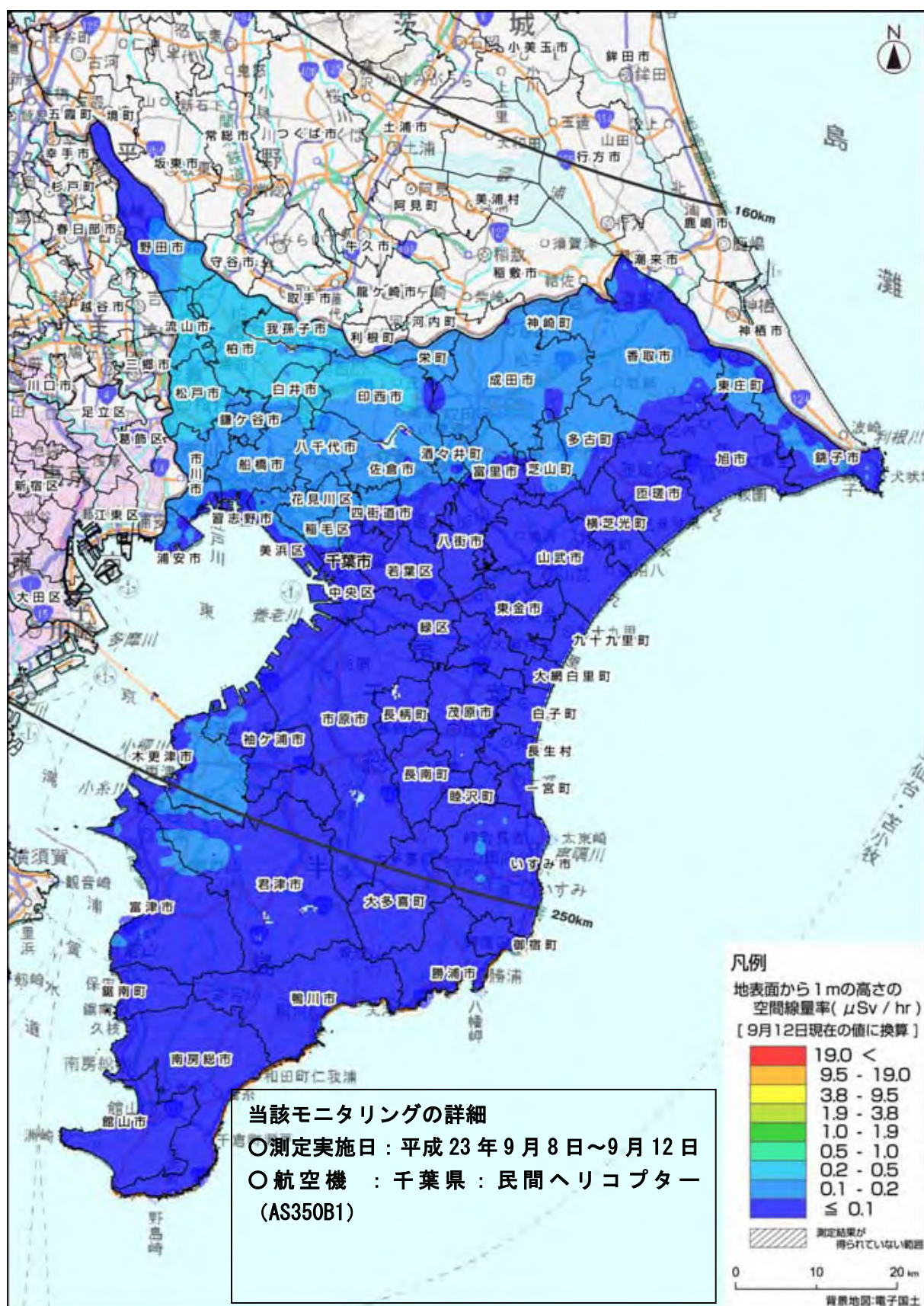
空間放射線量率の測定は、地域的な傾向を把握するため事故3ヵ月後の平成23年6月から、各地域1地点の定点測定を開始した。当初は南部・福田地域の測定地点で比較的高い値を示し、最大で毎時0.25マイクロシーベルトの場所があった。これは、文部科学省が実施した航空機モニタリングの結果と同様の傾向であった。

原子力発電所の事故3ヵ月後（平成23年6月）と約7年後（平成30年2月）の各地点における測定値を比較すると、平成29年度までに行った対策等により空間放射線量率が約45～80%低減されている。

今後も同一地点における空間放射線量率を継続的に測定し、変動を監視していく。

図12-1 空間放射線量分布及び減少状況





参考: 文部科学省による埼玉県及び千葉県の航空機モニタリングの測定結果について
 (千葉県内の地表面から1m高さの空間線量率)
 文部科学省による埼玉県及び千葉県の航空機モニタリング(平成23年9月29日発表)より

平成30年度 第3回環境審議会

議案第5号 ポイ捨て等調査結果について

- ① ポイ捨て等禁止重点区域（梅郷駅周辺）のポイ捨て等調査結果
- ② 重点区域（梅郷駅周辺）以外のポイ捨て等調査結果

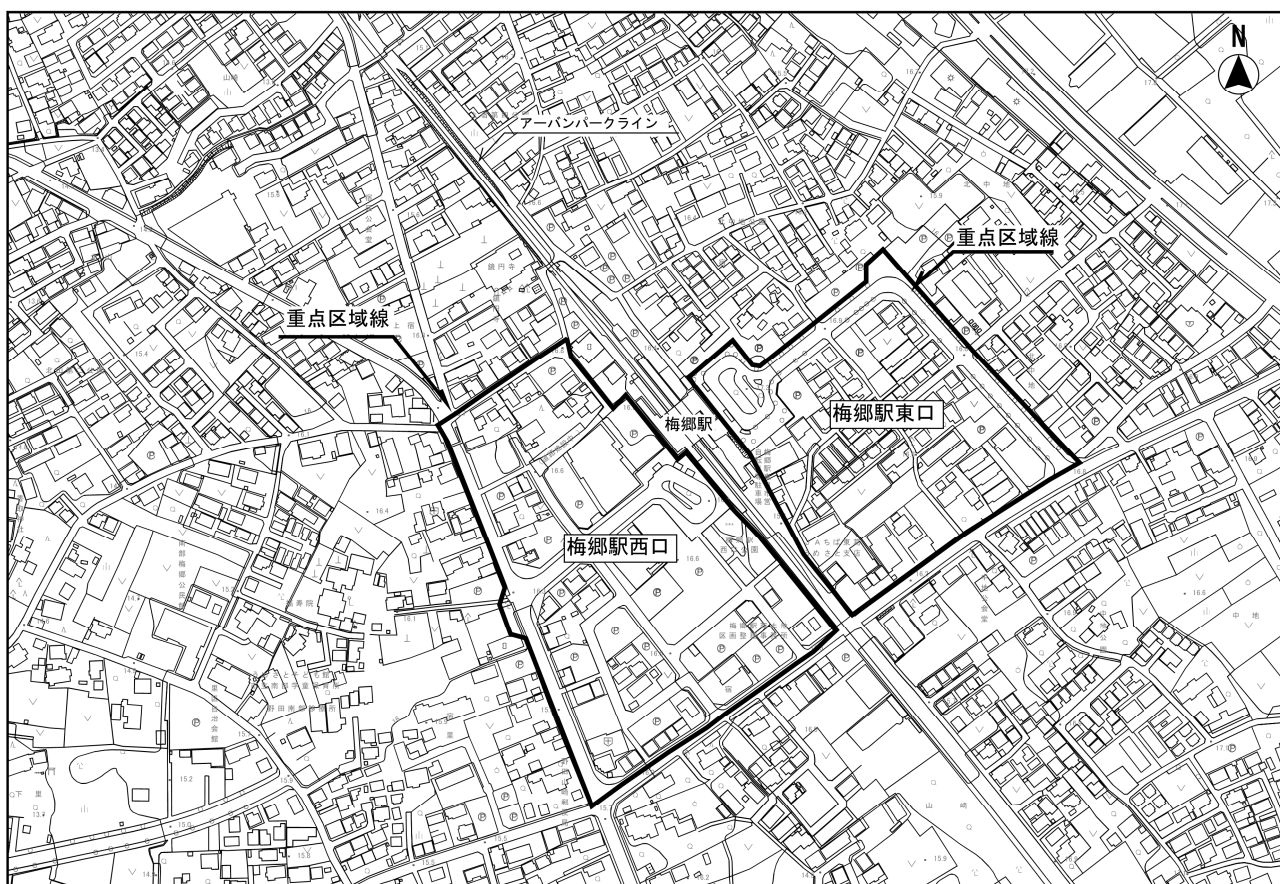
平成31年1月29日

1 ポイ捨て等禁止重点区域のポイ捨て等調査結果について

野田市ポイ捨て等禁止及び環境美化を推進する条例第 11 条に基づき、平成 28 年 4 月 1 日に指定した重点区域について、その効果を検証するため、重点区域内の路上喫煙やポイ捨ての現況調査を平成 28 年度から 29 年度は職員によるパトロールを実施し、30 年度からはより一層、市民の環境美化への意識の高揚を目的に委託によるパトロールに切り替えています。従いまして、30 年度からは、これまでの月 3 回のパトロールから月 6 回のパトロールに増大しています。

(1) 調査場所（下図のとおり）

- ① 梅郷駅東口周辺 約 4.1 h a
- ② 梅郷駅西口周辺 約 5.4 h a



(2) 調査期間

平成 30 年 4 月～平成 31 年 4 月

ただし、報告は 30 年 4 月～11 月までのデータとします。

月 6 回 原則、火曜日、木曜日に実施、ただし、隔週で水曜日のみを実施

(3) 調査内容

重点区域内のポイ捨て状況を把握しながら違反喫煙者の有無を確認し、歩行喫煙者や携帯灰皿を使用していない違反行為者に対しては、歩行喫煙等が禁止行為であることや重点区域内であることを周知し指導する。

- ① 違反喫煙者 歩行喫煙者、携帯灰皿を使用していない喫煙者数の把握
委託による調査時間 7:30～8:30、
防犯パトロール推進員による調査時間 17:00～17:30
- ② ポイ捨て 吸殻、缶、ビン、ペットボトル等のポイ捨て状況の把握

(4) 調査結果

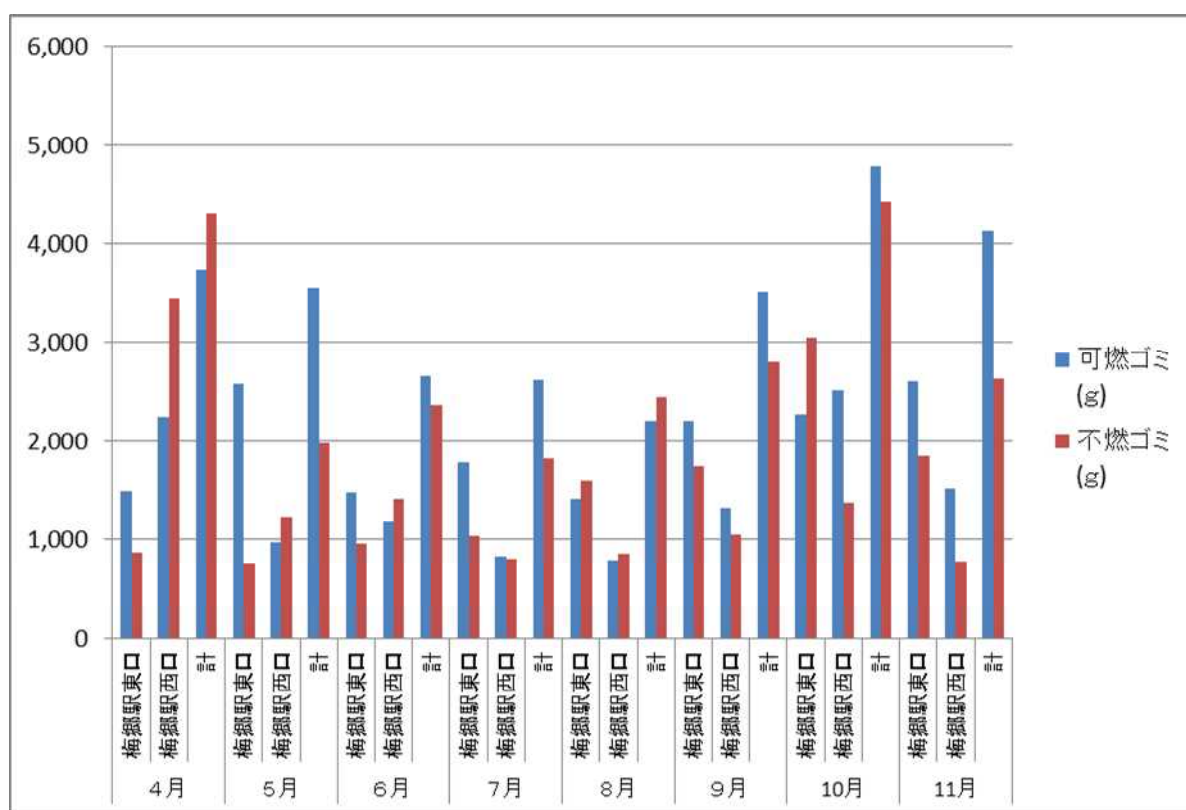
1) 重点区域におけるポイ捨て状況

① ポイ捨て状況

ア 可燃・不燃ゴミ

図-1 に示すとおり、30 年度は、夏場にゴミ量が減少し春先や秋口にゴミ量が増加する現象がみられました。29 年度の傾向は7月にピークを迎え、その後減少傾向を示し11月に再度上昇する動きを示しており、30 年度とは異なった動きを示しています。

図-1 ポイ捨て状況(可燃・不燃ゴミ)



②過去3年間の経年変化（たばこの吸殻）

過去3年の吸殻のポイ捨て状況をまとめたものを以下の表に示します。

表-1 吸殻ポイ捨て数の推移（平成28年度～平成30年度）

4月～11月迄		吸殻数(本)	平均/回・パトロール	全体平均
30年度	東口	8,289	518	407
	西口	4,736	296	
29年度	東口	2,709	339	412
	西口	3,889	486	
28年度	東口	4,611	576	567
	西口	4,455	557	



表-1 に示すとおり、平成30年度の数値が増加していますが、これはパトロール調査回数を月3回から6回に増大したことにより、吸殻を拾う本数が増えたものと考えられます。調査本数を調査した月数8で割って、さらに、30年度の調査本数を1/2に補正し平準化したものを以下に示します。



平準化した3年間の吸殻本数の推移は、東口は30年度に再上昇し、西口は、3年間をとおして減少傾向を示しています。

③過去3年間の経年変化（可燃ゴミ）

過去3年の可燃ゴミのポイ捨て状況をまとめたものを以下の表に示します。

表-2 可燃ゴミポイ捨て数の推移（平成28年度～平成30年度）

4月～11月迄		可燃ゴミ (g)	可燃ゴミ/(回・パト ロール数)(g)	全体平均 (g)
30年度	東口	15,831	989	849
	西口	11,331	708	
29年度	東口	5,225	653	969
	西口	10,275	1,284	
28年度	東口	5,744	718	752
	西口	6,283	785	

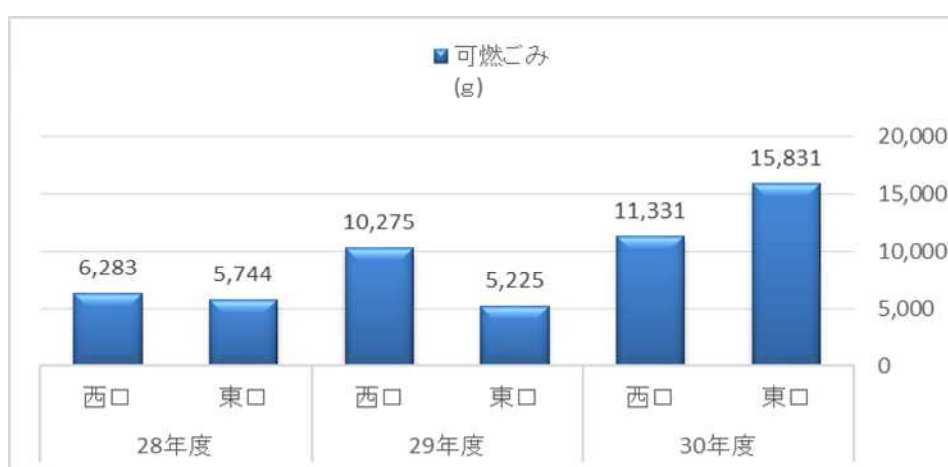
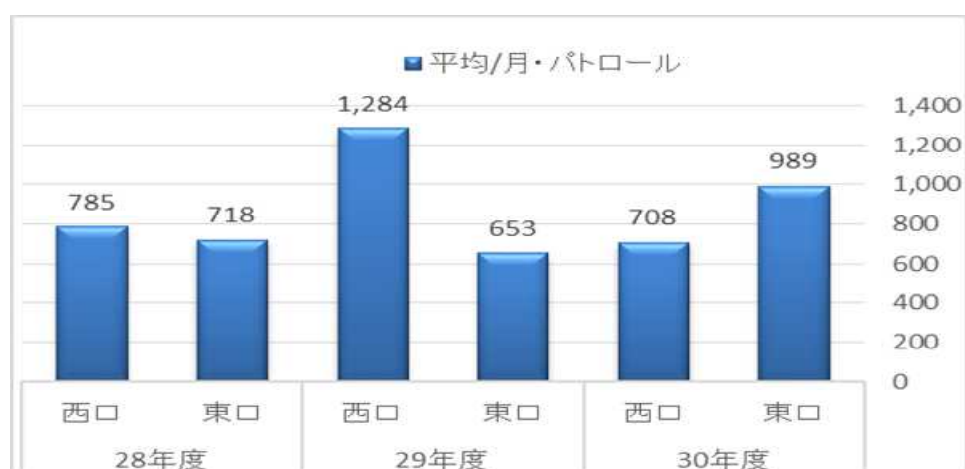


表-2に示すとおり、可燃ゴミの推移は、西口は29年から30年度に掛けては、ほぼ横ばいとなっていますが、東口については、29年度から30年度に掛けて増加が顕著（3倍増）となっています。原因は、不明ですがパトロールの回数を増やした以外の理由があると思われます。参考にゴミ量を調査した月数8で割って、さらに、30年度の調査量を1/2を掛けて補正し、平準化したものを以下に示します。



平準化した数値として、西口は29年度をピークに30年度に45%減少していますが、東口は30年度に51%増加する結果となっています。

④ 過去 3 年間の経年変化（不燃ゴミ）

過去 3 年の不燃ゴミのポイ捨て状況をまとめたものを以下の表に示します。

表-3 不燃ゴミポイ捨て数の推移（平成 28 年度～平成 30 年度）

4 月～11 月迄		不燃ゴミ (g)	平均/月・パトロール	全体平均
30 年度	東口	11,845	740	711
	西口	10,915	682	
29 年度	東口	6,855	857	1,041
	西口	9,805	1,226	
28 年度	東口	6,524	816	889
	西口	7,693	962	

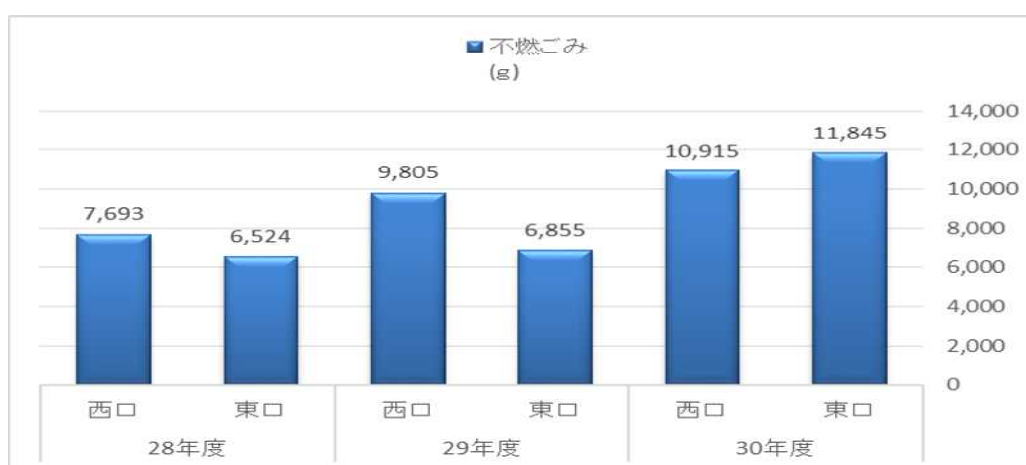
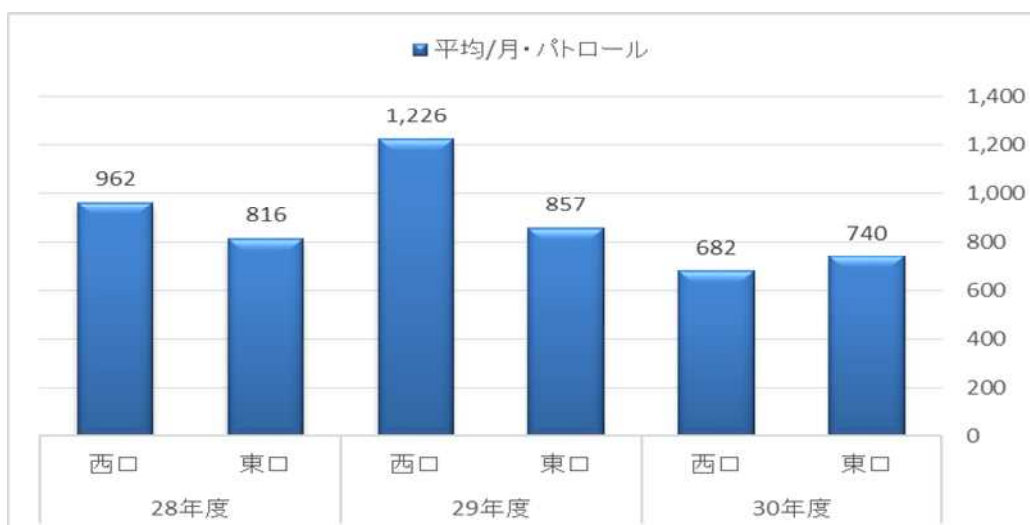


表-3 に示すとおり、不燃ゴミの推移は吸殻と同様、平成 30 年度の数値が若干増加していますが、これはパトロール調査回数の増大により、ゴミを拾う量が増えたことによるものと考えられます。ゴミ量を調査した月数 8 で割って、さらに、30 年度の調査量に 1/2 を掛けて平準化したものを以下に示します。



平準化した 3 年間の不燃ゴミの推移は、東口はほぼ横ばいを示し、西口は 30 年に改善されています。

2) 重点区域の違反喫煙者の状況について（平成30年度）

駅前広場において違反喫煙者の状況をまとめたものを表-4に示します。

表-4 違反喫煙者の調査結果一覧

実施月	箇 所	時間帯	携帯灰皿なし	歩行喫煙	吸殻ポイ捨て
4月	梅郷駅東口	7:30～ 8:30	4	1	0
	梅郷駅西口	7:30～ 8:30	0	1	0
	小 計		4	2	0
5月	梅郷駅東口	7:30～ 8:30	1	1	0
	梅郷駅西口	7:30～ 8:30	1	0	0
	小 計		2	1	0
6月	梅郷駅東口	7:30～ 8:30	0	0	0
	梅郷駅西口	7:30～ 8:30	1	1	0
	小 計		1	1	0
7月	梅郷駅東口	7:30～ 8:30	0	0	0
	梅郷駅西口	7:30～ 8:30	0	0	0
	小 計		0	0	0
8月	梅郷駅東口	7:30～ 8:30	1	0	0
	梅郷駅西口	7:30～ 8:30	0	0	0
	小 計		1	0	0
9月	梅郷駅東口	7:30～ 8:30	0	0	0
	梅郷駅西口	7:30～ 8:30	0	1	0
	小 計		0	1	0
10月	梅郷駅東口	7:30～ 8:30	1	1	0
	梅郷駅西口	7:30～ 8:30	1	1	0
	小 計		2	2	0
11月	梅郷駅東口	7:30～ 8:30	0	0	0
	梅郷駅西口	7:30～ 8:30	0	0	0
	小 計		0	0	0
4～11月計	梅郷駅東口	7:30～ 8:30			0
		計	7	3	0
	梅郷駅西口	7:30～ 8:30			0
		計	3	4	0
	小 計		10	7	0

平成30年4月～11月までのパトロール中に確認された違反喫煙者は、携帯灰皿なしの状態で喫煙している人は、10名でその内7名が東口で確認されています。

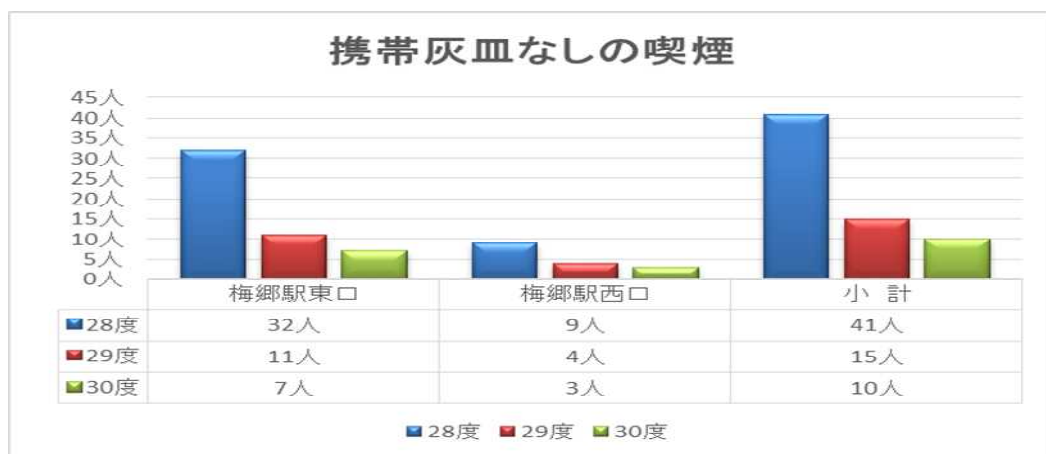
また、歩行喫煙者は、7名確認されており東口、西口とも3名から4名でありました。

① 過去3年間の違反喫煙者（灰皿なしでの喫煙）の推移について

過去3年間の灰皿なしでの喫煙者数をまとめたものを以下の表に示します。

表-5 過去3年間の灰皿なしでの喫煙者数

4月～11月までの数値	携 帯 灰 皿 な し		
年度	28年度	29年度	30年度
梅郷駅東口	32人	11人	7人
梅郷駅西口	9人	4人	3人
小 計	41人	15人	10人



灰皿なしでの喫煙者数は、東口及び西口共に減少傾向を示しており、減少率は67%～78%となっています。（28年度比）これは、違反喫煙者防止キャンペーン活動やパトロールの抑止効果と考えています。

② 過去3年間の違反喫煙者（歩行喫煙）の推移について

過去3年間の歩行喫煙者数をまとめたものを以下の表に示します。

表-6 過去3年間の歩行喫煙者数

4月～11月までの数値	歩行喫煙者		
年度	28年度	29年度	30年度
梅郷駅東口	32人	27人	3人
梅郷駅西口	26人	12人	4人
小 計	58人	39人	7人



歩行喫煙者数は、３０年度に東口及び西口とも激減しており、特に東口が顕著となっています。全体の減少率は、８７％の減少となっており、喫煙者の意識として、歩行喫煙は、接触によって火傷などが発生する恐れがあり、社会の常識として根付いている表れと考えています。

(５) まとめ

重点区域の３年間の調査結果として、ポイ捨て状況は、たばこ吸殻、可燃ゴミ、不燃ゴミ共にほぼ横ばいを示していますが、西口のたばこのポイ捨てについては、３０年度に急上昇する残念な結果となっています。原因は不明ですが、パトロール中の違反喫煙者は、確実に激減していることから、パトロール員の目が届かないところで、未だポイ捨てをする人が減らない状況であることが推察されます。従いまして、３０年度以降も、市民（喫煙者）のモラルを高めることが環境美化に欠かせない手段であることから、より一層のマナーの周知徹底を図るため、市民等に対し直接呼びかけるパトロールを継続すると共に、ポイ捨て防止キャンペーンを実施してまいります。

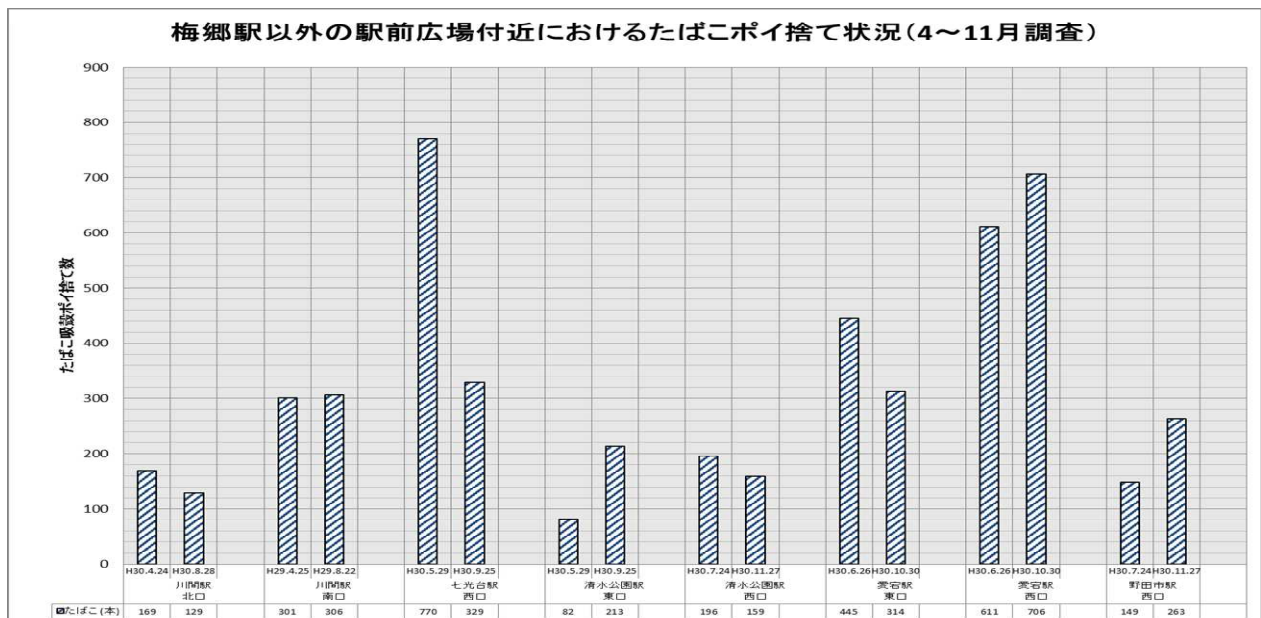
2 梅郷駅以外の駅周辺のポイ捨て等調査結果について

重点区域以外の駅についても、ポイ捨て状況や違反喫煙者の状況を把握するため、年に3回程度調査を実施しています。

(1) ポイ捨て状況（たばこの吸殻）

吸殻のポイ捨て数は、29年度調査に引き続き七光台駅西口が1回当たりの調査で500本以上確認されていますが、川間駅北口、七光台駅西口、清水公園駅西口、愛宕駅東口で、2回目の調査結果が減少傾向を示しています。特に、七光台駅西口の減少は顕著であり3回目の調査に注視してまいります。また、清水公園駅東口、愛宕駅西口、野田市駅西口で、増加傾向を示しており、今後の動きを注視する必要があると考えています。

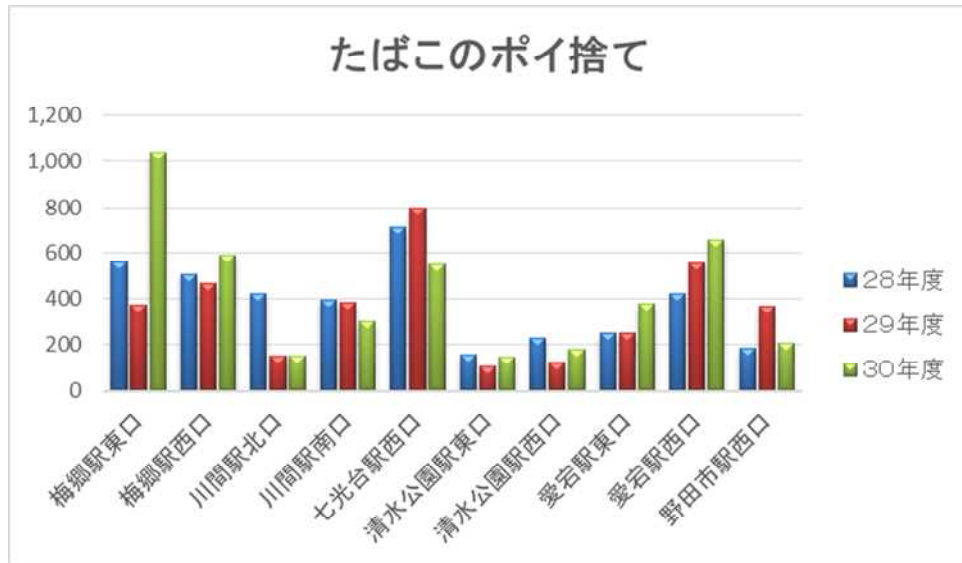
図-2 たばこのポイ捨て状況



過去3年間の調査結果の推移を表-7に示します。

表-7 過去3年のたばこポイ捨て数の推移(本/回)

	28年度	29年度	30年度
梅郷駅東口	566	376	1,036
梅郷駅西口	510	468	592
川間駅北口	422	149	149
川間駅南口	395	386	304
七光台駅西口	716	797	550
清水公園駅東口	155	105	148
清水公園駅西口	231	123	178
愛宕駅東口	250	250	380
愛宕駅西口	422	559	659
野田市駅西口	185	368	206

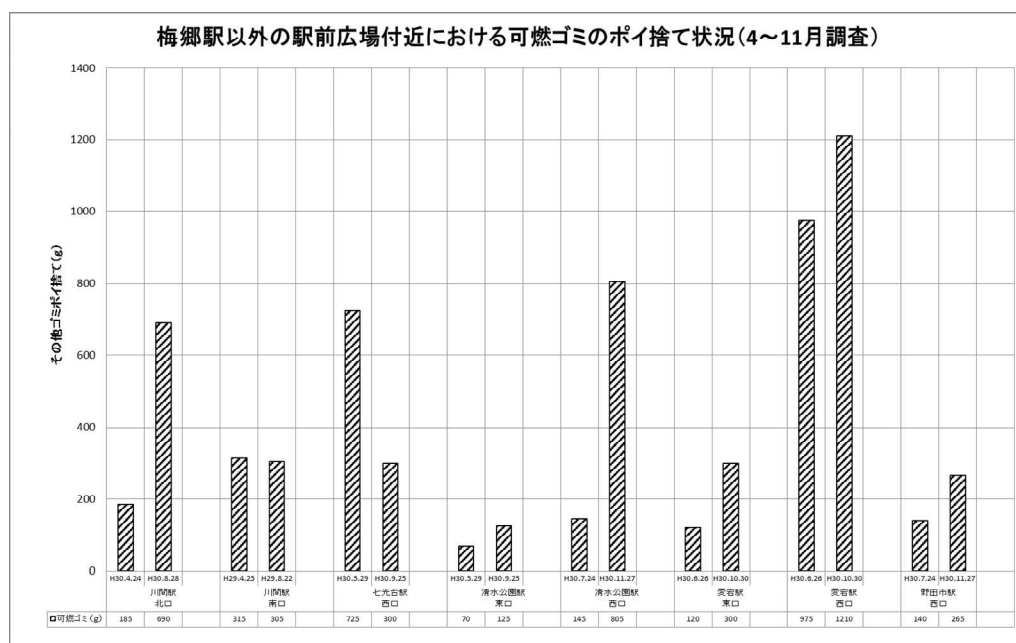


過去3年間の推移は3年間をとおして上昇傾向を示している駅は、愛宕駅西口1ヶ所であり、29年度から30年度に掛けて再上昇している駅は、清水公園駅東西口、愛宕駅東口の3ヶ所となっています。また、30年度に掛けて改善がみられる駅は、川間駅、七光台駅西口、野田市駅西口の4ヶ所となっています。特に川間駅北口は、65%の減少が確認されており、31年度の動きに注視してまいります。

(2) ポイ捨て状況（可燃ゴミ）

可燃ゴミのポイ捨て状況は、29年度に引き続き愛宕駅西口で最大値を示しており、1,210gとなっています。各駅の30年度の平均値は、七光台駅西口及び清水公園駅西口で調査1回当たり約500gであり、それ以外の駅は、200g程度と比較的きれいな状態となっています。

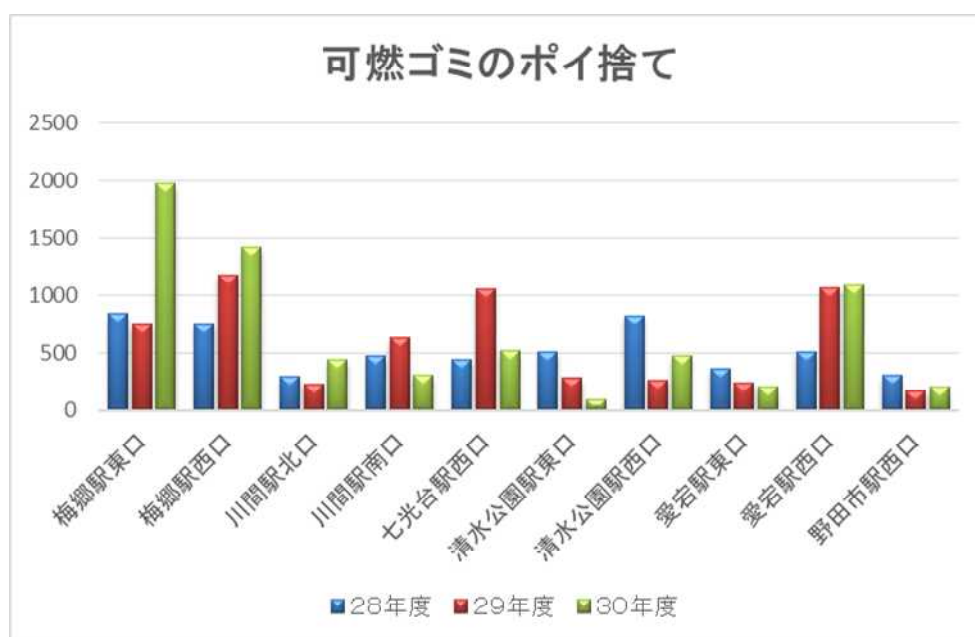
図-3 可燃ゴミのポイ捨て状況



過去３年間の調査結果の推移を表-8 に示します。

表-8 過去３年間の可燃ゴミの推移（g/回）

	28年度	29年度	30年度
梅郷駅東口	836	751	1979
梅郷駅西口	756	1179	1416
川間駅北口	299	230	438
川間駅南口	472	625	310
七光台駅西口	443	1052	513
清水公園駅東口	502	280	98
清水公園駅西口	823	265	475
愛宕駅東口	360	243	210
愛宕駅西口	510	1063	1093
野田市駅西口	308	173	203

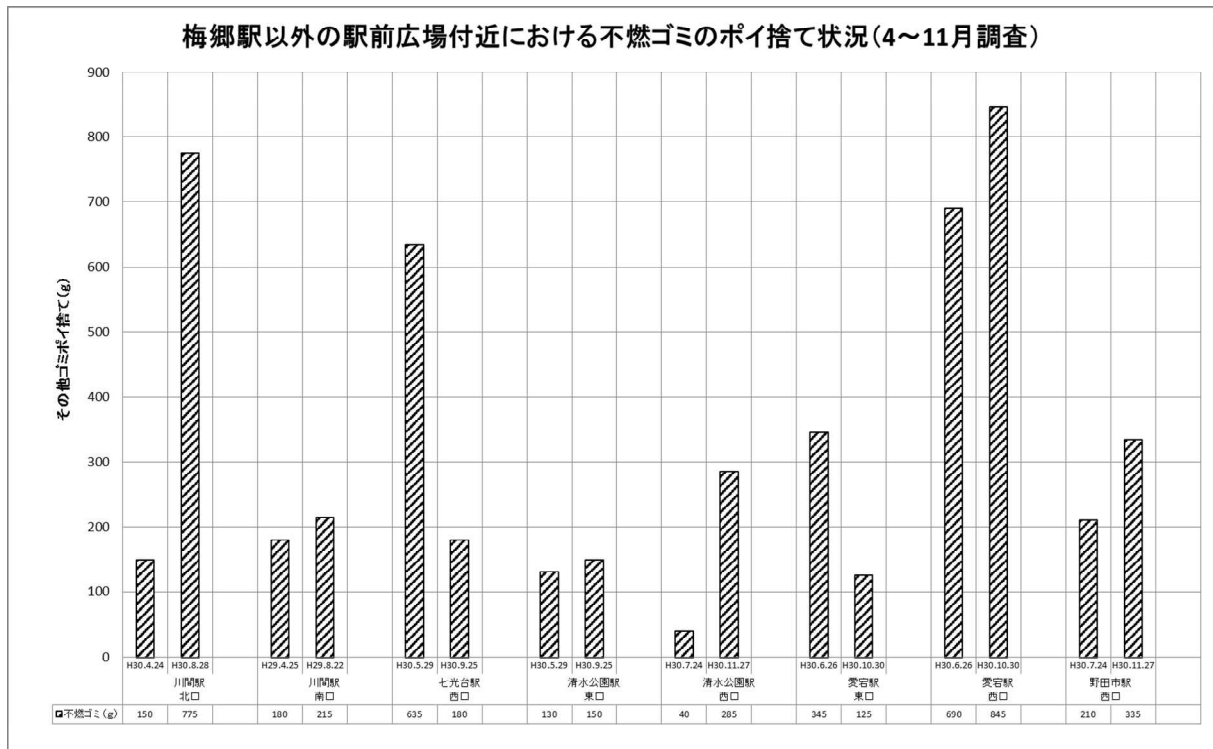


過去３年間の推移として、上昇傾向を示している駅は、梅郷駅西口と愛宕駅西口の２ヶ所となっており、２９年度から３０年度に掛けて再上昇している駅は、川間駅北口、清水公園駅西口、野田市駅西口の３ヶ所であり、３０年度に改善がみられる駅は、川間駅南口、七光台西口の２ヶ所となっています。また、清水公園駅東口、愛宕駅東口は、３年間をとおして減少傾向を示しています。

(3) ポイ捨て状況（不燃ゴミ）

不燃ゴミのポイ捨て状況は、可燃ゴミと同様に愛宕駅西口で最大値を示しており、845 g となっています。各駅の30年度の平均値は、川間駅北口、七光台駅西口で調査1回あたり400 g以上となっていますが、それ以外の駅は、150 g～300 g程度となっています。

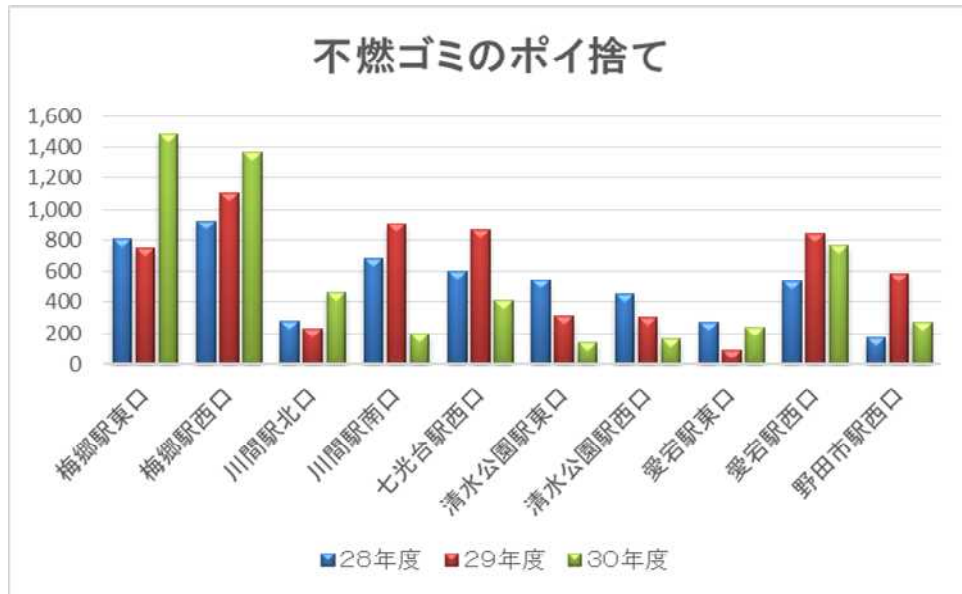
図-4 不燃ゴミのポイ捨て状況



過去3年間の調査結果（平均値）の推移を表-9に示します。

表-9 過去3年間の不燃ゴミの推移（g/回）

	28年度	29年度	30年度
梅郷駅東口	807	748	1,481
梅郷駅西口	799	1,103	1,416
川間駅北口	277	227	463
川間駅南口	685	907	198
七光台駅西口	602	867	408
清水公園駅東口	543	317	140
清水公園駅西口	450	303	163
愛宕駅東口	275	88	235
愛宕駅西口	537	840	768
野田市駅西口	173	585	273



過去3年間の推移として、梅郷駅西口以外で継続的に上昇傾向を示している駅はありません。29年度から30年度に掛けて再上昇している駅は、川間駅北口と愛宕駅東口の2ヶ所であり、可燃ゴミとは異なる結果となりました。また、30年度に改善がみられる駅は、川間駅南口、七光台西口、愛宕駅西口、野田市駅西口の4ヶ所となっています。また、3年間をとおして減少傾向を示している駅は、清水公園駅となっています。

(4) まとめ

全体的には、愛宕駅東口、清水公園駅東口、清水公園駅西口がきれいな印象となっています。また、駅前に店舗がある愛宕駅西口や七光台駅西口が汚れている印象となっています。川間駅北口については、たばこの吸殻が大きく減少していますが、可燃・不燃ゴミについては、30年度に再び上昇する傾向を示しています。

毎年、近隣17市の喫煙マナー向上・ポイ捨て防止合同啓発キャンペーンを10月に実施しており、今年も重点区域の梅郷駅や愛宕駅、川間駅で啓発用のティッシュや携帯灰皿の配布を行い、啓発に努めています。

今後も、ゴミのポイ捨てが多い七光台駅西口を加え、啓発キャンペーンを継続していきます。



平成 30 年度 第 3 回環境審議会

議案第 6 号

委員名簿のホームページ公表について

【ホームページ公表案】

氏名	任期	選出区分	備考
浅野 幸男	平成 30 年 12 月 1 日から 平成 32 年 11 月 30 日まで	学識経験者 (環境科学)	
鍛冶 利幸	平成 30 年 12 月 1 日から 平成 32 年 11 月 30 日まで	学識経験者 (薬学)	
金本 秀之	平成 30 年 12 月 1 日から 平成 32 年 11 月 30 日まで	学識経験者 (医師会)	
菊池 喜昭	平成 30 年 12 月 1 日から 平成 32 年 11 月 30 日まで	学識経験者 (理工学)	
島田 ゆかり	平成 30 年 12 月 1 日から 平成 32 年 11 月 30 日まで	学識経験者 (薬剤師会)	
関根 理恵	平成 30 年 12 月 1 日から 平成 32 年 11 月 30 日まで	学識経験者 (社会学)	
今井 泰彦	平成 30 年 12 月 1 日から 平成 32 年 11 月 30 日まで	商工団体を代表する者	
竹澤 浩美	平成 30 年 12 月 1 日から 平成 32 年 11 月 30 日まで	商工団体を代表する者	
館岡 誠	平成 30 年 12 月 1 日から 平成 32 年 11 月 30 日まで	農業団体を代表する者	
横山 幸男	平成 30 年 12 月 1 日から 平成 32 年 11 月 30 日まで	労働団体を代表する者	
上口 清彦	平成 30 年 12 月 1 日から 平成 32 年 11 月 30 日まで	公募に応じた市民 (環境カウンセラー)	
添野 博	平成 30 年 12 月 1 日から 平成 32 年 11 月 30 日まで	公募に応じた市民	
五百川 和家恵	平成 30 年 12 月 1 日から 平成 32 年 11 月 30 日まで	その他市長が必要と認めた者	
山中 啓司	平成 30 年 12 月 1 日から 平成 32 年 11 月 30 日まで	その他市長が必要と認めた者	

※括弧書きは専門分野等

平成31年 1月29日

野田市長 鈴木 有 様

野田市環境審議会

委員長 菊池 喜昭



野田市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例の制定について
(答申)

平成30年10月17日付け野環環第176号で諮問のありました野田市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例の制定について、当審議会において慎重に審議した結果、別添1の条例制定案の概要に基づき、別添2の条例制定案のとおり答申します。

なお、今後は条例に基づき、太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理に関して、災害の防止、良好な生活環境の維持並びに豊かな自然環境及び魅力ある景観の保全を図るよう、適切に指導されるよう求めます。

野田市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例(案) 概要

1 条例制定の目的

太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理に関して、事業の事前周知や事前協議、事業の着手、完了時における届出、維持管理等に係る遵守事項を義務付けることで、災害の防止、良好な生活環境の維持並びに豊かな自然環境及び魅力ある景観の保全を図ろうとするものです。

2 条例(案)の主な内容

(1) 定義【第2条】

① 太陽光発電設備

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、太陽光を再生可能エネルギー源とする設備（建築物の屋根又は屋上に設置するもの、送電に係る電柱等を除く。）

② 設置事業

太陽光発電設備の設置を行う事業（盛土、切土等の土地の造成並びに立木及び竹木の伐採を含む。）

③ 発電事業

太陽光発電設備による発電その他の太陽光発電設備の維持管理を行う事業

④ 地域住民

事業区域を含む自治会（一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成される団体をいう。）の区域に居住する住民

⑤ 近隣関係者

事業区域の境界から50メートル以内の区域に土地又は建築物を所有する者及び当該建築物に居住する者

(2) 事業者の責務【第4条】

設置事業及び発電事業の実施に当たり、関係法令及びこの条例を遵守し、本市における災害の防止、良好な生活環境の維持並びに豊かな自然環境及び魅力ある景観の保全に十分配慮するとともに、地域住民及び近隣関係者（以下「地域住民等」という。）との良好な関係を保つよう努めなければならないことを規定します。

(3) 適用範囲【第5条】

発電出力が30キロワット以上の太陽光発電設備に係る設置事業及び発電事業について適用することを規定します。

(4) 抑制区域【第6条】

- ① 災害の防止、良好な生活環境の維持並びに豊かな自然環境及び魅力ある景観の保全が必要な地区を抑制区域として指定することを規定します。
- ② 抑制区域において設置事業が計画された場合は、当該事業者に対し、当該設置事業を自粛するよう要請することを規定します。

※具体的な抑制区域については条例施行規則（案）第3条で野田市全域と規定します。

(5) 設置事業の周知等【第7条】

- ① 事業者は、周知又は説明会の開催により、地域住民等の理解を得るよう努めなければならないことを規定します。
- ② 事業者は、事業に着手しようとする日の60日前から設置事業が完了する日まで、規則で定める看板を設置しなければならないことを規定します。

(6) 届出及び協議【第8条】

事業者は、市内において設置事業を実施しようとするときは、当該設置事業に着手しようとする日の60日前までに、次に掲げる事項を記載した事前協議書を市長に届け出ることにより、市長と設置事業に関する協議を開始しなければなりません。

- ① 事業者の氏名、住所及び連絡先（法人にあっては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び連絡先）
- ② 設置事業の着手予定年月日及び完了予定年月日
- ③ 事業区域の所在、地番、地目及び面積
- ④ 設置事業及び発電事業の内容

(7) 事業に関する遵守事項【第11条】

- ① 事業者は、設置事業及び発電事業の実施に当たっては、規則で定める事項を遵守しなければなりません。

主な遵守事項

- **関連法令等の遵守**

電気事業法を遵守し、太陽光発電設備の工事を行うことができる有資格者が決定していること等

- **事業の確実性**

事業者が事業区域の土地及び建物を使用する権利があること又は所有者の同意を得ていること等

- **生活環境の維持**

太陽光発電設備のパネルによる反射光に関して、事前に地域住民等と協議し、必要な対策を講じること等

- **魅力ある景観の保全**

市街地、住宅地等の街並み等景観を阻害しないように太陽光発電設備の設置位置、形態意匠、色彩等に配慮すること等

- **災害の防止(防災安全対策)**

造成により、のり面が生じた場合、当該のり面が擁壁で覆われているか又はのり面の保護対策がされていること等

- ② 事業者は、発電事業の開始の日から当該発電事業が終了する日まで、規則で定める看板を設置しなければなりません。

※具体的な遵守事項は、設置事業については条例施行規則（案）別表第２、発電事業については条例施行規則（案）別表第３（発電事業）で定めています。

(8) 報告及び立入調査【第 13 条】

市長は、事業者に対し、設置事業や発電事業に関する報告や資料の提出を求め、又は市の職員に営業所、事業所、事業区域に立ち入らせ、設置事業又は発電事業に関する事項についての調査や関係者に対して質問をさせることができることを規定します。

(9) 助言、指導及び勧告【第 14 条】

市長は、事業者に対して、必要な措置を講ずるよう助言又は指導を行うことができることを規定します。

また、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができることを規定します。

- ① 事業者が事前協議による届出をしない、または虚偽の届出をしたとき。
- ② 事業者が正当な理由なく、事前協議終了の通知を受ける前に事業に着手したとき。
- ③ 事業者が報告や資料の提出をしない、又は虚偽の報告や資料の提出をしたとき、又は立入調査を拒み、妨げ、忌避し、質問に対して答弁をしない、又は虚偽の答弁をしたとき。
- ④ 助言又は指導に正当な理由がなく従わなかったとき。

(10) 公表【第 15 条】

勧告を受けた事業者が、正当な理由がなく勧告に従わないときは、当該勧告に従わない事業者の氏名、住所及び勧告の内容を公表することができることを規定します。ただし、あらかじめ事業者に対して、公表の理由を通知し、意見を述べる機会を与えます。

3 条例の施行日について

平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、条例施行時、「電力会社への接続契約を申込済である」案件については、発電事業に係る遵守事項や届出について適用し、設置事業に係る遵守事項や届出については適用除外とします。

野田市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、市内における太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理に関し必要な事項を定めることにより、災害の防止、良好な生活環境の維持並びに豊かな自然環境及び魅力ある景観の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第3項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、太陽光を再生可能エネルギー源とする設備（建築物の屋根又は屋上に設置するもの、送電に係る電柱等を除く。）をいう。
- (2) 設置事業 太陽光発電設備の設置を行う事業（盛土、切土等の土地の造成並びに立木及び竹木の伐採を含む。）をいう。
- (3) 発電事業 太陽光発電設備による発電その他の太陽光発電設備の維持管理を行う事業をいう。
- (4) 事業者 設置事業又は発電事業を行う者をいう。
- (5) 事業区域 設置事業又は発電事業を行う一団の土地（継続的又は一体的に当該設置事業又は当該発電事業を行う土地を含む。）をいう。
- (6) 地域住民 事業区域を含む自治会（一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成される団体をいう。）の区域に居住する住民をいう。
- (7) 近隣関係者 事業区域の境界から50メートル以内の区域に土地又は建築物を所有する者及び当該建築物に居住する者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、設置事業及び発電事業の実施に当たり、関係法令及びこの条例を遵守し、本市における災害の防止、良好な生活環境の維持並びに豊かな自然環境及び魅力ある景観の保全に十分配慮するとともに、地域住民及び近隣関係者（以下「地域住民等」という。）との良好な関係を保つよう努めなければならない。

(適用範囲)

第5条 この条例の規定は、発電出力が30キロワット以上の太陽光発電設備に係る設置事業及び発電事業について適用する。

(抑制区域)

第6条 市長は、本市における災害の防止、良好な生活環境の維持並びに豊かな自然環境及び魅力ある景観の保全が必要な地区を抑制区域として指定するものとする。

2 市長は、抑制区域において設置事業が計画された場合は、当該事業者に対し、当該設置事業を自粛するよう要請するものとする。

(設置事業の周知等)

第7条 事業者は、次条第1項の規定による届出を行う前に、地域住民等に対し、同項各号に掲げる事項、当該設置事業の工事に係る施工方法及び安全対策その他周知すべき事項を周知するとともに、地域住民等から当該設置事業に係る説明会の開催の要請があったときは、これに応じなければならない。

2 事業者は、前項の周知又は説明会の開催により、地域住民等の理解を得るよう努めなければならない。

3 事業者は、設置事業に着手しようとする日の60日前から当該設置事業が完了する日まで、規則で定める看板を事業区域内の見やすい場所に設置しなければならない。

(届出及び協議)

第8条 事業者は、市内において設置事業を実施しようとするときは、当該設置事業に着手しようとする日の60日前までに、次に掲げる事項を市長に届け出ることにより、市長と設置事業に関する協議を開始しなければならない。

(1) 事業者の氏名、住所及び連絡先（法人にあっては、その名称、代表者の

氏名、主たる事務所の所在地及び連絡先)

(2) 設置事業の着手予定年月日及び完了予定年月日

(3) 事業区域の所在、地番、地目及び面積

(4) 設置事業及び発電事業の内容

(5) その他市長が必要と認める事項

2 事業者は、前項の規定により届け出た事項に変更が生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(協議終了の通知)

第9条 市長は、前条第1項の規定による協議が終了したときは、事業者に当該協議が終了した旨を通知するものとする。

2 市長は、必要に応じて、前項の通知に意見を付すものとする。

3 事業者は、第1項の通知を受けるまでは、設置事業に着手してはならない。

(事業の着手等の届出)

第10条 事業者は、設置事業の着手、完了、中止若しくは再開又は発電事業の開始若しくは終了をした場合は、速やかに市長に届け出なければならない。

(事業に関する遵守事項)

第11条 事業者は、設置事業及び発電事業の実施に当たっては、規則で定める事項を遵守しなければならない。

2 事業者は、発電事業の開始の日から当該発電事業が終了する日まで、規則で定める看板を事業区域内の見やすい場所に設置しなければならない。

(事業の完了又は終了の確認)

第12条 市長は、第10条の規定による設置事業の完了の届出又は発電事業の終了の届出があったときは、当該設置事業の完了又は当該発電事業の終了の状況について確認を行うものとする。

(報告及び立入調査)

第13条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、設置事業若しくは発電事業に関する報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、営業所、事業所若しくは事業区域に立ち入らせ、設置事業若しくは発電事業に関する事項について調査させ、若しくは関係者に対する質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(助言、指導及び勧告)

第14条 市長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に対し、必要な措置を講ずるよう助言又は指導をすることができる。

2 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 第8条第1項又は第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(2) 正当な理由がなく第9条第1項の規定による協議が終了した旨の通知を受ける前に事業に着手したとき。

(3) 前条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(4) 前項の規定による助言又は指導に正当な理由がなく従わなかったとき。

(公表)

第15条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、当該事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに当該勧告の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該事業者に対し、その旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第7条、第8条、第9条、第10条（設置事業に係る部分に限る。）及び第11条第1項（設置事業に係る部分に限る。）の規定は、この条例の施行前にされた特定契約（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第2条第5項に規定する特定契約をいう。）の申込みに係る太陽光発電設備に係る設置事業については、適用しない。
- 3 この条例の規定は、この条例の施行前に開始された発電事業については、適用しない。